

目 次

1. 会期日程表	1
2. 令和2年11月30日(月曜日)	5
3. 議事日程(第1号)	5
4. 開 会	11
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	11
6. 日程第2 会期の決定	11
7. 日程第3 市長あいさつ	11
8. 日程第4 議長辞職について	14
9. 日程第5 議長選挙	15
10. 日程第6 決議案上程(決議案第4号)	17
11. 日程第7 提案理由の説明	17
12. 日程第8 決議案審議(質疑・議員間討議・討論・採決) (決議案第4号)	19
13. 日程第9 市長提出議案上程(議第103号から議第126号まで)	22
14. 日程第10 提案理由の説明	22
15. 日程第11 委員長報告	29
16. 決算特別委員長報告	29
17. 日程第12 質疑・議員間討議・討論・採決 (議第76号から議第84号まで)	34
18. 日程第13 議案の委員会付託	36
19. 日程第14 委員長報告	37
20. 総務委員長報告	37
21. 日程第15 質疑・議員間討議・討論・採決 (議第112号から議第115号まで 先議)	39
22. 日程第16 市長提出議案審議(質疑・議員間討議・討論・採決) (議第125号 先議)	40
23. 散 会	41
24. 令和2年12月9日(水曜日)	45
25. 議事日程(第2号)	45
26. 開 議	48
27. 日程第1 一般質問	48
28. 近松恵美子議員 質問	48

29. 徳村登志郎議員 質問	59
30. 松本憲二議員 質問	68
31. 古奥俊男議員 質問	80
32. 日程第2 文教厚生委員会正副委員長互選結果報告	88
33. 日程第3 議会運営委員会委員、議会改革推進特別委員会委員及び 議会広報広聴特別委員会委員の辞任報告	89
34. 日程第4 議会運営委員会委員、議会改革推進特別委員会委員及び 議会広報広聴特別委員会委員の選任	89
35. 散 会	89
36. 令和2年12月10日（木曜日）	93
37. 議事日程（第3号）	93
38. 開 議	96
39. 日程第1 一般質問	96
40. 西川裕文議員 質問	96
41. 吉田憲司議員 質問	103
42. 赤松英康議員 質問	116
43. 田畑久吉議員 質問	119
44. 散 会	125
45. 令和2年12月11日（金曜日）	129
46. 議事日程（第4号）	129
47. 開 議	132
48. 日程第1 一般質問	132
49. 前田正治議員 質問	132
50. 北本将幸議員 質問	146
51. 吉田真樹子議員 質問	163
52. 江田計司議員 質問	174
53. 日程第2 市長提出追加議案上程（議第127号及び議第128号）	182
54. 日程第3 提案理由の説明	182
55. 日程第4 報告（5件）	183
56. 日程第5 議案の委員会付託	185
57. 散 会	187

58.	令和2年12月23日（水曜日）	191
59.	議事日程（第5号）	191
60.	開 議	195
61.	日程第1 委員長報告	195
62.	総務委員長報告	195
63.	建設経済委員長報告	198
64.	文教厚生委員長報告	200
65.	日程第2 質疑・議員間討議・討論・採決 （議第103号から議第111号まで、議第116号から議第 124号まで、議第127号及び議第128号）	203
66.	日程第3 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決） （議第126号）	205
67.	日程第4 委員会の中間報告 （有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員長報告）	206
68.	日程第5 議員派遣の件	208
69.	日程第6 議員提出議案上程（議員提出第3号）	209
70.	日程第7 提案理由の説明	210
71.	日程第8 議員提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決） （議員提出第3号）	210
72.	日程第9 くまもと県北病院機構設立組合議会議員補欠選挙	211
73.	日程第10 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	212
74.	閉 会	215
75.	署 名 欄	216

令和2年第8回玉名市議会定例会会期日程表
 (会期 11月30日から12月23日までの24日間)

月	日	曜	開議時刻	会議別	摘 要
11	30	月	午前10時	本会議	開会宣告 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長あいさつ 議長辞職について 市長提出議案上程 提案理由の説明 決算特別委員長報告 質疑・議員間討議・討論・採決 議案の委員会付託 総務委員長報告 質疑・議員間討議・討論・採決(先議) 市長提出議案審議(先議)
12	1	火		休 会	(一般質問発言通告締切 正午)
12	2	水		休 会	
12	3	木			
12	4	金		休 会	
12	5	土		休 会	(市の休日)
12	6	日		休 会	(市の休日)
12	7	月		休 会	
12	8	火		休 会	
12	9	水	午前10時	本会議	一般質問
12	10	木	午前10時	本会議	一般質問
12	11	金	午前10時	本会議	一般質問 議案の委員会付託
12	12	土		休 会	(市の休日)
12	13	日		休 会	(市の休日)
12	14	月		休 会	
12	15	火	午前10時	委員会	総務委員会
12	16	水	午前10時	委員会	建設経済委員会
12	17	木	午前10時	委員会	文教厚生委員会
12	18	金		休 会	
12	19	土		休 会	(市の休日)
12	20	日		休 会	(市の休日)
12	21	月		休 会	
12	22	火		休 会	
12	23	水	午前10時	本会議	委員長報告 質疑・議員間討議・討論・採決 閉会宣告

第 1 号

1 1 月 3 0 日 (月)

令和2年第8回玉名市議会定例会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

令和2年11月30日（月曜日）午前10時00分開会

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 議長辞職について
- 日程第5 市長提出議案上程

（議第103号から議第126号まで）

- 議第103号 令和2年度玉名市一般会計補正予算（第11号）
- 議第104号 令和2年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第105号 令和2年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議第106号 令和2年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第107号 令和2年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第108号 令和2年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第109号 令和2年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第110号 令和2年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第111号 令和2年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）
- 議第112号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第113号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第114号 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第115号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第116号 玉名市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第117号 玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第118号 玉名市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第119号 玉名市浄化槽市町村整備推進事業減債基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第120号 玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第121号 玉名市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例

の一部を改正する条例の制定について

議第122号 くまもと県北病院機構設立組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

議第123号 普通財産の無償譲渡について

議第124号 普通財産の無償貸付けについて

議第125号 教育長の任命について

議第126号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第6 提案理由の説明

日程第7 委員長報告

1 決算特別委員長報告

日程第8 質疑・議員間討議・討論・採決

(議第76号から議第84号まで)

議第76号 令和元年度玉名市一般会計歳入歳出決算

議第77号 令和元年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

議第78号 令和元年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

議第79号 令和元年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

議第80号 令和元年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算

議第81号 令和元年度玉名市九州新幹線湯水等被害対策事業特別会計歳入歳出決算

議第82号 令和元年度玉名市水道事業会計決算

議第83号 令和元年度玉名市公共下水道事業会計決算

議第84号 令和元年度玉名市農業集落排水事業会計決算

日程第9 議案の委員会付託

(休憩中委員会)

日程第10 委員長報告

1 総務委員長報告

日程第11 質疑・議員間討議・討論・採決

(議第112号から議第115号まで 先議)

議第112号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第113号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第114号 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第115号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 市長提出議案審議 (質疑・議員間討議・討論・採決)

(議第125号 先議)

議第125号 教育長の任命について

散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

開 会 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 市長あいさつ

日程第4 議長辞職について

日程第5 議長選挙

日程第6 決議案上程

(決議案第4号)

決議案第4号 議員辞職勧告決議案について

日程第7 提案理由の説明

日程第8 決議案審議 (質疑・議員間討議・討論・採決)

(決議案第4号)

決議案第4号 議員辞職勧告決議案について

日程第9 市長提出議案上程

(議第103号から議第126号まで)

議第103号 令和2年度玉名市一般会計補正予算 (第11号)

議第104号 令和2年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)

議第105号 令和2年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)

議第106号 令和2年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)

議第107号 令和2年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算 (第1号)

議第108号 令和2年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算 (第2号)

議第109号 令和2年度玉名市水道事業会計補正予算 (第2号)

議第110号 令和2年度玉名市公共下水道事業会計補正予算 (第3号)

議第111号 令和2年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算 (第3号)

議第112号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第113号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第114号 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第 1 1 5 号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 1 6 号 玉名市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 1 7 号 玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 1 8 号 玉名市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 1 9 号 玉名市浄化槽市町村整備推進事業減債基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 2 0 号 玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 2 1 号 玉名市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 2 2 号 くまもと県北病院機構設立組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 議第 1 2 3 号 普通財産の無償譲渡について
- 議第 1 2 4 号 普通財産の無償貸付けについて
- 議第 1 2 5 号 教育長の任命について
- 議第 1 2 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 1 0 提案理由の説明
- 日程第 1 1 委員長報告
- 1 決算特別委員長報告
- 日程第 1 2 質疑・議員間討議・討論・採決
(議第 7 6 号から議第 8 4 号まで)
- 議第 7 6 号 令和元年度玉名市一般会計歳入歳出決算
- 議第 7 7 号 令和元年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 7 8 号 令和元年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 議第 7 9 号 令和元年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 8 0 号 令和元年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 8 1 号 令和元年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 8 2 号 令和元年度玉名市水道事業会計決算
- 議第 8 3 号 令和元年度玉名市公共下水道事業会計決算
- 議第 8 4 号 令和元年度玉名市農業集落排水事業会計決算
- 日程第 1 3 議案の委員会付託
(休憩中委員会)
- 日程第 1 4 委員長報告

1 総務委員長報告

日程第15 質疑・議員間討議・討論・採決

(議第112号から議第115号まで 先議)

議第112号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議第113号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第114号 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第115号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

日程第16 市長提出議案審議 (質疑・議員間討議・討論・採決)

(議第125号 先議)

議第125号 教育長の任命について

散 会 宣 告

出席議員 (20名)

1番	坂本 公 司 君	2番	吉 田 真樹子 さん
3番	吉 田 憲 司 君	4番	一 瀬 重 隆 君
5番	赤 松 英 康 君	6番	古 奥 俊 男 君
7番	北 本 将 幸 君	8番	多田隈 啓 二 君
9番	松 本 憲 二 君	10番	徳 村 登志郎 君
12番	西 川 裕 文 君	13番	嶋 村 徹 君
14番	内 田 靖 信 君	15番	江 田 計 司 君
16番	近 松 恵美子 さん	18番	前 田 正 治 君
19番	作 本 幸 男 君	20番	森 川 和 博 君
21番	中 尾 嘉 男 君	22番	田 畑 久 吉 君

欠席議員 (なし)

欠 員 (2名)

事務局職員出席者

事務局 長	松 本 留美子 さん	事務局 次長	荒 木 勇 君
次長 補 佐	松 野 和 博 君	書 記	古 閑 俊 彦 君
書 記	入 江 光 明 君		

+++++

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
総務部長	永田義晴君	企画経営部長	今田幸治君
市民生活部長	蟹江勇二君	健康福祉部長	竹村昌記君
産業経済部長	上野伸一君	建設部長	片山敬治君
企業局長	酒井史浩君	教育長	池田誠一君
教育部長	西村則義君	監査委員	元田充洋君
会計管理者	二階堂正一郎君		

午前10時07分 開会

○副議長（多田隈啓二君） ただいまから、令和2年第8回玉名市議会定例会を開会いたします。

日程に入ります前に申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用を許可いたします。また、傍聴人についても同様といたします。

これより、本日の会議を開きます。

なお、今期定例会への説明員の出席につきましては、地方自治法第121条の規定により、お手元に配付しております報告のとおり、あらかじめ出席の要請をしておきましたので、御了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（多田隈啓二君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、副議長において指名いたします。坂本公司君、吉田真樹子さん、以上の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○副議長（多田隈啓二君） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。このたびの定例会の会期については、11月20日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から12月23日までの24日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（多田隈啓二君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月23日までの24日間に決定いたしました。

日程第3 市長あいさつ

○副議長（多田隈啓二君） 日程第3、「市長あいさつ」を行ないます。

市長より発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 皆様おはようございます。

令和2年第8回玉名市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

まずもって、本市職員が、11月7日に酒酔い運転により逮捕されました件につきまして、社会的信頼を著しく失墜させたことに対し、心より深くおわび申し上げます。

本件につきましては、職員は全体の奉仕者であり、法令遵守を促す立場にありながら、このことを顧みず事件を起こしたことは、大変遺憾であり、社会へ与えた影響は計り知れないものがあると認識しております。職員の処分につきましては、分限懲戒審査委員会の意見も踏まえ、厳正なる対応を行ないたいと考えているところでございます。

また、本市では、6月に職員が酒気帯び運転で検挙されており、これまで厳しく注意喚起に努めてきたところでございますが、今回の事件再発を受け、飲酒運転防止のためのコンプライアンス研修の実施や、職員の提案を取り入れた飲酒運転根絶に向けたルールづくりを行なうなど、職員一丸となって信頼の回復に努め、このような不祥事が二度と起こらないよう綱紀粛正に努めてまいりたいと考えております。

さて、世界中で猛威を振るい、依然として終息の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症ですが、国内におきましては、全国各地において、日々クラスターが発生するなど、第3波となる急速な感染拡大が再び始まっているところでございます。国内の感染者につきましては、累計14万人を越え、また、日ごとの新規感染者数につきましては、8月のピーク時を上回る1日2,000人を超える感染者が確認され、過去最多を大幅に更新する日が続くなど、感染拡大に歯止めがかからない状況となっているところでございます。

そして、政府の経済対策の一環として始められたGoToキャンペーンですが、昨今の感染拡大を受けて、GoToトラベル事業につきましては、札幌市や大阪市を対象から一時除外することが決定されました。また、東京都や大阪府、愛知県などの大都市においては、飲食店などに営業時間の短縮を要請するなど、感染拡大防止が急務となっております。また、併せまして、全国的に大都市を中心に感染者が急増し、重症者数も増加していることから、医療提供体制の逼迫した状況が懸念される地域も出てきているところでございます。現在は、誰が、いつ、どこで感染するか全く分からない状況であり、加えて、高齢者の感染比率の増加に伴い、重症化の恐れが非常に危惧されており、この冬場に向けて改めて警戒を強めていく必要がある状況となっております。

その一方で、海外では、新型コロナウイルス感染症のワクチン開発が急速に進んでいることが、連日報道されております。ワクチンの接種に当たりましては、安全性の確保が前提であることは当然であります。加えて供給体制、流通、保存方法などの課題解決も急がれるところであり、一日も早くワクチンが利用できるようになりますことを、現在は、ただただ、願うばかりであります。

このような中、熊本県におきましても、11月25日発表の感染リスクレベルでは、レベル3警報が維持され、感染状況は、高い水準を維持しており、注視が必要であると

されているところでございます。

本市におきましても、今月は、新規感染者の確認が相次いでおり、11月10日から18日まで9日連続で確認されたほか、市内の高齢者通所施設でのクラスターの発生も確認されるなど、これまでで最大の感染拡大期を迎えているところでございます。最近の感染経路の傾向といたしましては、特に会食の場における感染を起因として、家庭内や職場内での感染拡大が指摘されているところでございます。このような感染拡大を防ぐために国の分科会が提言する感染リスクが高まる5つの場面でありますとか、感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫、この啓発を図るとともに、引き続き、基本的な感染防止対策と新しい生活様式の実践に努めながら、最大限の警戒対応に当たっていかねばならないと考えているところでございます。

さて、コロナ禍における本市の経済状況につきましては、議員も御承知の通り、玉名市独自の緊急経済対策として、これまで第8弾まで打ち出してまいりましたが、まだまだ終息の見通しが立たない状況であり、その影響は、依然として長引くものと認識しております。

そういった中、本市といたしましては、感染対策の整ったコロナに負けない飲食店を目指すべく、10月より飲食店等の感染防止対策への支援事業を開始したところでございますが、12月からは、その対象を小売店にも拡大し、更なる感染対策の強化を図っているところであります。これまで各事業者の御努力により幸いにも市内飲食店でのクラスターの発生は、未然に防ぐことができしておりますが、本市としましても経済活動を推進する上で必要な環境整備に、引き続き、全力で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

一方、経済対策といたしましては、10月より実施しております地域応援商品券事業たまな好得券が、消費者側からも好評を頂いており、事業者への支援にも一定の効果をあげているものと感じているところでございます。併せて、国の持続化給付金を受けられた方に対して、市独自に支援金の追加給付を行なう持続化給付金支援事業を12月より開始することとしております。例年であれば、年末年始を迎え、これから経済活動が活発になる時期ではありますが、このコロナ禍にあつて、厳しい経済活動を強いられるものと思われますので、引き続き、地域経済の状況を注視しながら、必要な支援策を適宜検討していきたいと考えているところでございます。

そして、これまで幾度となく申し上げてきておりますが、ウィズコロナの時代にあつては、今後の市民生活におきましても、感染拡大防止と地域経済活動の両立のために、これからも基本的な感染防止対策と新しい生活様式を実践し、徹底することに努めなくてはならないというふうに考えております。

最後になりますけれども、今議会への提出議案は、補正予算9件、条例関係10件、

人事案件2件、その他の案件3件を提出させていただいております。

議案の内容につきましては、このあと提案理由の説明の中で、それぞれ申し上げさせていただきます。

今議会提案の予算及び案件に対しましては、十分に御審議いただきまして、いずれも原案どおり御承認を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての私のごあいさつとさせていただきます。大変お世話になります。

日程第4 議長辞職について

○副議長（多田隈啓二君） 日程第4、「議長辞職について」を議題といたします。

先般、議長 中尾嘉男君から、議長の辞職願が提出されております。

なお、議長 中尾嘉男君は、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥の対象として、当該事件の審議に参加いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

まず、その辞職願を職員に朗読させます。

議会事務局次長 荒木 勇君。

[議会事務局次長 荒木 勇君 登壇]

○議会事務局次長（荒木 勇君） 命によりまして、朗読いたします。

令和2年11月10日、玉名市議会副議長多田隈啓二殿。玉名市議会議長中尾嘉男。辞職願。このたび、一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（多田隈啓二君） これより、中尾嘉男君の議長辞職について採決いたします。

お諮りいたします。中尾嘉男君の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（多田隈啓二君） 御異議なしと認めます。よって、中尾嘉男君の議長辞職については、許可することに決定いたしました。

中尾嘉男君の入場を許可します。

[中尾嘉男君 入場]

○副議長（多田隈啓二君） この際、前議長の中尾嘉男君から、退任のあいさつの申出がっておりますので、これを許可いたします。

21番 中尾嘉男君。

[21番 中尾嘉男君 登壇]

○21番（中尾嘉男君） ただいま私の議長に対しまして、辞職に対しまして議員の皆さん、御承認いただきまして本当にありがとうございます。

また、去年の令和元年の議長選挙におきまして同僚議員に対しまして贈賄と、申込み

というようなことで、本当申込みしました議員には、本当いろんな面で心配をおかけいたしましたして本当に申し訳なかったなというふうに思っております。

また、市民の皆さん、議員の皆さん、また、執行部の皆さん、関係各位の皆さん、本当、今回のこと申し訳なく、深く、深くおわびいたします。

本当私も何でこういうことをしたのか、また、今になってこの市民の皆さんからいろんなことを言われて、本当自分でやった行動に対しまして反省をしております。今日まで、この玉名市または玉名市議会が本当皆さんの力で素晴らしい行政、議会というふうな改革をなされて、それに対しまして私が傷をつけたということで、本当に申し訳なく思っております。

今後は任期あと1年ありますが、一議員として、1日も早く私が傷をつけたことに対しまして、信頼回復をしたいと思えます。

どうか皆さん、御協力をお願いいたします。また、本当通算3年間の議長という職に皆さんから支えてもらい、まだ道半ばではありましたが、本当お世話になりました。ありがとうございました。終わります。

○副議長（多田隈啓二君） 議事の都合により、休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前11時52分 開議

○副議長（多田隈啓二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、議長の辞職に伴い、議長が欠員となりましたので、この際、議長選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行ないたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（多田隈啓二君） 御異議なしと認めます。よって、議長選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行なうことに決定いたしました。

日程第5 議長選挙

○副議長（多田隈啓二君） 日程第5、「議長選挙」を行ないます。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（多田隈啓二君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選に

よることに決定いたしました。

次に、指名の方法についてお諮りいたします。指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（多田隈啓二君） 御異議なしと認めます。よって、指名の方法は、副議長において指名することに決定いたしました。

それでは、副議長から、議長に内田靖信君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長において指名いたしました内田靖信君を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（多田隈啓二君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました内田靖信君が、議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました内田靖信君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選承諾の意味をもちまして、ごあいさつをお願いいたします。

内田靖信君。

[内田靖信君 登壇]

○議長（内田靖信君） 指名推選で満場一致で推選いただきましたこと、改めてありがとうございます。お礼を申し上げます。

思いの一端を申し述べたいと存じます。

今回の事件で、玉名市議会、私たちそのものの信用、信頼、権威そのものが大きく、著しく傷つけられております。今日、その回復の第一歩としなくてはならないと考えております。そのためには、私を初め、それぞれ議員がまず立候補を志したその原点、初心に返って物事を進めなくてはなりませんし、当然、私たちが作り上げました政治倫理条例、また、議会基本条例をもとに、それぞれ広範囲な議会活動、議員活動が望まれております。そうしませんことには、市民から失った信頼を回復することはできないというふうに考えております。どうぞひとつ、議員各位、各々もう一回原点に返って、その思いを確かめていただきたいと思いますと思っております。

また、執行部との関係をこれは常に村度のない、きちとした緊張関係の中で議論をしながら、公の中で政策を決定したいという思いを持っておりますので、どうぞ執行部の皆さん方にも、その点御理解をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

どうぞ、よろしく願いを申し上げます。

○副議長（多田隈啓二君） それでは、内田靖信議長、議長席にお着き願います。

[副議長 多田隈啓二君 自席に着席]

[議長 内田靖信君 議長席に着席]

○議長（内田靖信君） これより、議長の職務を執らせていただきます。

議事の都合により、休憩いたします。

午前 11時57分 休憩

午後 1時34分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

申し上げます。田畑久吉君ほか3名から、議員辞職勧告決議案が提出されました。

よって、この際、これを直ちに議題といたしたく、日程の追加と日程の順序の変更について、お諮りいたします。さきの議会運営委員会の結論に基づき、

日程第6 決議案上程

決議案第4号 議員辞職勧告決議案について

日程第7 提案理由の説明

日程第8 決議案審議

以上、日程表のとおり日程に追加し、日程の順序を変更いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加し、日程の順序を変更することに決定いたしました。

なお、中尾嘉男君は、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥の対象として、当該事件の審議に参加いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

日程第6 決議案上程

○議長（内田靖信君） 日程第6、「決議案上程」を行ないます。

これより、決議案を上程いたします。決議案第4号 議員辞職勧告決議案について

以上、決議案1件を議題といたします。

お手元に配付しております決議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第7 提案理由の説明

○議長（内田靖信君） 日程第7、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの決議案第4号について、提案理由の説明を求めます。

22番 田畑久吉君。

[22番 田畑久吉君 登壇]

○22番（田畑久吉君） まず最初に、私も玉名市議会議員の一員としまして、今回このような略式命令によりまして、100万円という刑が確定しましたことに、議員の1人として心からおわび申し上げます。

よって、提案理由を説明させていただきます。

市民の範として法令等の遵守が強く求められる市議会議員の職にありながら、その規範意識の欠如とも思われる行為により、市議会に対する市民の信頼を著しく失墜させたことは断じて許されないと判断し、決議として議会の意思を表明するため、ここに議員辞職勧告決議案を提案いたします。

本年10月24日、玉名市議会議長、中尾嘉男議員の逮捕の報道を受けて、市民の中には驚きと衝撃が走り、警察捜査の行方と中尾議員自身の去就に大きな注目が集まった。

本市議会は11月5日の臨時議会において、中尾議長の不信任決議案を全会一致で可決した。そして、中尾議長から11月10日付けで議長辞職願が提出された。

中尾議長は昨年の議長選挙において、自分への投票目的で同僚議員に現金20万円を渡そうとした行為について、11月13日、贈賄申し込み罪が確定して、罰金100万円の略式命令を受けた。

釈放された本人の記者会見の様子が報道されると、市民からは「なぜ、議員を続けるのか」「議会が議員を辞めさせることはできないのか」「自分たちの税金が報酬として支払われることに納得しない」などの厳しい意見が出ている。

議会基本条例第9条では、議員は「選良たる為政者にふさわしい人格及び識見を持って行動し、誠実で、かつ、公正な職務の遂行に努める」と定めている。

中尾議員の議長の職を金で買う買収行為は、選挙の自由や公正さを侵害するものであり、ましてや公職にある議員の行為として、市民への重大な背信行為である。法令順守が厳しく求められる議員としての資質が問われるのは当然である。

また、議会基本条例第6条第4項は「議会を構成する議員は、市民から信託された民主的自治の実現において、議会がその根幹をなすという認識を常に持ち、議会が本来果たすべき機能及び役割を果たせるだけの資質を養わなければならない」と定めている。

議会の対応次第では、市民の議会への信頼を大きく失墜させ、議会そのものが厳しく問われることになる。

よって、中尾嘉男議員は、贈賄申し込み罪で罰金100万円の略式命令を受けたことについて心から反省するのであれば、道義的責任として自らの意思により、議員の職を辞することを勧告する。

以上、決議いたします。令和2年11月30日、提案者 玉名市議会議員 田畑久吉。前田正治。松本憲二。北本将幸。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決議案第4号については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第4号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

決議案第4号については、日程に従い、引き続き、会議にて直接審議を行いません。

日程第8 決議案審議

○議長（内田靖信君） 日程第8、「決議案審議」を行いません。

改めて、決議案第4号議員辞職勧告決議案について

以上、決議案1件を議題といたします。

これより、ただいま議題となっております決議案第4号の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、議員間討議、討論ののち採決いたします。

これより、質疑に入ります。

決議案第4号について、質疑はありませんか。

6番 古奥俊男君。

〔6番 古奥俊男君 登壇〕

○6番（古奥俊男君） 6番、新生クラブの古奥俊男です。

決議案にまず反対を申し上げます。その内容をなぜ反対するかということをお述べさせていただきます。

我々議員は。

〔「質疑」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 質疑です。

〔「討論のときに」と呼ぶ者あり〕

○6番（古奥俊男君） 間違えました。失礼しました。

○議長（内田靖信君） 決議案第4号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議を行いません。

決議案第4号について、議員間討議はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

18番 前田正治君。

[18番 前田正治君 登壇]

○18番（前田正治君） 日本共産党の前田正治です。

通告順にするということ、1番になりますので。私は、議員辞職勧告決議案に賛成の立場で討論をします。

この事件には、市民の大きな関心があります。罪が確定して、罰金100万円の刑を受けた政治家が、そのまま議員にとどまることへの不信感であります。市民の中では、議席でなく、座席にしがみついているとまで言われております。買収で議長職を手に入れようと画策した議員が、議会基本条例や政治倫理条例に抵触することは明白であります。法令遵守の責務が欠落しており、政治家の資格が問われる重大問題であります。

2年交替の慣例があるのに、なぜ再度議長職を望んだのか。本人は議会改革や市政活性化を進めたい旨の理由を述べているようであります。選挙の自由や公正さを侵害する買収行為は、議会改革や市政活性化とは全く相入れない、本末転倒のあきれたいいわけであります。

贈賄申し込み罪が確定して、深く、深く反省しているのであれば、道義的責任をとり、潔く自らの意思で議員を辞職するのがせめてもの救いであります。罪を犯した議員に対して、議会がどのような対応をするのか、市民はじめ世論は大きく注目しています。この勧告案が決議されても法的な拘束力はありませんが、市民の負託に応えるべき議員と議会において、良識ある判断がなされ、決議案が可決されることを節に訴えまして賛成討論とします。

○議長（内田靖信君） 通告による討論は終わりましたが、ほかに、討論はありませんか。

6番 古奥俊男君。

[6番 古奥俊男君 登壇]

○6番（古奥俊男君） 6番、古奥俊男です。先ほどは失礼いたしました。

私は、この議会でも、公職選挙法でも一緒と思っておりますけれども、贈収賄疑惑ということで、贈賄や収賄が必ずあるのが通常であります。我々議員もみな疑惑を持たれております。まず、私はこれにかかわっておりませんことをまず申し上げます。

これは公職選挙法違反ではありません。公職選挙法は、贈賄側に重きがあって、収賄側は少ないようになっております。通常で言いますと、贈賄側が5年、収賄が3年。しかしこの議長選におきます議長職の選挙におきましては、贈賄側が3年で収賄側が5年に

なっております。収賄側が重いということなんです。私が言いたいのは、この議長だけを不信任案を出すというのではなくて、収賄側の方も名乗り出てください、私がやりましたと言っていたきたい。両方かけるのであれば私、賛成をいたします。それが普通の考え方じゃないかと、私は思っております。

よって、片方だけの不信任案には反対をいたします。

以上です。

○議長（内田靖信君） ほかに、討論はありませんか。

19番 作本幸男君。

[19番 作本幸男君 登壇]

○19番（作本幸男君） 新生クラブの作本でございます。

こうやって辞職勧告の決議案が出たわけですがけれども、前もって言うておきますけれども、私は、司法の判断には全く異論はありません。これはなるほどだろうと思っております。ただ、先ほど古奥議員もおっしゃいましたけれども、この贈収賄というのは、相手がおって初めて成り立つ、成立する問題だろうと思っております。ですから今、なぜ、相手の方が自分から名乗り出て説明をしないのか。このことを私は本当に不思議だと思っております。ですからその辺りをぜひ、説明をしていただいて、そして議員の判断を仰ぐというような形をぜひとってほしいと思っております。

我々、中尾議員以外19名はいまだかつて「あんたでしょ」「もらったのはあんたじゃないですか」と特定の名前が出ん限りは、これはカラー生言われますよ。言われてもおかしくないんですよ。19名がその中にみんな入っているわけですから。そういった議会があつていいんですか。我々議会の議員として、この議会の中だけの話じゃないんですよ。市民からそういう目で見られているんですから。それでも皆さん方は、ただただ、中尾議員辞めろというようなことだけでいいんですか。何としてもその辺が私は納得ができません。ですから、これについては反対をします。

以上です。

○議長（内田靖信君） ほかに、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） これにて、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

決議案第4号 議員辞職勧告決議案について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

決議案第4号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内田靖信君） 起立多数であります。よって、決議案第4号については、原案の

とおり決定いたしました。

この際、お諮りいたします。ただいま議決した決議の処理につきましては、議長に一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議決した決議の処理につきましては、議長に一任することに決定いたしました。

○議長（内田靖信君） 議事の都合により、休憩いたします。

午後 1時52分 休憩

午後 2時09分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9 市長提出議案上程（議第103号から議第126号まで）

○議長（内田靖信君） 日程第9、「市長提出議案上程」を行ないます。

これより、市長提出議案を上程いたします。

議第103号令和2年度玉名市一般会計補正予算（第11号）から、議第126号人権擁護委員候補者の推薦についてまでの市長提出議案24件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第10 提案理由の説明

○議長（内田靖信君） 日程第10、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの各議案について、提案理由の説明を求めます。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） 私のほうから、議第103号から議第111号までの補正予算関係9件につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

お配りいたしております資料の1ページを御覧いただきたいと思います。

今回御提案いたします補正予算は、現計予算計上後の事情の変化によりまして、補正を行なう必要が生じたので、御提案いたすものでございます。

議第103号令和2年度玉名市一般会計補正予算（第11号）について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ4億2,285万8,000円を追加し、総額を419億4,507万2,000円とするものでございます。

まず、歳入の主なものを申し上げますと、11款地方交付税は普通交付税1,094

万2,000円の追加で、今回の補正の財源調整でございます。次に、15款国庫支出金は5,679万9,000円の追加で、主なものは、国補正新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で交付限度額の内、まだ予算化しておりませんでした4,473万6,000円の全額を計上いたしております。16款県支出金は1,452万7,000円の追加で、主なものは新型コロナウイルス感染症対応総合交付金で、図書消毒機導入事業及び草枕温泉敷地内のアウトドアの一体的な整備などの事業に対し補助されるものでございます。このほかに攻めの園芸生産対策事業補助金で3戸以上の農家が組織する団体の機械・設備等導入に対する補助で、3団体分を計上しております。

次に、18款寄附金は193万円の追加で、一般寄附金として個人3件、法人1件、教育費寄附金として法人より1件、災害寄附金として個人1件、法人2件、このほか荅北町より寄附があったものでございます。次に、21款諸収入は3,342万円の追加で、主なものは令和元年度の後期高齢者医療療養給付費負担金の精算によるものなどでございます。22款市債は6,801万1,000円の追加で、旧庁舎跡地周辺急傾斜地崩壊対策事業債の追加、臨時財政対策債は額の決定に伴う減額などでございます。

次に、歳出につきましては、新型コロナウイルス対策関連として、庁舎及び各支所設置用の非接触型体温検知システム6台の購入費198万円、市内タクシー事業者の感染防止対策に対する補助金188万円、2ページでございます。中段になりますが、横島町公民館の老朽化した空調設備の改修費6,308万4,000円など含めまして20事業1億9,623万3,000円を計上いたしております。

次に、款ごとの主なものといたしまして、2款総務費は1億5,251万2,000円の追加で、旧庁舎跡地周辺急傾斜地崩壊対策事業で、現在、第1保育所園舎の解体が終了し文化財本調査への準備を進めており、今回、急傾斜地崩壊危険区域の解消に向けた工事請負費などを計上いたしております。また、WEB会議環境整備事業及び分散業務環境整備事業といたしまして、緊急時における業務継続を目的として、タブレットパソコンなどの整備費を計上しております。3款民生費は1億2,055万2,000円の追加で、幼児教育・保育の無償化に伴う令和元年度子育てのための施設等利用給付費に係る国庫及び県負担金の超過交付分の償還金などでございます。4款衛生費は1,776万9,000円の追加で、7月豪雨で被災した家屋の解体及び撤去を行う災害廃棄物処理事業などでございます。6款農林水産業費は1,654万9,000円の追加で、攻めの園芸生産対策事業補助金などでございます。

3ページでございます。7款商工費は492万円の追加で、温泉・アウトドア・新たな生活様式をテーマに、安全・安心にアウトドアと温泉を楽しんでもらうことを目的として、草枕温泉敷地内の整備を行なうものでございます。8款土木費は2,889万4,000円の追加で、岱明玉名線と旧208号線が合流する交差点改良工事に伴う光ケー

ブルの移設費用など2,880万円を計上しております。9款消防費は478万円の追加で、防災行政無線の難聴地域対策として3か所の子局増設費などを計上しております。10款教育費は7,747万9,000円の追加で、一次避難所にもなっている横島町公民館の空調設備の老朽化に伴う稼動効率の低下や多大な電力消費による、停電時における非常用発電機への負荷低減を図るため、空調改修費などを計上いたしております。また、今回の補正予算には、人事院勧告に基づく給与改定等により、人件費の総額として1,054万3,000円の減額を計上いたしており、各款において減額が生じています。次に、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う中止事業といたしまして、玉名市戦没者合同慰霊祭を含め9事業1,535万6,000円の減額も行なっております。

第2表繰越明許費につきましては、WEB会議環境整備事業ほか4件の限度額を設定するものでございます。

4ページでございます。第3表債務負担行為補正につきましては、議会だより印刷業務ほか22件の期間及び限度額を設定するものでございます。また、第4表地方債補正につきましては、防災無線等整備事業を追加し、旧庁舎跡地周辺急傾斜地崩壊対策事業ほか2件の限度額を変更するものでございます。

以上が一般会計の補正予算の説明でございます。

次に、5ページでございます。議第104号令和2年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ51万7,000円を追加し、総額を91億4,967万7,000円とするもので、歳入につきましては、1款国民健康保険税は1,061万円の減額で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免によるもので、3款国庫支出金及び4款県補助金で減収分が補てんされるものでございます。歳出につきましては1款総務費は人事院勧告に基づく職員給与等の調整及び税制改正に伴う国民健康保険税システム改修費などでございます。

次に、議第105号令和2年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ263万4,000円を追加し、総額を9億7,928万8,000円とするもので、歳出につきましては1款総務費は、税制改正に伴う後期高齢者医療システムの改修費、2款後期高齢者医療広域連合納付金は、額の決定に伴うものなどでございます。

6ページお願いいたします。議第106号令和2年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,073万2,000円

を追加し、総額を79億1,232万7,000円とするもので、介護保険保険者努力支援交付金等の交付決定に伴う、介護給付費等準備基金への積立て、歳出の7款諸支出金は令和元年度介護保険給付費の決定に伴う償還金でございます。第2表債務負担行為については、短期集中型通所サービス事業業務ほか4件の期間及び限度額を設定するものでございます。

次に、議第107号令和2年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ2万1,000円を減額し、総額を4,152万1,000円とするもので、人事院勧告に基づく職員給与等の調整でございます。

7ページお願いいたします。議第108号令和2年度玉名市九州新幹線湯水等被害対策事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ4万6,000円を減額し、総額を6,856万6,000円とするもので、人事院勧告に基づく職員給与等の調整でございます。

次に、議第109号令和2年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。第2条収益的支出の補正につきましては、19万6,000円を減額し、総額を7億6,852万7,000円とするもので、人事院勧告に基づく職員給与等の調整でございます。

次に、議第110号令和2年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第2条収益的支出の補正につきましては、23万7,000円を減額し、総額を15億2,415万6,000円とするもので、人事院勧告に基づく職員給与等の調整でございます。

8ページでございます。議第111号令和2年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。第2条収益的支出の補正につきましては、2万円を減額し、総額を3億9,831万円とするもので、人事院勧告に基づく職員給与等の調整でございます。

以上、主な内容等について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の各委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（内田靖信君） 副市長 村上隆之君。

[副市長 村上隆之君 登壇]

○副市長（村上隆之君） 私のほうからは、議第112号から議第124号までの提案理

由につきまして御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。議第112号玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、玉名市長等の給与に関する条例の一部改正に準じて、議員の期末手当を改定するため、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、第1条の改正規定におきまして、12月に支給します議員の期末手当の支給月数を100分の165に0.05月分引き下げるものでございます。

次に、第2条の改正規定におきまして、前条において引き下げました期末手当の支給月数を6月及び12月の支給時に割り振るものでございます。なお、附則といたしまして、この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するものでございます。

2ページをお願いいたします。議第113号玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、国家公務員の給与改定に準じて、市長及び副市長の給与を改定するため、条例の整備を図るものでございます。

内容につきましては、議第112号と同様でございます。附則といたしまして、この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するものでございます。

3ページをお願いいたします。議第114号玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、国家公務員の給与改定に準じて、教育長の給与を改定するため、条例の整備を図るものでございます。内容につきましては、議第112号と同様でございます。附則といたしまして、この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するものでございます。

4ページをお願いいたします。議第115号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、国家公務員の給与改定に準じて、職員の給与を改定するため、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、第1条の改正規定におきまして、12月に支給します再任用職員以外の職員の期末手当の支給月数を100分の125に0.05月分引き下げるものでございます。

次に、第2条の改正規定におきまして、前条において引き下げました期末手当の支給月数を6月及び12月の支給時に割り振るものでございます。なお、附則といたしまして、この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するものでございます。

5ページをお願いいたします。議第116号玉名市特別会計条例の一部を改正する条

例の制定についてでございますが、これは、玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計を廃止するため、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、九州新幹線濁水等の被害対策として整備を続けておりました農業用水施設の設置が完了し、今後は施設の維持管理へと移行することから、この事業に係る特別会計を廃止するものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

6ページをお願いいたします。議第117号玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、地方税法施行令の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、個人所得課税の見直しに伴う国民健康保険税の軽減判定所得基準の見直しに合わせた規定の整備を行なうものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、令和3年1月1日から施行し、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものでございます。

8ページをお願いいたします。議第118号玉名市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、地方税法の一部改正に準じ、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、令和2年度税制改正により延滞金等の算定に使用される特例基準割合の名称が変更されたことに伴いまして、玉名市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例ほか2本の条例中の文言、その他所要の改正を行なうものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、令和3年1月1日から施行するものでございます。

10ページをお願いいたします。議第119号玉名市浄化槽市町村整備推進事業減債基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、浄化槽法の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、法律の改正により公共浄化槽の定義が新設されたことに伴いまして、題名を含めた条例中の文言の整備を行なうものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

11ページをお願いいたします。議第120号玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、玉名市立高道保育所の民営化に伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、玉名市立高道保育所の民営化に伴い、同保育所を廃止することによるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

12ページをお願いいたします。議第121号玉名市指定居宅介護支援等の事業の人

員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、居宅介護支援事業所の管理者の要件につきまして、国が定める基準の改正を踏まえた規定の整備を行なうものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、一部を除き、公布の日から施行するものでございます。

14ページをお願いいたします。議第122号くまもと県北病院機構設立組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございますが、これは、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がありますので、提案するものでございます。

内容といたしましては、新病院への移転に伴う事務所所在地の変更、共同処理する事務の内容の明確化、独立行政法人の名称との混同を避けるための組合名称の変更、その他所要の変更を行なうものでございます。なお、附則といたしまして、この規約は、一部を除き、令和3年4月1日から施行するものでございます。

16ページ及び17ページをお願いいたします。議第123号普通財産の無償譲渡について及び議第124号普通財産の無償貸付けについてでございますが、これらは、地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、議第120号の議案と関連がございまして、玉名市立高道保育所の民営化に伴いまして、保育所の建物を社会福祉法人岱明憲章会に令和3年4月1日付けで無償譲渡し、保育所の土地につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで、無償貸付けをするものでございます。

以上、詳細につきましては、所管の各委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 本議会に提案しております人事案件の提案理由について御説明申し上げます。

18ページをお願いいたします。議第125号教育長の任命についてでございますが、教育長の池田誠一氏が本年12月3日をもちまして任期満了となります。つきましては、福島和義氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。議第126号人権擁護委員候補者の推

薦についてでございますが、現委員の中原忠士氏が令和3年3月31日をもって任期満了となるため、村田二昭氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

以上、2件の人事案件につきまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（内田靖信君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第11 委員長報告

○議長（内田靖信君） 日程第11、「委員長報告」を行ないます。

これより、先の第6回定例会において、決算特別委員会に付託し、審査を終了いたしました議案の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

議第76号令和元年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第84号令和元年度玉名市農業集落排水事業会計決算までの決算議案9件を一括議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、委員長の報告のあと、質疑、議員間討議、討論ののち、採決いたします。

委員長の報告を求めます。

決算特別委員長 松本憲二君。

[決算特別委員長 松本憲二君 登壇]

○決算特別委員長（松本憲二君） 皆さんお疲れさまでございます。決算特別委員会委員長を仰せつかっておりました松本でございます。

それでは、決算特別委員会委員長の報告をいたします。

決算特別委員会の審査経過と結果を御報告申し上げます。今般の、決算特別委員会は10月21日、22日の2日間にわたり審査を行ないました。

委員会に付託されました案件は、議第76号令和元年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第84号令和元年度玉名市農業集落排水事業会計決算までの一般会計及び特別会計並びに企業会計の歳入歳出決算の議案9件であります。

以下、各決算議案の審査経過について、御報告申し上げます。

まず、議第76号令和元年度玉名市一般会計歳入歳出決算についてであります。歳入決算額351億9,282万2,571円、歳出決算額339億5,024万1,237円で、歳入歳出差引額は12億4,258万1,334円となり、翌年度繰越額3,298万3,935円を差し引いた実質収支額は12億959万7,399円となっております。

執行部から、事項別明細書の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、支出済額、翌年度繰越額、不用額等の説明と、各課における主要な施策の成果について、詳細な説明のあと、質疑応答に移りました。

主な質疑について申し上げます。まず、歳入ですが、執行部からの説明の後、委員から、不納欠損での消滅事項に至る要因等はこの質疑があり、執行部から、要因として財産調査を継続しても不明、かつ、居所不明により本人と接触できないあるいは本人死亡等がある。また、執行停止が3年継続したときも不納欠損となる。執行停止は、財産がない場合等3つの要件が税法で規定されており、あらゆる実態調査等を行ない、担税力を見極めた上で執行停止としている。不納欠損額は年々減少しているが、今後も滞納徴収業務強化を図り、滞納額の減少に努めていくとの答弁でした。

委員から、基金繰入金は推移的には増えてきているのかとの質疑があり、執行部から、財政調整基金の年度末の現在高は平成29年度末で60億8,000万円、平成30年度末で57億円、令和元年度末で52億5,000万円である。3年間で毎年2億円から3億円減少している。との答弁でした。

委員から、ふるさと寄附金で諸経費を除き、玉名市で使える金額はあるのかとの質疑があり、執行部から、返礼品や諸経費等を差し引くと1億4,000万円ほど残った。ふるさと寄附金活用事業として財源に充当したとの答弁でした。

歳入については、このほか生活保護費返還金・保育給付利用者負担金・延長保育・固定資産税の増加・税収の今後の見込み・都市計画税・住宅新築資金等貸付金収入など、多岐にわたる内容確認や質疑がありました。

次に、歳出についてですが、委員から、人事評価の具体的な内容と評価の仕方はこの質疑があり、執行部から、人事評価制度には能力評価と業績評価がある。自己評価したあと、1次・2次の評価をうけ、面談をしたのち評価点をつける。業績評価については、今年度から制度化し開始した。年度始めに個人目標を立てそれに対する成果目標を立て評価について上司と協議した後、数値化するものであるとの答弁でした。

委員から、地域振興事業費中の委託料が1億円ほど不要額になっている要因はこの質疑があり、執行部から、ふるさと納税額を当初5億4,900万円見込んでいたが、4億4,000万円と歳入が少なかったため、委託料が減額となったとの答弁でした。

委員から、地域路線バス運行補助事業について補助金が増額になっている要因が乗務員不足による人件費高騰との事だが、事業者はどういう努力をされているのかとの質疑があり、執行部から、厳しい状況の中待遇改善や設備投資費を抑えるなど努力をされている。今後も移動手段の確保に向けて、事業者と協議を行なっていくとの答弁でした。また、委員より駅とバス路線の時間的な接続など市側からの要望等も伝えてほしいとの意見もありました。

委員から、民生委員の活動内容はどの質疑があり、執行部から、独居老人を中心に見守りや相談などの活動が行なわれているとの答弁でした。

委員から、合併浄化槽設置状況はこの質疑があり、執行部から、個人設置型対象7,

878件のうち4,209件が設置済み。整備率53.45%。天水地区の市町村設置型は、1,566件のうち、191件整備済み。整備率12.19%であるとの答弁でした。

委員から、子ども医療での窓口負担がなくなったが、導入後医療費は増加したのかとの質疑があり、執行部から、窓口負担がなくなったが、大幅に増大したという事はないとの答弁でした。

委員から、新規企業誘致における課題はどの質疑があり、執行部から、企業適地となる土地が地権者や農振（農業振興地域整備計画）の問題もあり現時点ではない。しかし、不動産会社とマッチング制度を創設しており、今後は不動産会社を通して企業が要望する土地をまとめてもらう予定である。まとめ次第順次紹介できると思うとの答弁でした。

委員から、消費者教育・啓発事業は小・中学生は対象ではないのかとの質疑があり、執行部から、小・中学生向けの啓発活動は、義務教育の中で対応しているとの答弁でした。

委員から、農業機械等整備費補助事業の要件の緩和は考えていないのかとの質疑があり、執行部から、今年度から耕作面積の要件を緩和したところであり、新たにドローンや粉砕機など効率が上がる機種を導入した。今後も農家の意見を聞き、限られた予算の中で執行していくとの答弁でした。

委員から、来年度のアンゴラチーム事前キャンプにおける費用面の契約はどの質疑があり、執行部から、覚書は締結しているが、金額が確定していないため本契約に至っていない。今後やりとりをしながら進めていくとの答弁でした。

委員から、英語専科の教諭の配置はどの質疑があり、執行部から、2名の教諭がおり、玉名町小、鍋小、築山小、横島小に配置しているとの答弁でした。また、委員から、2名の配置では十分に子どもたちに教育できるのかとの質疑があり、執行部から、英語専科は県が配置しているもので、必ず配置されるものではない。毎年要望はしているとの答弁でした。

そのほか、歳出に関しては、電気自動車の購入予定、公用車の買い替え目安、広報たまな音声版予算、金婚式の記念品、住宅改修要件の見直し、合併浄化槽、ごみ袋の作成委託契約、玉の湯・草枕温泉てんすいの来館者数、商工費の不要額、たぶのき団地の空室率、岱明玉名線開通後の旧208号線への影響など、多岐にわたる内容確認や質疑がありました。

以上、審査を終了し、採決に移りましたが、委員から、マイナンバーカードによるコンビニでの証明書取得については承認することに異議があるとの意見があり、挙手による採決の結果、議第76号については、賛成多数で原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第77号令和元年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入決算額92億5,456万7,520円、歳出決算額87億3,506万5,575円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は5億1,950万1,945円となっております。

執行部からの説明のあと、委員から、滞納者に対する短期保険証と資格証発行の交付世帯数と目的と効果はとの質疑があり、執行部から、短期保険証世帯648世帯、資格証世帯34世帯である。短期保険証は、保険の更新と捉え納税相談等保険事業の円滑な運営を目的とし収納率の向上を図るために行なっている。収納率もあがっているとの答弁でした。

委員から、資格証を発行せずに、短期保険証にすれば、収納率もあがるのではとの質疑があり、執行部から、資格証の取扱いについては、他市の状況等をみて検討していくとの答弁でした。

そのほかに、特定保健指導、被保険者数の推移・ジェネリック薬品の使用割合などの質疑がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第77号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第78号令和元年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入決算額8億9,678万9,459円、歳出決算額8億9,555万3,659円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は123万5,800円となっております。

執行部からの説明のあと、委員から、滞納者について差押えは行なっているのかとの質疑があり、執行部から差押えは行なっていないとの答弁でした。

委員から、歯科口腔検査受診率が低い、今後はどのように進めていくのかとの質疑があり、執行部から、受診期間を1か月間延期して対応する。また、被保険者への周知徹底や歯科医師会との連携強化を図っていくとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第78号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第79号令和元年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入決算額77億3,287万2,451円、歳出決算額74億9,589万8,554円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は2億3,697万3,897円となっております。

執行部からの説明のあと、委員から、ふれあい家事支援を行なうにあたってどういう指導を行なっているのかとの質疑があり、執行部から、登録するには研修を受講してもらっている。今後もシルバー人材センターと協力しながら登録者の育成をしていくとの

答弁でした。

委員から、介護給付費準備基金の活用の考えはとの質疑があり、執行部から、保険料が不足した際に準備基金から補うとの答弁でした。

そのほかに、認定調査員不足、元気アップ教室卒業後などの質疑がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第79号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第80号令和元年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入決算額3,762万7,937円、歳出決算額3,532万6,494円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は、230万1,443円となっております。

執行部からの説明のあと、委員から、使用しなくなった浄化槽の撤去の対応はとの質疑があり、執行部から、耐用年数は30年ほどである。今後、老朽化が発生すると思われるため、対応について検討していくとの答弁でした。

そのほかに、市町村設置型の設置件数、個人負担額などの質疑がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第80号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第81号令和元年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入決算額3億3,561万9,822円、歳出決算額3億3,146万6,265円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は3,247万3,557円となっております。

執行部からの説明のあと、委員から、基金の枯渇も考えられるが、今後工事がある場合はどうなるのかとの質疑があり、執行部から、通常の工事であれば、基金を取り崩しての対応になるとの答弁でした。

委員から、鉄道運輸機構から今後補償金が入ってくる予定はないのかとの質疑があり、執行部から、補償契約の取決めにより、追加の補償金が入ってこないとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第81号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第82号平成元年度玉名市水道事業会計決算についてであります。

収益的収支及び資本的収支につきましては、収益的収入は8億1,940万1,465円、収益的支出は7億2,617万9,295円で、資本的収入は1億6,677万6,000円、資本的支出は5億1,358万2,511円となっております。

執行部からの説明のあと、委員から、水道管の入替は終了したのかとの質疑があり、執行部から、老朽化したものについては随時行っており、道路改良に合わせて行っている。もうしばらくかかる予定であるとの答弁でした。

そのほか、未収金貸倒引当金・減価償却の耐用年数などの質疑がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第82号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第83号令和元年度玉名市公共下水道事業会計決算についてであります。

収益的収支及び資本的収支につきましては、収益的収入は15億1,093万3,785円、収益的支出は14億1,968万2,532円で、資本的収入は3億7,325万2,541円、資本的支出は9億3,822万1,222円となっております。

執行部からの説明のあと、委員から、回収率が急激に改善されている理由はどの質疑があり、執行部から、計算方法を改め、下水道年鑑に合わせたことによるものであるとの答弁でした。

そのほか下水道の見直しなどの質疑がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第83号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第84号令和元年度玉名市農業集落排水事業会計決算についてであります。収益的収支及び資本的収支につきましては、収益的収入は4億719万5,693円、収益的支出は3億9,032万7,962円で、資本的収入は1億3,869万4,000円、資本的支出は3億869万6,763円となっております。

執行部からの説明のあと、委員から、農業集落排水事業施設の数と稼働率はどの質疑があり、執行部から、横島地区5か所、天水地区3か所合計8か所である。稼働率は、横島処理場85.6%、栗の尾83.5%、京泊80.4%、九番71.5%、大開53.1%、天水尾田79.5%、竹野86.6%、尾田川左岸30.5%であるとの答弁でした。そのほか、真空弁の設置数、交換費用などの質疑がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第84号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

以上で、決算特別委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（内田靖信君） 以上で、決算特別委員長の報告は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時59分 休憩

午後 3時14分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

日程第12 質疑・議員間討議・討論・採決（議第76号から議第84号まで）

○議長（内田靖信君） 日程第12、「質疑・議員間討議・討論・採決」を行ないます。
これより、質疑に入ります。ただいままでの委員長の報告について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 質疑なしと認めます。
これより、議員間討議に入ります。議員間討議はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 議員間討議なしと認めます。
これより、討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

〔18番 前田正治君 登壇〕

○18番（前田正治君） 日本共産党の前田正治です。
私は、議第76号令和元年度玉名市一般会計歳入歳出決算の認定について反対をします。

この一般会計には、玉名市に住民票があれば令和2年4月から全国のコンビニで住民票や戸籍謄本、印鑑証明書や税証明書などが取得できるように、住民基本台帳システム改修費など、3,340万7,000円が予算化してありました。役所は閉庁の土日休日でも朝6時半から23時までの間はコンビニで各種証明書が取得できますが、マイナンバーカードが必要であります。また、証明書のコンビニ交付を実施するに当たり、機材メンテナンスやリース費用などで毎年約800万円の維持管理費が発生します。費用をかける割には、利用者は限定的であり、同一人物が日曜において各種証明書を必要とすることは頻繁にはありません。証明書のコンビニ交付における玉名市手数料収入の減少、毎年必要な維持管理費など、費用対効果は全く期待できません。コンビニ交付は窓口業務の縮小、合理化に向けて道を開くことにもつながります。

したがって、令和元年度玉名市一般会計歳入歳出決算の認定について反対をいたします。

以上、討論を終わります。

○議長（内田靖信君） 通告による討論は終わりましたが、ほかに、討論はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） これにて、討論を終結いたします。
これより、採決に入ります。議第76号令和元年度玉名市一般会計歳入歳出決算
以上、決算議案1件については異議がありますので、あとに譲り採決いたします。
議第77号 令和元年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
議第78号 令和元年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
議第79号 令和元年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

議第 80 号 令和元年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算

議第 81 号 令和元年度玉名市九州新幹線漏水等被害対策事業特別会計歳入歳出決算

議第 82 号 令和元年度玉名市水道事業会計決算

議第 83 号 令和元年度玉名市公共下水道事業会計決算

議第 84 号 令和元年度玉名市農業集落排水事業会計決算

以上、決算議案 8 件について、一括して採決いたします。

ただいま、採決に付しております議第 77 号から議第 84 号までの決算議案 8 件に対する委員長の報告は、いずれも認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第 77 号から議第 84 号までの決算議案 8 件については、いずれも原案のとおり認定することに決定いたしました。

議第 76 号令和元年度玉名市一般会計歳入歳出決算について採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第 76 号に対する委員長の報告は、認定であります。が、異議があります。

議第 76 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内田靖信君） 起立多数であります。よって、議第 76 号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

ここで次の日程に入る前に申し上げます。

市長から、議第 112 号玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第 115 号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての条例議案 4 件、議第 125 号教育長の任命についての人事案件 1 件について、先議を求める申出があります。

日程第 13 議案の委員会付託

○議長（内田靖信君） 日程第 13、「議案の委員会付託」を行ないます。

改めて、議第 112 号玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第 115 号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての市長提出議案 4 件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案 4 件につきましては、お手元に配付しております

議案付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

議案付託表

総務委員会

議第 1 1 2 号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 1 1 3 号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 1 1 4 号 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 1 1 5 号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（内田靖信君） 総務委員会におかれましては、直ちに、審査をお願いいたします。

委員会審査のため、休憩いたします。

午後 3 時 2 1 分 休憩

午後 4 時 2 0 分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 1 4 委員長報告

○議長（内田靖信君） 日程第 1 4、「委員長報告」を行ないます。

これより、総務委員会に付託し、審査を終了いたしました議案の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

議第 1 1 2 号玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第 1 1 5 号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの市長提出議案 4 件を一括議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、委員長の報告のあと、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。委員長の報告を求めます。

総務委員長 近松恵美子さん。

[総務委員長 近松恵美子さん 登壇]

○総務委員長（近松恵美子さん） 総務委員会に付託されました案件は、議案 4 件であります。委員会における審査の経過と結果について、御報告いたします。

まず、議第112号玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、玉名市長等の給与に関する条例の一部改正に準じて、議員の期末手当を改正するため、条例の整備を図るものであります。内容としては、12月に支給します議員の期末手当の支給月数を100分の165に0.05月分引き下げるものであります。

第2条の改正規定において、引き下げた期末手当の支給月数を6月及び12月の支給時に割り振るものであります。

なお、附則として、第1条の規定は公布日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するものであるとの説明がありました。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第112号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第113号玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、国家公務員の給与改定に準じて、市長及び副市長の給与を改定するため、条例の整備を図るものであります。内容としては、12月に支給します市長等の期末手当の支給月数を100分の165に0.05月分引き下げるものであります。

第2条の改正規定において、引き下げた期末手当の支給月数を6月及び12月の支給時に割り振るものであります。

なお、附則として、第1条の規定は公布日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するものであるとの説明がありました。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第113号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第114号玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、国家公務員の給与改定に準じて、教育長の給与を改定するため、条例の整備を図るものであります。内容としては、12月に支給します教育長の期末手当の支給月数を100分の165に0.05月分引き下げるものであります。また、第2条の改正規定において、引き下げた期末手当の支給月数を6月及び12月の支給時に割り振るものであります。

なお、附則として、第1条の規定は公布日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するものとの説明がありました。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第114号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第115号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の

制定についてであります。

これは、国家公務員の給与改定に準じて、職員の給与を改定するため、条例の整備を図るものであります。内容としては、12月に支給します再任用職員以外の職員の期末手当の支給月数を100分の125に0.05月分引き下げるものであります。

また、第2条の改正規定において、引き下げた期末手当の支給月数を6月及び12月の支給時に割り振るものであります。

なお、附則として、第1条の規定は公布日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するものとの説明がありました。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第115号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（内田靖信君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

日程第15 質疑・議員間討議・討論・採決（議第112号から議第115号まで 先議）

○議長（内田靖信君） 日程第15、「質疑・議員間討議・討論・採決」を行いません。これより、質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

議第112号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第113号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第114号 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第115号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案4件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております議第112号から議第115号までの条例議案4件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第112号から議第115号までの条例議案4件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

日程第16 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

○議長（内田靖信君） 日程第16、「市長提出議案審議」を行ないます。

改めて、市長から、議第125号教育長の任命についての人事案件1件について、先議を求める申出があります。

よって、議第125号を直ちに議題とし、委員会付託を省略することについて、お諮りいたします。

議第125号については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第125号の人事案件1件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議第125号については、日程に従い、引き続き、会議にて直接審議を行ないます。

議第125号 教育長の任命について

以上、市長提出議案1件を議題といたします。

これより、ただいま議題となっております議第125号の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、議員間討議、討論ののち、採決いたします。

これより、質疑に入ります。

議第125号について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。議第125号について、議員間討議はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。議第125号について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

議第125号教育長の任命について、採決いたします。

議第125号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第125号については、原案に同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。議事の都合により、明12月1日から8日までの8日間休会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、明12月1日から8日までの8日間休会することに決定いたしました。

12月9日は、定刻より会議を開き、一般質問を行いません。

一般質問を希望しておられる方は、発言通告書に質問の要旨を具体的に記載し、明12月1日の正午までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午後 4時34分 散会

第 2 号

1 2 月 9 日 (水)

令和2年第8回玉名市議会定例会会議録（第2号）

議事日程（第2号）

令和2年12月9日（水曜日）午前10時00分開議

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 16番 近松 恵美子 議員（新生クラブ）
- 2 10番 徳村 登志郎 議員（無会派：公明党）
- 3 9番 松本 憲二 議員（自友クラブ）
- 4 6番 古奥 俊男 議員（新生クラブ）

散会宣告

本日の会議に付した事件

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 16番 近松 恵美子 議員（新生クラブ）
 - 1 増えている発達障がい子どもたちを巡る諸問題について
 - 2 活力ある玉名をつくる生涯教育の在り方について
- 2 10番 徳村 登志郎 議員（無会派：公明党）
 - 1 住まいと暮らしの安全を確保する居住支援の強化について
 - (1) 生活困窮者自立支援制度における住居確保給付金の利用について
 - (2) 住居確保給付金の支給期間終了後の支援について
 - (3) 住宅セーフティネット制度の活用について
 - (4) 住宅部局と福祉部局の連携、担当課からなるプロジェクトチーム設置について
 - (5) 重層的支援体制整備事業について
 - 2 行政手続における押印廃止と書面主義の見直しについて
 - (1) 本市の行政文書における廃止対象リストの洗い出しについて
 - 3 行政手続のデジタル化におけるオンライン申請の推進について
 - (1) 「マイナポータル・ぴったりサービス」のフル活用について
- 3 9番 松本 憲二 議員（自友クラブ）
 - 1 くまもと県北病院建設に伴う道路整備のその後について
 - (1) 進捗状況について
 - 2 学校閉校後の活用に対する市の考え方について
 - (1) 公募の考え方について

(2) 事業者決定後の対応について

4 6番 古奥 俊男 議員 (新生クラブ)

1 新玉名駅前整備について

(1) 新玉名駅周辺地域等の整備に関する協定書について

(2) 新玉名駅周辺地域等の整備に関する覚書について

(3) 新玉名駅周辺地域等整備基本計画について

(4) 新玉名駅整備区域(35.6ヘクタール)、新玉名駅前整備予定区域(25ヘクタール)、計60ヘクタールについて

2 公園整備について

(1) 蛇ヶ谷公園について

(2) 桃田運動公園について

日程第2 文教厚生委員会正副委員長互選結果報告

日程第3 議会運営委員会委員、議会改革推進特別委員会委員及び議会広報広聴特別委員会委員の辞任報告

日程第4 議会運営委員会委員、議会改革推進特別委員会委員及び議会広報広聴特別委員会委員の選任

散 会 宣 告

出席議員 (20名)

1番	坂本 公 司 君	2番	吉 田 真樹子 さん
3番	吉 田 憲 司 君	4番	一 瀬 重 隆 君
5番	赤 松 英 康 君	6番	古 奥 俊 男 君
7番	北 本 将 幸 君	8番	多田隈 啓 二 君
9番	松 本 憲 二 君	10番	徳 村 登志郎 君
12番	西 川 裕 文 君	13番	嶋 村 徹 君
14番	内 田 靖 信 君	15番	江 田 計 司 君
16番	近 松 恵美子 さん	18番	前 田 正 治 君
19番	作 本 幸 男 君	20番	森 川 和 博 君
21番	中 尾 嘉 男 君	22番	田 畑 久 吉 君

欠席議員 (なし)

欠 員 (2名)

事務局職員出席者

事務局長	松本留美子さん	事務局次長	荒木勇君
次長補佐	松野和博君	書記	古閑俊彦君
書記	入江光明君		

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
総務部長	永田義晴君	企画経営部長	今田幸治君
市民生活部長	蟹江勇二君	健康福祉部長	竹村昌記君
産業経済部長	上野伸一君	建設部長	片山敬治君
企業局長	酒井史浩君	教育長	福島和義君
教育部長	西村則義君	監査委員	元田充洋君
会計管理者	二階堂正一郎君		

午前10時00分 開議

○議長（内田靖信君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

一般質問期間中は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用を許可いたします。また、傍聴人についても同様といたします。

なお、説明員の出席の追加につきましては、地方自治法第121条の規定により、お手元に配付しております報告のとおり、あらかじめ出席を要請しておきましたので、御了承願います。

日程第1 一般質問

○議長（内田靖信君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

なお、今期定例会の発言に関する規程第11条における発言時間は、議会運営委員会の結論に基づき、30分といたします。

16番 近松恵美子さん。

[16番 近松恵美子さん 登壇]

○16番（近松恵美子さん） おはようございます。トップバッターを務めます新生クラブの近松です。よろしくお願いいたします。

収束するかに見えた新型コロナもこのところ急速に増加しており、これについては政府が無策だとコロナ対策について評価しないが55%、菅首相の支持率が低下してきていると言われていています。また、テレビでの国民に対する感染防止に対する協力依頼について、市民の声としては、「マスク、手洗い、3密を避けるなどの努力をみんなが十分してきているのに、これ以上何をしろというのか」というような発言がなされてきました。コロナウイルスに感染しても発病しない人と重症化する人とではどこが違うのか、個体差をきちんと精査すべきであるし、免疫力を高めるための確かな情報を提供すべきであると、私は思っております。

ところで、私の近所にお米の自然栽培をしている方がおられます。農薬、化学肥料を使わないでお米を栽培しているわけです。何年もそのやり方でお米をつくって販売されているわけですが、その方が隣の田んぼでは農薬を使ってもウンカが来るとやられるのに、自分の田んぼはウンカにやられないと。また、少しやられても広がらないと言われていました。それは農薬を使わないことによる生物の多様性が稲を守ってくれているのだそうです。人間でいえば、腸内細菌が豊かであることが健康の秘訣ということでしょうか。まずは健康のあかしである快眠、快食、快便の3つが満たされていること。ここに注目するだけでも確かな予防効果は出るものと思います。玉名市では9月議会で提案

しました免疫力を高める方法のひとつである「あいうべ」体操も保育園ではしっかり実践してくれているものと思います。子どもたちには感染しても発症しない体でいてもらいたいと思います。

では、通告に従いまして質問を始めます。

今回は、発達障がいを巡る問題についてと生涯学習に関する質問であります。これまでに何回も質問してきたものであり、皆様にとってはまたかと思われることと思います。ねたがなくなったから同じ質問することにしたのではなく、私としては、どうにか増加を食い止められないものかという強い気持ち、そしてこれだけ増えているということは、原因があるはずであり、食い止められるはずだという信念から再度、再再度となりますが質問いたします。また、新しい福島教育長が誕生されたことで、新たな見解を伺えるかもしれないなどの期待感もあり質問いたします。

それに加えて食品と暮らしの安全というところから出ている最新の情報では、今後10年間で日本の子どもの半数は発達障がいとなるであろうと書いてあり、現状の増加傾向を見ると、あながちでたらめとは思えない情報かもしれないと感じ、じっとしてはられない気持ちでいます。では、増えている発達障がいの子どもたちを巡る諸問題についてから始めます。

まず、6月議会の答弁を整理しまして、再度疑問に思ったことについてお伺いいたします。玉名市の小学校においては、発達障がい者が10年間で3倍以上の増加で377人、中学校も3倍の144人であることが明らかにされました。また、保育園で療育手帳を持っている子どもの数は、4年間で4倍ということでした。4年間で4倍、つまり10年間で10倍、小学校、中学校では3倍の増加ですが、保育園では10倍の増加。これほどどのように解釈したらよいのでしょうか。今後、この保育園の子どもが小学校、中学校に上がっていくにつれ、小学校、中学校でもこの10倍のスピードで増えていくということなのか。成長に従って改善していくと考えてよいのか。療育を受けたことで改善していくということなのか。では、療育の何が役立ったのか。改善した子どもたちは何が原因だったのか。確かなデータがあればお伺いしたいと思います。また、保健センターでは心理相談をしているとのことでしたが、どのような相談が多いのか、それによって子どもはどう変わっていたのか。このことについてお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

[健康福祉部長 竹村昌記君 登壇]

○健康福祉部長（竹村昌記君） おはようございます。

近松議員の増えている発達障がいの子どもたちを巡る諸問題についてお答えいたします。初めに療育手帳の取得者が増えている要因についてお答えします。

保育所において令和元年度13人が本年度17人の子どもさんが療育手帳をお持ちで

す。子どもさんの状況に応じた保育や教育を望まれる保護者が増えているため申請に至っており、早期療育に対する理解が広がっているものと思われます。また、療育を受け改善した子どもさんの例でございますが、児童発達支援や放課後デイサービスでは、日常生活における基本動作や集団生活へ適応するために訓練を行なっておられ、子どもの困り感をスタッフが理解することで、子どもの特性がわかり、「こんなときはどうするの」と投げかけ対応することで、少しずつ改善している事例もございます。また、保護者や保護者の子どもへの接し方、関わり方で、子ども自身が困り感を回避する行動、工夫の仕方がわかりますので、子どもに理解しやすい環境が設定されることが大切と聞いております。

保健センターの心理相談では、子育てに悩む親の相談を受けており、子どもの言葉の遅れや言葉のやりとりのそご、多動、集中できないなどの悩みがございます。心理相談により子どもへの向き合い方などが改善されたり、適切な治療や療育を受けられるようになったり、結果、子どもの状態の改善につながっております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 教育長 福島和義君。

[教育長 福島和義君 登壇]

○教育長（福島和義君） 皆様方おはようございます。

就任後初めての登壇でございますので、お礼と決意、それから自己紹介を少しだけさせていただきますと存じます。

先般、市議会の皆様方の御承認をいただき本当にありがとうございます。御指導、御鞭撻をどうぞよろしくお願いいたします。

さらに御承認後、先週12月4日に藏原市長より辞令をいただき、玉名市教育委員会の教育長の職を担わせていただくことになりました福島と申します。感謝の気持ちとともに、職責の重さに身が引き締まる思いでございます。少し自己紹介をさせていただきますと、私は、旧天水町小天のミカン山で生まれ育ち、大学まで地元で生活して育てられました。その後、昭和56年より教職員となり、平成になって伊倉校区に自宅を構え、玉名管内の小中学校や県教育委員会の関係機関に勤務をしながら3年前に玉名町小学校を定年退職して現在に至っております。そのような意味でも、私はまさに玉名市で育てていただいた人間であり、玉名大好きの一人であると自負をしております。このような中、今回、玉名市の教育長の職を担わせていただくことになり、私を育てていただき、また、これまでいろいろお世話になってきた玉名市への恩返しのために全身全霊を込めて働かせていただく覚悟であります。どうぞよろしくお願いいたします。

では、答弁に移りたいと思います。

近松議員の増えている発達障がいの子どもたちを巡る諸問題についての質問にお答え

いたします。

まず、特別な支援が必要な児童・生徒の増加に対する見解につきましては、前回の6月議会で蔵原市長が答弁されていることと同様に、支援が必要な児童・生徒については増えているのではないかという危機感を持っております。その要因につきましては、発達障がいや特別支援教育に対する認識や理解の広がりとともに、特別支援に対する体制整備の状況が次第に整っていることがあげられると思います。また、生物学的な要因だけでなく、近年問題となっているスマートフォンやテレビ、インターネットなどのメディア視聴の長時間化、それに伴う生活習慣の変化やストレス、さらに化学物質等による食品への影響など、様々な要因が考えられると思っております。

教育委員会といたしましては、その要因や社会情勢と学校を取り巻く状況等、十分に検討した上で、市長部局などと連携して、特別支援教育の適切な施策を検討してまいりたいと思います。また、特別な支援が必要な生徒の義務教育終了後の追跡把握につきましては、高校を中退した場合や個人情報保護のもとに情報開示ができない場合など、追跡困難な状況への対応等も必要になると考えられます。それらの課題の克服とともに、子育て支援課や保健予防課と連携をして追跡把握の方向性を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） 今、福島教育長より力強い答弁をいただきました。

この春に就労支援施設に行きましたときに普通に会社に勤めていて、そこのストレスで辞めざるを得なかったような方が就労支援施設に来て仕事ができるけども、発達障がい等により普通の職場に就労できなかった子は、なかなか就労支援施設でも続かないというふうな話を聞きました。

そこで本当に私たちのこの発達障がいに対する支援が有効なのかどうかということを引きちと見ていくために、やはり中学校卒業後のその子たちがひきこもりにならず、納税者になれているかどうかということを引きちと見届けていくことが大変必要だと思いますので、そのような方向で検討するというふうな答弁をいただきましたので、大変なことだと思いますけども、教育委員会だけで抱えるということじゃなくて、全庁的にどのような方法で、どこが担当したらいいかということも検討しながら、ぜひ、進めていただきたいと思います。やはり最後まで見届けることで支援の在り方を強化していけるものだと思いますし、私たちが子どもを健全に育てていきたいという目標は、やはり自立ではないかと思っておりますので、この最後の姿まで引きちと見届けていただきたいといひますか、見守っていただきたいということを再度お願いしたいと思ひます。

先ほど、健康福祉部長より答弁がありました。保育園が10年間で10倍という恐ろ

しい増え方だけでも、お母さん方がそういう療育を受けたいという希望が増えたからこういうふうに増えているんですというふうな答弁でございました。現場の声がどのくらい届いているかわからないんですけども、そうしますと療育を受けることで小学校に入った時点では、3倍ぐらいに落ち着くということなんですかね。もしわかりましたら答弁いただきたいと思います。私、先ほど成長に従って改善していくということもあるのかということをお尋ねしましたので、それがわかりましたらお願いいたします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 療育の指導支援のほうで訓練等をされましてやっぱり子どもさんはそれぞれ個性があって、早く成長される方とかいろいろございますので、その子どもに応じた支援をしております。そこで少しずつ改善していかれる子どもさんはいらっしゃると思います。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） この発達障がいの問題につきましては、福島教育長も申されましたけども、私もやはりケミカルフリー、化学物質を入れないということ。そしてストレスフリー、ストレスをあまり与えないと、そしてまた、個体発生は系統発生を繰り返すという言葉がありますけども、やはり私たちは長い間原始人であったわけですから、その子どもの幼いときは非常に自然体験が必要だという、自然環境で遊ばせるというこの3つが非常に鍵となるかなというふうに思っております。そういう意味で、このストレスフリーという意味で、心理相談を入れていただいているということは非常に価値あることじゃないかなというふうに思いますので、いろんなお母さん方が、中には多くて断られる方もおられるとも聞きますけども、この心理相談は多くの方が受けられるように、療育だけではなくて、幅広く対象者を見つけて、呼びかけていただきたいというふうに思います。

それから前回、この発達障がいにつきましては、保健センター、保健師を中心として、そしてまた、保育園、保育士さん、そしてまた、学校と、それから就労支援施設と、福祉ですね、いろんな方が対応していくわけなんですけども、やはり情報を持ち寄って何らかの、この増やさないように、増加を食い止めるためにはどうしたらいいかということとをぜひ、検討してほしいということをお願いいたしました。もう半年たちましたので、それがどのように動いているかについてお伺いしたいというふうに思います。これは日本初のことで、大変難しいことであると思うんですけども、始めてみればまた次の問題が、課題が見つかっていくんじゃないかというふうに思いますので、取組、経過についてお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 近松議員の再質問にお答えいたします。

先の6月議会で市長が近松議員の質問に答弁いたしました教育部、保健予防課、子育て支援課といった関係部署の連携会議の発足については、日常業務の中で集まり支援を要する子どもさんの会議などにおいて話し合いをしておりますし、今後協議を進めてまいります。平成20年に設置した外部委員を含む玉名市特別支援連絡協議会のさらなる活用も図りたいと考えております。

現在、本市において発達障がい児に対する取組は、子育て支援課に臨床心理士の心理相談員を配置し、教育施設や保育施設を巡回させ、心理発達・心理臨床の立場から、各施設の実情やニーズに応じて、保護者や保育士等の職員に対し、課題や問題を抱える子どもによりよい成長のために助言等を行なっております。また、今年度新設いたしました女性・子ども相談室においては、養育相談の中で、発達障がいのある子どもさんたちへの支援や保護者へのサポートとして、関係機関や病院等へつなぐ対応を行なっております。保育所においては、子どもの行動には意味や理由があるという考えを共有し、一人一人の子どもに寄り添い認めること、問題ある行動を見せる場合は、その子がどうしてそういう行動をとるのか、その原因となるものを考え、その子に応じた対応や支援を心がけ保育をされております。保健予防課では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供するために、保健師と母子保健支援員が連携して妊娠期から産後1年を重点的に支援しております。若年妊婦や育児に不慣れな親、授乳や夜泣きなどで悩むお母さんに寄り添いながら不安を解消し、支援をすることで安心して子育てができるよう、親の育児力を高め、子どもへの愛着形成を進めております。この愛着形成を大切にすることで、心の発達、社会性の発達につなげていくことを目指しており、育児不安やストレスを抱えている妊産婦を対象にカウンセリング相談を実施しているところでございます。また、3歳6か月健診では、通園している保育所等と連携して日ごろの様子を情報交換したり、子育て支援課の心理士や有明地域療育相談員にも健診に参加してもらい子どもさんたちの様子を多角的に見て、子どもたちの発育、発達を一緒に見守るようにしています。

子どもの発達に及ぼす要因は、出生前の環境、両親との関わりによる発育環境、核家族や地域など社会との関係などと言われております。今後はペアレント・メンターやペアレント・トレーニングにより、同じような発達障がいのある子どもを持つ親に対して、共感的なサポートや地域支援についての情報提供を行ない、保護者の不安感を軽減する取組を進めてまいります。発達障がいを考えていくためには、食育やメディアなど、心の発達に及ぼす様々な要因を理解することから始めなくてはならないと考えております。関係各課、子育て支援センターなどが連携した支援体制づくりにこれから努めてまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） 大変多くの仕事を抱えてお忙しい中、早速連携会議に取り組んでいただきまして、ありがとうございました。

日本の中で、この発達障がいに対する支援をしているところは、先進地は玉名より進んでいるところはあるかと思えますけども、この予防的な視点で取り組んでいるところというのは非常に少ないんじゃないかなと思います。そこに焦点を当てて、地味なところでありますけれど、皆さんが知恵を絞って取り組んでいってくださるということがよくわかりましたので、本当に心強く思っております。

私、市役所に遅く伺っていますと、6時半ごろでもほとんど帰らずに仕事されていますもんね、多分、7時ぐらいまで当たり前に仕事されてて、もっと遅く残っておられる方もいるんじゃないかと思えますけども、そのような中で、これだけ取り組んでくださっているということ、本当にありがたいことだなと思います。市長におかれましては、新しいこの取組に対して、ちょっと人員配置も考えていただいたらというふうに思います。もう少し人間が多ければ、もう少し楽に皆さん早く帰れるかなというふうなことも思いました。

そういうことで、この連携会議、皆さんがやはり情報交換しながら、予防的視点で、なったからどうするかだけじゃなくて、その子を見ながらどうしたらこういう子が増えないかということで、今、取組を始めたということですので、ますますここを力を入れていただきたいというふうに思います。

私も皆さんが忙しい中で、どうしたらいいのかなと、どうしたらこの3倍、4倍というこの増加を食い止められるかなということ、いろいろまた考えてみました。これはひとつの提案なんですけども、やはり先ほどの療育に行くのを保育園から行く子どもも、保育園が「ちょっとお宅こういうところに行ったほうがいいんじゃないですか。」とって勧められるところも結構あるというふうに聞きました。ということは、保育園がもう少し力をつければ、特別に発達障がいを疑い、行かなくてカバーできる場所があるんじゃないかと、そういうふうに思います。そういうことで、保育園も非常に手薄なままやっているんですけども、保育園に提案型の発達障がい予防プログラム、そういうものを募集しまして、プロポーザルで取り上げまして、その事業に対して補助金を出すというふうなことも取り組んだらどうかということを考えてんですけど、どうでしょうか。例えば、食育についてこのようなことをしますと、そしてこのような結果を予測していますと、そういうふうなことをプロポーザルでいっぱいあげていただいて、プロポーザルでそれを審査しまして、それに対して補助金を出すと、そういう方法です。それを試しにやってみたらどうかと思います。やはりこの少ない職員の中で具体的なこの対策を

つくっていくということは、非常に難しい面もありますし、やはり現場でなければできないこと、現場だからわかることもありますので、学校では、福島教育長、研究校というのがあったじゃないですか、教育研究校というのがですね、食育研究をします。あんなのが保育園にもあっていいんじゃないかと思うんですよね、研究保育園みたいな。50万円ぐらい。幾らがいいのかわかんないんですけど、あげますから何か提案してくださいみたいな。それでこの療育、10倍に増えている療育を減らすという試みにちょっとチャレンジしてもらったらいいんじゃないかなということを思っています。

それともう一つ、やはり保育園でもものすごく大事ですから、今、長期間保育、1歳から6歳まで6年間。そしてまた朝7時から夜7時まで、長時間保育、長期間保育になったことで、保育園の果たす役割は非常に大きいですし、子どもが保育園で育つようなものですから、やはり今までとまた違って、保育の質というものをものすごく上げていかなければいけないと思います。そういう意味で、こういった研究大会というものを市主催でして、保育の質の向上というのも図っていくべきではないかなと思います。

この2点、研究保育園、そして保育研究大会をすると、このことについて市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 近松議員の予防的視点から保育園に市が独自に事業等々を行なってはどうかといった提案についての再質問にお答えしたいと思います。

障がいのある子どもの保育については、その子どもの発達過程や障がいの状況を把握して、適切な環境のもとで子どもの状況に応じて対応することが必要であります。発達障がいを持つ園児の保育に関しては、国においても保育士等キャリアアップ研修を活用して、障がい児保育におけるリーダー的職員を育成するための支援などを既に行なっているところでもあります。今後は議員が御提案されましたその予防的視点に立った事業でありますけれども、例えば、その実施主体であるとか、議員は食育をあげられましたけれども。

○16番（近松恵美子さん） 何でもいいんです。

○市長（藏原隆浩君） はい。食育も含めて多岐にわたるというふうに思っておりますので、その実施主体でありますとか、その内容、そしてまた、手法など、課題を整理して検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） じっくりまた検討していただきたいというふうに思います。

コロナ対策についても申し上げたように、予防的視点がないと、これが一番大事なことでと思います。発達障がいの子に何をするかということも大事なんですけども、この

増加を食い止めるということがやはり非常に大事なんだということ。そして、この発達障がいの子の増加、この発現率、出現率は世界でトップクラスであるということ、しかも断トツだということを見ると、やはりこの玉名から全国どこでもしていないことなんですけど、この玉名からぜひ、取り組んでいただきたいというふうに思います。また、いろんな職種が関わるんですけども、今までいろんな職種が関わってて数として成果が出ていないわけですから、どうか専門職でない方も、素人の方こそいい発想ができるんじゃないかなと思いますので、自信を持って取り組んでいただきたいと。もう試行錯誤で結構ですので、やはりいいと思うことは何でもしてみるみたいなことで取り組んでいただきたいと、勇気を持って取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、次に移ります。

[16番 近松恵美子さん 登壇]

○16番(近松恵美子さん) では、活力ある玉名をつくる生涯教育の在り方についてお伺いいたします。

私は公民館の近くに住んでいますので、利用者と顔を合わせることも多いのですが、利用者の皆さんは、公民館活動で友達が増え、その結果、新しい情報も得てますます活動的となり、人と人の輪が増えていくといったことを肌で感じています。また、市町合併後、地元での市主催行事、講演会は皆無とっていいほど少なくなりましたので、公民館活動が地域づくりの最後のとりでとなっているように感じています。ただ、婦人会がなくなり、老人会も加入者が少なくなったこともあり、学びの幅、種類が少なくなってきたように思います。とはいえ、スマホがあれば何でも情報を引き出せる今日、人を引きつける講座、講演会を開催するのは容易なことではありません。それでも近畿地方で開催されている100歳大学などは、有料でありながら盛況のようでありまして、内容次第では人生が変わるほどのものになると思います。人々が幸せを感じるのは、もちろん衣食住が満たされていることが前提ではありますが、そのほかに3つあるといわれています。一つが、自分が成長していると感じること。二つ目は、人の役に立っていると感じられること。三つ目は、自己肯定。自分を認めることができることの3つです。確かな学びが仲間をつくり、社会の問題解決に向かって行動していけるようになったとき、この3つが満たされるのではないかと思います。そのためには、生涯学習の中身を再点検してみる必要があります。内容的にダブるものや民間がしていることは手放し、行政の課題、地域課題を解消できるようなものに取り組んではいかがかと思います。執行部の見解をお伺いします。

○議長(内田靖信君) 教育部長 西村則義君。

[教育部長 西村則義君 登壇]

○**教育部長（西村則義君）** 近松議員の活力ある玉名をつくる生涯教育の在り方についてお答えいたします。

本市では、学びを通じてその能力を維持向上し続けることができるよう、誰もが生涯にわたり必要な学習を行ない、その成果を個人の生活や地域での活動等に生かすことのできる生涯学習社会実現への取組をより強固に進める必要があると認識しております。

本市における65歳以上を対象とした高齢者教育の現状としましては、例年5月から8月までを前期、10月から2月までを後期とし、前期44人、後期44人、年間88人の皆様に参加していただき、それぞれ6回の講座を開講し、高齢者の健康と食育、認知症予防、高齢者の消費問題、交通安全、学校教育の現状、人権問題、地域探訪など、15のメニューについて学習していただいております。

今後、超高齢化社会と長寿社会を見据え、高齢者に特化した問題だけではなく、様々な現代的課題をシリーズ化し、現役世代の人でも参加できるような内容の講座開設に向けて検討していきたいと思っております。また、全ての講座を受講した人には修了証を交付し、次の担い手である指導者として地域還元ができるまさに人が幸せを感じ、人を元気にすることができるような講座実現を目指してまいります。

続きまして、今年度の公民館での講座計画ですが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、10月から開講しております。脳トレ健康体操、パソコン講座、楽器アンサンブル、着付け、ヨガなどの定期的な講座を22講座、LINE講座や子ども向けのお年玉講座などの単発の企画講座を9講座、新たな取組としましては、インターネットを活用し、男女共同参画推進事業として、人権啓発課共催で、オンライン出産準備教室などの動画配信を3講座開講しております。また、年明け1月から防災安全課と共催で、防災講座を3回開講する予定でございます。

以上のように庁内各課と連携をし、課題解決のための取組を始めております。人口減少による活力低下や社会が大きく変化する中であってもより多様で複雑化する課題と向き合いながら、一人一人が豊かな人生を送ることができる持続可能な社会を実現するため、市民の方が主体的に学び続けることができるよう今後も地域の人々のニーズの把握に努め、他部署をはじめ多様な主体との連携、協働を図りながら継続して行政課題や地域課題の解決に向けた講座の開設を進めてまいります。

以上でございます。

○**議長（内田靖信君）** 近松恵美子さん。

○**16番（近松恵美子さん）** 趣味の講座だけでなく、地域課題の解決に向けた講座に取り組み始めていますというふうな回答をいただきました。

今、コロナの時期でいろいろ講座を開設しにくいという状況はあるでしょうけども、その時期だからこそ慌てずじっくりいろんな案を練って取り組んでいったらいいんじゃない

ないかというふうに思います。あせることはない、新しい取組ですので、本当に市民が立ち上がるような講座をしていただきたいと思います。

私は、先ほど質問しましたように、地域課題で一番大きいのは子どもたちがこんなふうに非常に適応できない子がどんどん増えているということですね。12、3年前に議会で、3歳児健診で気になる子が2割だったのが、3割になった、4割になったと、そのようなことを聞いて何かおかしいじゃないかと言ってきたんですが、その後もどんどん、どんどん増え続けております。恐ろしいほどのスピードで増えてきています。このことを市民が知ったなら、何か手伝おうかと、そういうふうな人たちも出てくるんじゃないかと思います。どうか市が抱えている課題、地域の課題を市民に知らしめて、そして市民の力を借りて元気な子どもを、活力ある玉名をつくっていただきたいと思いますというふうに思います。

先ほど、健康福祉部長が言われました、やはり子どもにはその愛着行動、本当に母と子が、子どもと大人が、心が通い合うということが基本だというふうなことを言われました。それに対してスマホとか親の気をそらすものが入ってきたので、なかなか愛が伝わらないというふうな現状ではないかと思います。これは若いお母さんだけでなく、いろんな年代の方がそれを知れば、娘に、息子に、嫁さんに伝えていきます。そしてまた、自然体験を私たちが原始時代だった時期が長かったと言いましたけど、その自然体験をもっともっとさせると脳の回路が開いていくと言われます。そのこともおじいちゃん、おばあちゃんの年代の方が知ったなら、「そうだった。そうだった。」「自分たちもそうだった。」と思って孫をテレビで子守するんじゃなくて、連れ出してくれるものと思います。そういった意味で、一つの課題をその担当課だけで解決するのは非常に難しくなっておりますので、どうかその生涯学習も各課の壁を取っ払って、共に地域全体で考えていくという視点で講座を組み立てていただきたいと思いますというふうに思います。

これについて市長も非常に強い気持ちで取り組んでいただくと、早速連携会議を開いて進めていただきますので、このことについてはいずれ日本一の試みになっていくだろうと、私は期待しております。どうか増えているということは、理由があって増えているわけですから、それを取り除けば、もっと安心な子どもたちが、元気な子どもたちが増えていくというか、元に戻っていくというふうに思いますので、人間が宝、少子化と言われる中で、一人一人の子どもが十分力を発揮できるような、そして自立していけるような子育てに向かって、やはり全庁的な問題だと思って考えて、さらに力を合わせて取り組んでいただくようお願いしまして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（内田靖信君） 以上で、近松恵美子さんの質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前11時00分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

10番 徳村登志郎君。

[10番 徳村登志郎君 登壇]

○10番（徳村登志郎君） 皆さん、こんにちは。10番、公明党の徳村登志郎でございます。

それでは、早速ではございますが、通告に従い一般質問をさせていただきます。

住まいと暮らしの安全を確保する居住支援の強化についてお尋ねします。住まいは生活の重要な基盤であり、全世代型社会保障の基盤です。しかしながら、空家等が増える一方、障がい者、高齢者、低所得者、独り親家庭、外国人、刑務所出所者等、住居確保要配慮者は増え、頻発する災害による被災者への対応も急務となっています。また、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、家賃や住宅ローンの支払いに悩む人が急増しており、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化は待ったなしの課題だと考えます。そこで、本市における居住支援に関する取組について、以下質問いたします。

まず、1、生活困窮者自立支援制度における住居確保給付金の利用についてお尋ねします。コロナ禍において、全国的に生活困窮者自立支援制度における住居確保給付金の利用が爆発的に増えていますが、本市における申請件数並びに支給決定件数、また、前年と比べてどの程度増えているのか併せてお答えください。

残りの質問は質問席よりさせていただきます。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

[健康福祉部長 竹村昌記君 登壇]

○健康福祉部長（竹村昌記君） 徳村議員御質問の住まいと暮らしの安全を確保する居住支援の強化についての生活困窮者自立支援制度における住居確保給付金の利用についてお答えいたします。

現在、くらしサポート課において生活困窮者自立支援法に基づき、離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方で、住宅を喪失するおそれのある方などを対象として、最大で9か月の家賃助成を行なう住宅確保給付金事業を実施しており、令和元年度は3件の申請に対し、3件の支給決定、また、令和2年度は11月末現在で7件の支給を行なっておりますが、コロナ禍の影響を受け、49件の相談があっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 徳村登志郎君。

○10番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございました。

本市の状況はよくわかりました。それでは、それを踏まえまして、2、住居確保給付金の支給期間終了後の支援についてと、3、住宅セーフティネット制度の活用についてお尋ねします。

住居確保給付金は、答弁でありましたとおり最大9か月まで支給されます。つまり、コロナ禍で対象拡大がなされた4月以降支給開始した方々は、年末年始には支給期間が切れ、路頭に迷うようなことになってしまうのではないかと懸念されています。こうした事態とならないよう、公明党は、支給期間の延長を政府に対し強く要請しておりますが、延長されたとしても支給期間終了後に引き続き支援が必要な方は確実におられます。こうした方々が住まいを失わないようにするために、本人や家族のニーズや状況等に応じたきめ細やかな支援が必要と考えますが、いかがでしょうか。また、支給期間終了後、公営住宅に移るといった選択肢もあると思いますが、公営住宅という選択肢は極めて限定的です。本市の公営住宅で活用できる物件は現在ありますでしょうか。本市の現状を教えてください。また、生活保護をどうしても受けたくないという方もおられます。こうした現状に対応するためには、第3の選択肢として福祉部局と住宅部局が連携し、住宅セーフティネット制度の活用にあ早急に取り組んでいただきたいと思ます。

住宅セーフティネット制度においては、住居確保が難しい方専用の住宅をセーフティネット住宅と登録し、家賃及び家賃債務保証料の低廉化に係る費用に対して補助を行なう制度であります。国土交通省は、令和3年度の予算概算要求において、この家賃低廉化制度の補助限度額を拡充するとともに、地方公共団体が必要と認める場合、入居者の公募手続を除外するという制度改正を盛り込んでおります。これが実現すれば、住居確保給付金の支給を受けた低所得者の方のお住まいの住宅をそのままセーフティネット住宅として登録でき、転居させることなく家賃補助を受けながらそのまま住み続けることができるようになります。また、家賃補助は大家さんに直接納付されますので、大家さんも滞納の不安なく安心して貸し続けることができます。コロナを機に住宅セーフティネット制度の家賃低廉化制度による支援で自立を促していくという仕組みに積極的に取り組むべきであると考えますがいかがでしょうか。併せて答弁をお願いいたします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 住宅確保給付金の支給期間終了後の支援についてお答えいたします。

現在、くらしサポート課におきましては、住居確保給付金以外の生活にお困りの方に対する支援策として、生活困窮者自立支援事業をはじめ、生活困窮者の方自らが家計を管理、改善できるように専門的な助言、指導等を行なう家計改善支援事業、社会との関

わり等に不安を抱えているなどの理由で、直ちに就労を行なうことが困難な方に対し、就労に向けた準備支援を行なう就労準備支援事業を行なっております。また、子どもの貧困の連鎖の防止を図るため、生活保護世帯や生活困窮世帯の小中学生及び高校生を対象に行なう子どもの学習生活支援事業等を行なっており、それぞれ専門の相談員により、一人一人の状況に合わせた支援プランを作成し、断らない支援を目指し、自立に向けた支援を包括的、かつ継続的に実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 徳村議員御質問の住宅セーフティネット制度の活用についてお答えいたします。

住宅セーフティネット制度に関する本市の具体的な取組としては行なっておりませんが、この制度に代わるものとして、住宅困窮者に対して公営住宅法に基づく市営住宅の提供を行なっております。市営住宅は、災害などで被災された方に緊急に住宅を提供する必要がある場合、緊急避難的措置で一時入居を認めていますが、コロナ禍などの影響で住まいに困窮する場合の優先入居を行なっておりません。入居を希望される方の中には、高齢者や障がい者などの入居希望もあるため、個々の事情に対する優先度、あるいは緊急度の判断が困難であり、原則一般募集扱いにしているところです。ただ、市営住宅の入居者でコロナ禍などの影響により収入が減少した方の家賃については、その収入などの状況や事情を十分把握した上で、徴収猶予や家賃の負担軽減措置を講じているところでございます。今後も引き続き福祉部局と連携し、住まいに困窮する方への住宅支援を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内田靖信君） 徳村登志郎君。

○10番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

本市においても公営住宅の利用は限定的であるなというところがよくわかりました。

やはり民間の賃貸住宅、空家等を活用していくしかないのかなと感じております。私も不動産業を営んでいる立場から申し上げますと、この家賃低廉化補助制度というのは、住宅セーフティネット法の改正に伴う補助金制度の中でも目玉に位置する制度であると思っております。要配慮者やコロナ禍の中、家計が逼迫される方など、低所得者を受け入れることで国と地方公共団体がオーナーに対して月額4万円の家賃補助を拠出してくれます。空室や空き家にお悩みのオーナーと入居審査にハードルを感じる要配慮者などの間をつなぐ画期的制度として注目されております。一般的には、低所得者は滞納リスクが高く、通常の賃貸物件の入居者としてあまり魅力的ではありません。しかし、同制度はオーナーが直接補助金を受け取ることができるため、収益確保が可能でございます。

家賃低廉化補助制度は、従来敬遠されてきた低所得者を積極的に受け入れやすく、空室率に悩んでいた物件や使っていない空き家を活用するチャンスです。このようにセーフティネットは空室対策に活用することが可能です。入居募集の際に、セーフティネット登録物件を前面に出すことで、要配慮者などからの積極的なコンタクトの効果、また、家賃や入居審査に対する期待感など複数のメリットを享受することができます。

ところで、この制度はまだできて間もないので、知らない方が多いのが実情でございます。もちろんこれは賃貸物件にとっては致命的です。制度ばかりが先行して周知が遅れては元も子もありません。セーフティネット登録物件は、自治体や居住支援協議会を通じて、要配慮者への入居づけを行なうものと定めています。しかし、これは一般的な不動産業や仲介業者による入居づけを排除しているものではありません。つまり、オーナーは不動産業を活用した空室対策も可能です。業者が持つ販路やネットワークを通じて入居づけが行なわれるため、一般の不動産を扱っているのと同じ感覚で経営することができる大きなメリットと思われれます。導入にはいくつかの要件をパスする必要がありますが、アパートや空き家の活用に悩んでいるオーナーにとっては検討の価値があり、新たな選択肢となると思っております。ぜひ、検討していただければと思います。

それでは、4番、住宅部局と福祉部局の連携、担当課からなるプロジェクトチーム設置についてお尋ねいたします。このような取組を積極的に進め、生活にお困りの方について、今の住まいから転居することなく、継続して住んでいただけるようにするなどの適切な居住支援を進めていくためには、住宅部局と福祉部局の連携が何より重要です。愛知県名古屋市では、コロナ禍の前から専門部会をつくり居住支援の情報の一元化を進めるなど、対応に当たってきました。本市でもまずは、例えば、住宅生活困窮者支援、独り親支援、生活保護等の担当課からなるプロジェクトチームを設置し、公営住宅の空き情報など、住まいに関する情報の共有。低廉な価格で入居できる住まいの開拓や入居に係るマッチング等を勧める居住支援法人の活動の状況の共有等を進めていただきたいと思います。答弁をお願いいたします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 住宅部局と福祉部局の連携、担当課からなるプロジェクトチームについてお答えします。

現在、くらしサポート課を事務局とし、自殺、生活困窮、人権問題など、市民生活に関わる深刻な問題に対し解決に向けた積極的な施策の推進及び生活再建に向けた適切な支援を図る目的で、くらしサポート課、営繕課、税務課等の17課の委員により構成される玉名市生活安心ネットワーク委員会を組織しているところでございます。特に昨年度からは、委員会の中で市民の困りごとに対し、庁内連携体制の強化を議題に会議を進

めております。そのような中で、家賃、税金等が払えない、食べるものがないなど、複数の悩みを抱えている市民にできるだけ早い段階で関係する所管課、機関等などと情報と課題を共有いたしまして連携するためのツールとしてつながるシートを考案し、本年度より全庁体制によるつながるシートの活用を開始したところでございます。この取組が全庁的に浸透することで、生活困窮をはじめとする市民の皆様の様々な困りごとが早期に解決することが期待されるほか、職員の縦割り意識の解消や相談のたらい回しがないうよう取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 徳村登志郎君。

○10番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

既に担当課からなる連携を開始していただいていることを私も評価したいと思います。

本市においては、このプロジェクトチームによる地方自治体と民間団体の協力が今後ますます期待されると思います。ただ、現状、私も不動産業なんですけど、不動産業にはまだこの住宅セーフティネット制度の認知は低いものでございます。これからは、同業界の社会貢献事業としても周知、協力要請等を私も微力ながら不動産業を営む立場として尽力していくつもりでございます。

それでは、最後になりますが、これは市長に伺いたいと思います。5、重層的支援体制整備事業についてお尋ねいたします。まず、自治体の包括支援のイメージを御覧ください。

[拡大投影にて画像を示す]

○10番（徳村登志郎君） これはコロナ禍で家賃が払えないと住まいに不安を抱えておられる方は、住まいだけでなく複雑な課題やリスクを抱えておられるケースが少なくありません。こうした方々を誰一人置き去りにすることなく支援していくためには、包括的な支援体制が必要です。来年4月からは改正社会福祉法が施行となり、いわゆる断らない相談支援を具体化するための重層的支援体制整備事業が始まります。コロナ禍で大変な思いをされている方々を誰一人取り残さないという決意で、本市においても重層的支援体制整備事業に速やかに取り組んでいただきたいと思いますと考えております。市長の御見解をお願いします。

○議長（内田靖信君） 市長 蔵原隆浩君。

○市長（蔵原隆浩君） 徳村議員の重層的支援体制整備事業についての見解としてお答えをさせていただきます。

令和3年4月施行の改正社会福祉法に基づきまして、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の整備が求められるようになりました。この事業は、ひきこもり、介護、貧困など複合的な課題に対して市区町村において介護、

障がい、子ども、貧困など、属性、世代を問わず相談を受け止め、既存の取組では対応できない狭間にあるニーズに対応し、住民同士の交流や居場所の確保など、地域づくりを行なうものであります。当市としては、現在くらしサポート課におきまして、先ほど健康福祉部長より答弁がありましたとおり、玉名市生活安心ネットワーク委員会による庁内連携体制の構築、また、つながるシートによります全庁をあげての包括的な支援体制の整備を現在行なっております。また、今年度、生活困窮者等複合的な課題を抱える方々に対して、地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討等を行ないます生活困窮者支援会議、また、ひきこもり支援の強化策としては、市町村プラットフォーム、これを新たに創設して断らない支援に現在取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 徳村登志郎君。

○10番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

市長の答弁で玉名市は先進的に取り組んでいただいているなと感じました。

とにかく、少子高齢化、人口減少が進み、地域社会の担い手も不足し、地域の助け合いの力が低下しております。こうした中で、各市町村において地域住民や民間団体等と連携、協働した地域づくりを推進することは、誰も置き去りにしない、誰も孤立させないという地域共生社会の実現、全世代型社会保障の実現につながるものだと思います。今回のコロナ禍によってさらにその必要性和重要性は高まっており、国、地方をあげて取り組む必要があると思います。市長におかれましては、SDGsの目標でもある誰一人置き去りにしない玉名市の実現のリーダーシップをよろしくお願いしたいと思っております。

公明党は国にポストコロナを見据えた住まいと暮らしの安心を実現するための提言を行なっております。その中で、住宅と福祉の連携強化を訴えており、住生活基本法や住宅セーフティネット法等の住宅施策全般において、国土交通省や厚生労働省、都道府県、市区町村の役割・責任を明確化するとともに法律を共管とするなど、抜本的な連携強化を図ることを求めています。また、支援ニーズの把握、見える化、共有を推進し、市区町村における居住支援協議会設置や住生活基本計画の策定促進等、地方自治体における住宅行政と福祉行政のより一層の連携を図ることを求めています。住まいに不安を抱える方は、住まい以外にも様々な課題を抱えているケースが大半であり、住居支援は包括的支援の一つであることから、令和3年度から新たに実施される重層的支援体制整備事業において必要な予算を確保して、居住支援などの参加支援の充実を図る等、市町村の包括的体制の構築を進め、必要な支援の提供を進めることの以上を要望しており、現在、国土交通省においても予算も含め推進中であるようです。

質問の冒頭に申したとおり、住まいは生活の重要な基盤であります。誰もが安心して生活できる住まいの提供が、本市で実現できるようにと申し上げ、この質問を終わりたいと思います。

[10番 徳村登志郎君 登壇]

○10番（徳村登志郎君） それでは、次の質問に移ります。

行政手続における押印廃止と書面主義の見直しについて質問させていただきます。本市の行政文書における廃止対象リストの洗い出しについてお尋ねします。中央省庁の行政手続の押印廃止を強力に推進している河野太郎行政改革担当大臣は、去る10月16日の会見で、約1万5,000の行政手続のうち99.247%の手続で押印を廃止できると明らかにしました。その約1万5,000手続のうち、各省庁が押印を存続の方向で検討したいと回答したのはわずか1%未満の111種類とのことです。また、河野大臣は、相当部分は印鑑登録されたものや銀行の届出印など、そういうものは今回残ると説明されデジタル庁が発足し、業務がデジタル化された際には電子承認などが導入されるだろうとの見通しを示しました。さらに政府与党は、確定申告などの税務手続においても押印の原則廃止を検討する方針を明確にしています。2021年度の税制改正で検討し、年末にまとめる与党税制改正大綱に反映させるとのことです。このように行政手続文書だけでなく、税に関わるほかの書類でも押印廃止の流れが加速化しています。これらを踏まえ、国において行政改革担当大臣が推し進めているこの押印廃止について言われているとおり、約99%の中央省庁の行政手続の文書の押印が実際に廃止された場合、我が市の行政文書においても何と何が連動して廃止できるのかなどの判断をして、今から廃止対象リストの洗い出しを積極的にすべきと考えますが見解を伺いたいと思います。

もしくは、既に国の動きに合わせてその準備を進めているのか、取組状況を具体的に示してください。具体的にというのは、例えば、国において急ピッチで洗い出ししているように、我が市においても現状押印を必要とする行政手続文書が幾つあって、そのうち国と連動せざるを得ない文書が幾つ、市単独で判断できるものが幾つなどというように早急にリスト化をすべきだと考えております。もし数字を明示できるのであれば、行政手続の文書の数とそのうち押印を廃止できる文書の数も明らかにしていただきたいと思います。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） 徳村議員の本市の行政文書における廃止対象リストの洗い出しについてお答えいたしたいと思います。

本市におきましては、押印が必要な様式を現在調査中でございます。現時点ではその

数の詳細についてはまだ把握はできておりませんが、押印廃止の必要性については認識しているところでございます。そのため現在、各様式中の押印の有無、その根拠、押印廃止が可能かどうかなど、押印廃止に向けた確認の作業を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 徳村登志郎君。

○10番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

まだこれからだということ認識いたしました。ただ、内閣府規制改革推進室によると、国のこうした動きに合わせて自治体対象の押印廃止に向けたマニュアルの策定にも着手するとのことになっているそうです。ただ、そのマニュアルを持ってから着手するのでは遅すぎると私は考えております。押印廃止と書面主義の見直しについては、国の動きを敏感に察知して、何よりも住民サービスの向上に向けて市長のリーダーシップのもと、早急な洗い出しの対応を期待しております。

それでは、次の質問に移ります。

[10番 徳村登志郎君 登壇]

○10番（徳村登志郎君） 行政手続のデジタル化におけるオンライン申請の推進についてお尋ねいたします。9月に発足した菅内閣の目玉政策の一つが、言うまでもなく行政のデジタル化を推し進めるデジタル庁の創設を伴う本格的なDX、デジタルトランスフォーメーションへの転換です。新型コロナ禍で露呈した行政手続の遅さなどに対応するもので、1人当たり10万円の特別定額給付金では、国と地方のシステム連携が不整合でうまくいかない原因となり、さらに各自治体が振込口座を確認する作業に多大な時間を要したことなどで、給付が立ち遅れる一因になったことは記憶に新しいところでございます。ICTやデータの活用は先進諸国に大きく水をあけられていて、特に遅れが目立つのは、行政のデジタル化だと指摘されています。パソコンやスマートフォンなどからオンラインで解決できる行政手続は、全国平均でわずか7%程度との報道もあります。本市においても国に歩調を合わせて行政手続のオンライン化の推進と今後DX、デジタルトランスフォーメーションに取り組むことは当然として、大事なことは今からでも取り組める可能な限りのオンライン化を進めるべきだと主張したいと思っております。

国が主導する本格的なDX、デジタルトランスフォーメーションを持って、システムも統一標準化されてから、その後我々が市の対応を検討しようというのでは、住民サービス向上、行政の効率化のため、現状の制度、システムを活用してでもできることから先んじて実行することが重要と考えております。

具体的に質問させていただきます。当然御承知されていることとは思いますが、今からすぐにも実現可能な行政手続のオンライン化、それはマイナンバーカードを活用し

た「マイナポータル・ぴったりサービス」のフル活用です。これは自治体レベルで新たなシステム構築などの必要はございません。菅政権も行政のデジタル化を進める重要な手段としてマイナンバーの活用を重視し、普及促進に向けて健康保険証や運転免許証など、個人を識別する規格の統合を目指しているところです。このぴったりサービスは各自治体の手続検索、内容確認と電子申請機能を可能とするもので、災害時の罹災証明書の発行申請から、子育ての関連では、児童手当等の受給資格の認定申請、保育施設等の利用申込み、妊娠の届出などなど、幅広い行政手続をパソコンやスマホから申請できます。我が市においては、この「マイナポータル・ぴったりサービス」にあるメニューの中から、何と何を既に活用し、今後追加を検討している項目があるのでしょうか。具体的に示してもらいたいと思います。

○議長（内田靖信君） 市民生活部長 蟹江勇二君。

〔市民生活部長 蟹江勇二君 登壇〕

○市民生活部長（蟹江勇二君） 徳村議員御質問の「マイナポータル・ぴったりサービス」のフル活用についてにお答えいたします。

「マイナポータル・ぴったりサービス」とは、議員が述べられたように政府が運営するインターネット上のサービスで、子育てや介護など、様々な分野の行政手続をオンライン化で行なうためのサイトです。本市におきましては、各種申請手続に係る窓口での面談や入念な確認作業の必要性から現時点では本サイトの活用に至っていないのが現状でございます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症予防や市民の方々の利便性の向上の観点からも市役所の窓口に来ずとも申請ができるような体制づくりが必要であると考えております。

取組といたしましては、まさにこれからということではありますが、今後「マイナポータル・ぴったりサービス」の活用及び現在、県が推進しております各種電子申請のサイトであります「よろず申請本舗」の活用も含め、関係各課と連携し、オンラインで各申請ができるような環境整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 徳村登志郎君。

○10番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

玉名市も活用に関してはまだまだこれからというふうに認識させていただきました。

内閣官房IT総合戦略室の番号制度推進室によると、ぴったりサービスの中で、児童手当、保育、独り親支援、母子保健など、子育てワンストップサービスの電子申請対応状況は、今年の6月末現在で950の地方公共団体が実施済みで、全体の75.3%になっております。しかし、介護ワンストップサービスの対応状況は、同じ時点で83の地方公共団体、これは9.6%、被災者支援ワンストップサービスだと33の団体、2.

2%にとどまっているとのことです。

以上を踏まえまして、ここで一つ先進事例を紹介したいと思います。

[拡大投影にて画像を示す]

○10番(徳村登志郎君) 画面出ておりますでしょうか。

これは新潟県三条市ですけれども、平成30年4月からびったりサービスの利用拡大に取り組み、国が指定する手続15種類に加え、児童クラブの入会申請、子ども医療費受給者証の交付申請、国民年金被保険者資格の取得などなど、市の判断で新たに23項目にわたる様々な分野を追加してオンライン申請を可能にしている事例でございます。

これを見ていただくと本市でできないという理由はないと思います。前向きな検討と御決断をよろしくお願ひしたいと思います。

今回の一般質問なんですけれども、様々な法改正等来年の4月の施行へ本市においても取組が進むように必要な予算が確保され、人材育成についても最大限支援できるように取り組んだものでございます。もちろん法改正したからといってすぐに実現できるわけではありません。実施主体は市町村でございます。先進自治体に共通することは、庁内連携体制ができていくということに加え、住民や民間団体等と連携しながらソーシャルワークができていく職員ができていくことに尽きると思っております。ぜひ、この点を踏まえて頑張っておきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思っております。御静聴ありがとうございました。

○議長(内田靖信君) 以上で、徳村登志郎君の質問は終わりました。

引き続き一般質問を行ないます。

9番 松本憲二君。

[9番 松本憲二君 登壇]

○9番(松本憲二君) 9番、自友クラブの松本憲二でございます。

もう12月の今日9日、約3分の1が過ぎようとしてますけれども、7月に豪雨がありましたけれども、地球の異常気象といいますか、これがもう本当急速に進んでいるのかなというのが、今現在、野菜全般が非常に低価格で低迷をしております。ミニトマトでいいますと、この玉名地区は日本一の生産量、そして日本一の出荷量を誇っているわけですけれども、そのミニトマトの価格も非常に低迷をしていると。北海道のミニトマトが現在東京のほうにも出荷をされています。やっぱり異常気象ということですかね、温度がなかなか下がらずに北海道の産地がまだ出荷を続けていると、この12月に入ってもまだ北海道から、トマトなんかの農産物がじゃんじゃん東京に向けて出荷をされていると。やっぱりだぶついて品物があるということで、なかなか低迷、その価格が上がらないということもありますし、また、このコロナ禍で外出自粛だったり外食産業に非常に影響が出ているのかなというのもつくづく私たち生産者といたしましても感じて

いるところでございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず1番目にくまもと県北病院建設に伴う道路整備のその後についてということでありまして、これは私が昨年9月議会で新病院建設に伴う道路整備についてということで一般質問をさせていただいたところですが、そのときに執行部から関係機関と協議を行ない進めていきたいとの回答をいただいたところですが、その後道路整備の計画はどのように進んでいるのかということ伺いたいと思っております。

皆さんも御存じのとおり、県北地域の基幹病院としてまたは災害拠点病院として役割を担う、くまもと県北病院が来年の3月に開院を迎えます。二次救急医療圏のその核となる施設として、これから県北の地域医療を牽引していってくれるものと確信をしております。その災害拠点病院としての役割も担うこの県北病院が災害などで孤立し、その機能を維持できなくなるのではないかと心配し昨年の9月議会で質問をさせていただきました。これは同年8月に九州北部を襲った豪雨により佐賀県で病院周辺が浸水し、病院が孤立し、その機能が一時失われたことで、玉名市においても同様の被害を受けることが十分に考えられるという思いがあったからです。その際、どうやって病院の機能維持を図っていくのか。図っていくためには病院スタッフの方々や物資の搬入などの移動が可能となるような道路の確保が必要ではないかと思ひ質問をさせていただいたところでもあります。さらには、今年も7月の当初から熊本県を襲った集中豪雨により、広い範囲にわたって大きな被害をもたらしました。このたびの災害で、改めて道路整備の重要性を再認識させられた次第です。

そこで、その後県北病院開院まで残り約3か月となり、その道路整備の計画が現在どうなっているかということをお伺いさせていただきます。答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

〔建設部長 片山敬治君 登壇〕

○建設部長（片山敬治君） 松本議員御質問のくまもと県北病院建設に伴う道路整備のその後についての中の進捗状況についてお答えいたします。

令和元年9月議会において、現在建設中の新病院に、病院職員や関係者、新病院への物資の搬出搬入などができる道路整備を計画しておくべきでないかとの質問がありました。市としましても、近年の地球温暖化の影響で豪雨災害のリスクが高まり、今年の7月豪雨では、熊本県をはじめ、九州や中部地方など、日本各地で発生し、特に球磨川流域の人吉地方では、甚大な被害が発生いたしました。今後も気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化、頻発化が予想されることから、災害時も職員の通行や物資の搬出搬入が可能な道路整備を進めるとお答えしたところでした。

そこで早速現地測量に入り、浸水想定区域内で浸水を解消する場所を調査したところ新病院から北側に向かう農道をかき上げれば、永安寺公民館付近で取付けが可能となりました。ただ、課題としまして南北に約300メートル、高さが約3メートル弱の盛土が必要となることから、堤防をつくるような形状となって農道を分断してしまうこととなります。また、事業費についても当初概算で、最大約3億円を見込んでおりましたが、今年の7月豪雨で取り付け可能な道路の周辺が冠水して通行不能となり、新病院までのルートを確認してもさらにその先の対策も必要となるなど、かなりの事業費がかかることとなります。しかし、新病院から玉名バイパスまでの幹線道路は、この7月豪雨では冠水せずに道路としての機能が維持できておりました。一方、新病院の防災事業継続計画においては、災害時に病院機能を7日以上維持するための電力、空調、上下水道、ガス、食料備蓄などの機能が備わっており、万が一職員及び入院患者が病院外へ避難するような事態になっても屋外ヘリポートや災害用ゴムボートを確保しているということでした。また、仮に菊池川や繁根木川が氾濫し、新病院が孤立しても浸水の継続時間は1日から3日未満と想定されていることから、新病院の防災事業継続計画から見ても病院業務の継続は十分可能であることが伺えますので、新病院の機能継続については、新病院の災害対策で業務の継続を図っていただき、道路整備については、道路の形状による周辺への影響などやかかる事業費などを勘案し、今回必要ないと判断した次第でございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 今、部長から答弁をいただきました。

今の答弁の中では道路整備の必要性は感じないというような答弁であったかと、そしてまた、農道を分断するような堤防型の道路しか造れない、それとまた、費用も莫大にかかるというような、答弁だったのかなというふうに感じております。それで病院のほうも約1週間程度備蓄であったり、そういうのが可能ということで、今のところでは市としてはそういう対応はちょっとできないのかなと、道路の整備については、必要じゃないというふうに判断しているというような答弁だったかと思えます。しかしながら、私は、道路整備は必要ではないかというふうに思っております。ここ数年、毎年想定を超える被害が全国各地で発生をいたしております。費用対効果も大事ではあります。しかしながら、いつ起こるかかわからない災害に備えるのも大事ではないかと考えております。

新病院周辺は浸水想定区域でもあるため、災害が起きた場合は大きな被害を受けることが十分考えられます。新病院自体は、災害対策の機能を備えているからライフラインが途絶えても7日以上業務継続は可能であるということは理解をいたしました。浸水

時1日から3日未満の間、病院へ行く手段はないと思われます。そのような事態も想定し、新病院が災害拠点病院の役割を果たせるよう、他の病院との連携など、さらなる防災事業継続計画の充実を図っていただき、市としては、この菊池川流域の浸水被害の軽減を図る対策を国や県も巻き込んで、もっと進めていってほしいと思っております。できれば、このような大きな災害は起きないことが望ましいというふうに思っておりますが、いつ起こるかわからない自然の脅威に備えるためにも、とにかく地域住民が安心できる対策を講じるべきではないでしょうか。今後不測の災害にも対応できる万全の機能、体制をしっかり備えていただくことを期待を申し上げて、この質問は終わらせていただきます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

[9番 松本憲二君 登壇]

○9番(松本憲二君) 次の質問ですけれども、玉陵校区が小中一貫校ということで、合併をいたしまして5つの小学校だったのですかね、が閉校ということで、しかしながら今、4つの小学校が利活用として学校施設を使っていると、残る1校ももうそろそろ事業者が決定するんじゃないかというふうな話を伺っております。そんな中で、学校の閉校後の活用に対する市の考え方についてということでお伺いをしたいと思います。

学校この利活用をするに当たって、プロポーザル方式ということで提案型、いろんな事業所がこういう使い方をします、こういうことに取り組んでいきたいというような応募型、自分のほうから提案するということでその施設の活用についてあっているんですけれども、市のこの公募に対するその業者さんとかいろんな事業者に対するその公募の考え方について、まず、お伺いしたいと思います。

○議長(内田靖信君) 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長(今田幸治君) 松本議員御質問の学校跡地施設の活用事業者公募の考え方についてお答えします。

玉陵中学校区の旧小学校の跡地施設活用については、平成30年11月より公募型プロポーザルを実施し、民間事業者により魅力ある跡地活用を目指してまいりました。この公募型プロポーザルを実施するに当たり、公募の考え方として、事業の趣旨や条件を公募実施要領に定めております。跡地施設の活用につきましては、これまで学校という教育の場に加え、地域コミュニティーの形成を担ってきた重要な地域資源であることから、市及び地域の活性化や雇用の創出、そして地域貢献ができる事業などを期待し、地域と協力的な関係を構築できることを目指した考えをもって実施しております。

以上でございます。

○議長(内田靖信君) 松本憲二議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により午後1

時まで休憩いたします。

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 今、部長から公募の考え方についてということで答弁をいただきました。

いろいろな条件だったりそういうのを大体地域の貢献であったりだとか、そういう制約をちゃんと設けて公募をしているとの答弁だったというふうに私は理解をいたしております。今、1つの小学校は、市の文化財を保存するというような形で使われていると、使う予定と、あとの2か所が福祉施設というふうに伺っております。もう1施設が農業関係の施設ということで、今回新たにその業者が決定したということ伺っております。今、市の文化財以外で使う3つの小学校の施設がそういうことで福祉関係が2、それと農業の関係が1施設ということなんですけれども、地元の企業というのが福祉関係で多分1つの学校だったというふうに私は理解をしているんですよね。1つの福祉事業者というのは、多分大牟田か荒尾なんかの方じゃなかったのかなと、その運営というか親元、代表というんですかね、代表の方は多分。もう一つの施設が多分熊本のほうからの業者さんだったと思うんですけれども、私が今回何で学校跡地の活用についてということで質問をしたかといいますと、やっぱり地元の企業というか、いろんな商工会議所あたりで入っておられるその会員さんたち、いろんな事業を多分展開されている事業者さんもいらっしゃると思うんですけれども、その辺に対して、一番最初に学校が廃校になって、廃校になる前から学校づくり委員会とかあるじゃないですか、統廃合するに当たっての地域の方々、PTA含めた中で。統合をするのは間違いないと、じゃあ、廃校になるであろう学校を今後どうやって利活用していくかということでも、地元のそういう商売をしてらっしゃる方々であったりだとか、いろんな商工会に加盟しておられる方々が建築業であったり、運送業であったりいろんな方々がいらっしゃいます。今、リスク分散ということで、日本の企業もどンドン様変わりをしている。トヨタ自動車さんなんかで言えばトヨタホーム、そして生命保険会社であったりだとか、損害保険会社であったりとか、やっぱりいろんな形でリスクを分散しようということで、いろんな業種に取りかかられているというのも見受けられます。そんな中で、やっぱり玉名の事業者さん、そしてましてやグラウンドであったり体育館、それと教室、約1ヘクタールぐらいはほとんどの学校が有しているんじゃないかと思うんですよね、1万平方メートル。そういうところを地元の業者さんにまず公募というか、お知らせというのはきっちりなされて

いるのかというのがわかるのであれば、ちょっとお答え願いますかね。まず、地元の企業に対してそういう説明会じゃないですけど、そういうのを行なった後にインターネットだったりとかホームページであったりで公募をしているとか、今までどのように結局なされたというのはわかりますか。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） ただいまの議員の御質問の廃校前、新しい学校づくり委員会で地元業者に跡地の利活用を考えていますかということの投げかけをしていたかどうかということの御質問かと思えますけれども。

○9番（松本憲二君） いやいや部長、ちょっと。それは違います。ちょっといいですか。

○企画経営部長（今田幸治君） はい。

○9番（松本憲二君） 学校づくり委員会とかじゃなくて、結局、学校づくり委員会は大体教育委員会で検討なされるじゃないですか、しかしながら、廃校後の公募については企画経営課のほうで大体されるじゃないですか。じゃあ、その企画経営課に移ったときに、まず地元業者さん、地元の商工会議所さんだったりにまず説明に行った後に、じゃあ、そこで手が上がらなかったからホームページなんかで公募に至っているのかということのを聞きたいんですよ、わかりますか。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 失礼しました。

公募についての地元業者さんのほうへの。

○9番（松本憲二君） 今までがどうだったのかということですね。

○企画経営部長（今田幸治君） ちょっと私の段階では、ちょっとその辺りは承知していないところでございます。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 私も企画経営部長と同じなんですけれども、学校では検討会議を何回もしております。その後のことを聞かれていると思うんですけど、申しわけございません、私も承知しておりません。

○議長（内田靖信君） 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 承知していないということなんですけれども、結局、地元の企業さんには、ただ単に玉名市のホームページで公募しますということだけで、業者を募られているということですよ、やっぱり市の財産なんですよ、1ヘクタール。それを有効活用していただくって。ましてや結局、玉名市がやんなきゃいけないことは、市税をいかに獲得するかじゃないんですか。税金をいかに獲得するかが一番の目的だと、僕は思うんですけども、結局それは、地元業者に対してこういう土地があります。こういう廃校にする土地があります。こういう体育館があります。グラウンドがあります。校

舎もあります。じゃあ、ここをどうにか使っていただけませんか。何か事業を、ほかの業種でも事業展開考えてみませんか。まず地元の業者にやるべきじゃないのかなと、私はそういうふうに考えてるんですけど、部長どうですか。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 再質問にお答えいたします。

先ほど地元業者に公募の前にということの中で、私が承知していないということで御答弁させていただきました。公募の際に会頭を通じて商工会議所に対しては、活用の打診を行なった経緯はあるということで、ちょっと私の認識が誤っておりました。申しわけございませんでした。

確かに、議員がおっしゃられますとおり、地元業者さんが手を上げていただいて、学校跡地の利活用に参加、応募していただければそれが一番理想的かなと思いますけど、公募をかけておりますけれども、やはり玉名市内の事業者様も特段こちらから公募の前にこういうことでどうですかということも一つの手であると思いますけれども、現在公募をやっている中で、なかなか市内の業者さんも積極的に手を上げていただけていないということであるなら、先ほど商工会議所を通じて打診をした経緯はあるということでお話ししましたけれども、なかなか市内業者さんでの活用は難しいのかなと考えているところでございます。

○議長（内田靖信君） 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 教育総務課で1枚ちょっといただいてきたんですけども、この廃校活用に当たっての国庫補助金制度がありますということで、A4サイズ、両面にこういう補助メニューがいっぱい書いてあります。地元の商工会であつたり、商工会議所であつたり、そういう地元業者さんに会頭を通じて打診をしたということで、じゃあ、それがどこまで広がってるのかと言うことは、多分定かではないと思いますけれども、こういう補助金、補助メニューがありますよ、改築するのにちょっと補助メニューを見てみますと、私たちが今から4年ぐらい前だったかな、とある市を廃校跡地利用ということで視察見学に行ったときに、先進地ということで、そこはみそとしょうゆをつくられている、小学校の跡地を利活用してつくられている。そのときには廃校利活用事業という約2分の1の補助の国庫補助金があつて、約1億円かかっても5,000万円程度は国から補助が出るというメニューがあつたわけですね。そういうことを一番最初から、市から提案をする。こういう補助金がありますよ。こういう施設だったらこういう補助金がありますよと、ただ単に廃校がありますから活用してくれと言っても、じゃあ、幾らぐらいかかるとだろかなと、ほとんど事業者さんて、やっぱり費用対効果をもちろん考えられるとは思いますが、こういう補助メニューがいっぱいあつて、こういう施設だったらこれぐらいの補助、それと地方創生であつたりとかという部分で、また上

乗せができる部分というのがいっぱいあると思うんですよね、まち・ひと・しごと創生ということで。いろいろ調べてみますと、廃校で7割、8割ぐらいの補助金。阿蘇辺りというのは、あそこはもちろん中山間地ということで、また別の補助金があるわけですが、約7割だったり、8割だったりという補助金を活用して、その廃校をきっちり宿泊施設にしていったりだとかという事業も見受けられます。そんな中で、玉陵校区で、今、学校づくり委員会のほうで天水中学校地区、その後私たちが聞いているのでは、玉南中学校区域、それとその後には有明中学校区域、一番最後が岱明区域ということで伺っています。そんな中で小学校の多分閉校になる学校がずっと出てくるわけですよね、何年先かちょっとわかりませんが、そういうこともずっと頭の中に入れながら、やっぱり地元企業にとっていただくなり、いろんな事業、補助メニューを活用していただいて、玉名市に税金をいかに落とすかというのをまず、しっかり考えていただきたいなと思います。

それともう1個は、今現在、福祉施設が2つ、今度、まだ農業関係は先月だったですかね、先月か先々月決定されたばかりで、まだ多分、事業自体なされていないと思いますけれども、福祉事業で2業者が行なわれていると思いますけど、とっていただいたからこっちは安心したというんじゃないかと、今後のサポート体制です、その事業者さんに対するサポート体制というのが、今構築されているのか。今後どのように考えておられるのかというのをちょっと答弁いただきたいと思います。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の学校跡地施設の活用事業者の決定後の対応についてお答えいたします。

現在、旧三ツ川小学校、旧小田小学校につきましては、跡地施設活用事業者と契約を締結し、公募型プロポーザルにおいて提案いただいた事業の実施を進めていただいているところでございます。この公募型プロポーザル実施要領におきまして、学校跡地の所有権移転の日から3年以内に提案した事業を開始し、同じく10年間は提案の事業を行なうよう条件を付しております。このようなことから、今後活用事業者が事業を実施するに当たりましては引き続き事業内容や相談内容に応じて関係部署が連携して、相談や助言などを行ない、事業継続に向けバックアップを適宜図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 今、答弁をいただいたわけですが、プロポーザルでちゃんと事業者さんが提案をいただいた事業を10年間は最低でも行なってくださいよということは、多分当然だろうと思います。

ちょっと聞き取りのときに、旧三ツ川小学校の場合は、大体福祉施設ということで事業を展開されると、その校舎の中は。しかしながらグラウンドの部分は、今、何かキャンプ場として結構使われているというようなお話を聞いたわけですね。キャンプ場として同じ福祉をやってらっしゃる方が、またそういう拡大をして事業を展開されるときにでもやっぱり目配り、気配りというのをさせていただきたいなというふうに思います。市からですね。三ツ川から出勤してくる職員も多分、いっぱいいると思うんですね、「何か、キャンプ場ば展開しよんなはるごたる。」という話だったら、すぐ行って、「じゃあ、何か施設の的に市でお手伝いすることありませんか。」とかですね、「何か補助メニューがこうやってあるんですけれども、どうですか使ってみられませんか。」とかってというのが、そして事業展開を大きくしていただいて、利益をいっぱい出していただいて、税金をたくさん払っていただくというのが玉名市のもともと持っていた財産を利活用で、フル活用していただいて税収を納めていただくというのが一番理想かなというふうに思うんですね。

そんな中で部長のしっかりサポートをしていきたいという答弁もいただいたわけですが、企業を誘致するじゃないですか、豊水にある愛三工業さんだったりとか、凸版さんだったりとか、ブリヂストンさんだったりとか。ブリヂストンさんもあと2、3年で50年を迎えられるというふうにちょっとお話を聞いたわけですが、企業誘致と僕は全く同じ考えでいいんじゃないかなと思うんですよね。小学校跡地に新しい事業を展開されるということはですね、企業誘致ということで捉えていただきたいなと思います。企業誘致したところには、年に1回ぐらいは訪問されて、今後の事業の拡大であったりとか今の経営内容はどうですか、順調ですか、何か市でサポートすることはありませんかというような多分展開はなされていると思うんですけれども、そういうことを小学校跡地で事業を始められたところにも、そういう目配り、気配りをしっかりしていただきたいというふうに思っています。多分、企業誘致をされたところには、市長自ら出向いて、そこの代表の方といろいろな接触を多分されていると思うんですけど、小学校の廃校の活用についても、それと全く同様の展開を行なっていただきたいというふうに、私は考えているんですけれども、市長その辺はどうですかね、お考えとして。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 話がいろいろありましたので、私も思うところをちょっとお話しさせていただきたいと思います。

まず、一般的な企業誘致の考え方とは違った形になる。これはどうしてもそうならざるを得ない、そうしたほうが良いという理由は、やはりこれまで学校というものは地域コミュニティーをしっかりと担った重要な施設であったわけですので、廃校の跡地の利活用に関しては、当然、地元の事業者さんもそうですし、地元以外の業者さんもそうで

すけれども、地元の住民の皆さん方の同意というものが一番重要になってくると思います。税金を確保することが一番の目的、議員がおっしゃられましたけれども、一般的な企業誘致は税金の確保、そして雇用の創出、それからそれが引いては定住、移住、要するに人口減少に歯止めをかけるというようなことになりますので、おっしゃるとおりでありますけれども、やはり学校の跡地に入っただけ先に関しては、またちょっと違う視点で物事を捉えなければならないというふうに思っています。と言いますのも、実はこれまで3校決まっておりますけれども、後の対応もしっかりやれというお話もいただいていますし、それはしっかりとやっていきたいと思っています。ただ、担当課とその地域の住民の方、それから入ってこられる業者の方々との兼ね合いの中で、やはり地域の住民の方々の思い、ニーズは非常に多いです。なぜならば、これまでの地域コミュニティの核としての位置づけの中で、何とか地域活動に協力をさせていただきたいという思いでいらっしゃると思います。事業者の方々も、さっきおっしゃられるように、税金を上げんがために、売上げを上げんがために、やはりしっかりと事業をされようというふうに思われるわけですね、その間に立って、大変苦勞している職員の姿を私も目の当たりにしとるもんですから、やはりその折り合いをしっかりとつけていながら、入っただけの事業者には、やはり今後とも地域にとってこれまでコミュニティの核であったわけですから、しっかりとその辺の御協力をさせていただける、そういったところにとっただけ、これが一番かなというふうに思っています。

税金を上げんがための企業誘致というものは、それはそれでしっかりと今民間の事業者さんのほうにも産業用地整備支援事業という形でお願いをしておりますし、当然、学校も活用していただきながら、税金も市としてもいただきたいのは山々ではありますけれども、一番に重きを置くところ、それは税金ではないというふうに思っています。

それから、先ほどの話で言うならば、とにかく小学校、企業誘致的な考えで税金を上げることが重要なんだというお話と、それから地元にとっただけべきというお話は相反する話であって、ちょっと支離滅裂なんじゃないかなというふうにちょっと感じましたのでお伝えしておきます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 市長から答弁をいただいたんですけれども、私が言ってるのは、プロポーザルがあって、ちゃんとそれには企画経営部長がおっしゃったように、こういうことにちゃんと賛同してくれる企業さんですよということが、地域貢献度であったりとか、地域とのふれあいであったりとか、地域活動にはもちろんそこはちゃんとやりますよという企業さんが結局とられるわけですから、採点をして、玉名市が印鑑を押すわけじゃないですか。お宅の事業所に決定しましたよと。僕が言ってるのは、その先のこ

となんですよ、その先。その先で事業者決定したらそこに目配り、気配りをちゃんと効かせて、事業収益もちゃんと上げていただけるような体制づくりを企業誘致をするじゃないですか、本当の意味で大きな企業さんですよ、それと同等ぐらいにとられたところにもフルでちゃんと、地域とのコミュニケーションをとっていきますよという業者さんがとられてるわけですから、その後でそういう支援体制、税収もちゃんと上げていけるような、ちゃんと支援体制をしっかりと誘致企業さん並みにとっていただきたいということを今ちょっと申し上げていて、今市長の答弁は、ちょっとそこ。一番最初の事業者さんを選定するに当たっての多分答弁だったと思うんですよ、だから、僕としては、とられた業者さんも地域にもちゃんと貢献します。そういうこともちゃんとわかっていますからお願いしますということで採点をされて、この事業者に決定ということでされているんで、その後で事業を展開された後にずっと10年間はその企業さんしっかり頑張られると思うんですよ、でもやっぱり後方支援ですよ、後からの後からの支援も必要じゃないんですかと、そういう意味でこの企業誘致した業者さんと同等に扱っていただけるのかなというところで、また答弁をお願いします。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） おっしゃられるとおり、本当にやはり普通の企業誘致も学校跡地の利活用もどれも同じなんですけれども、簡単にはなかなかやはり、そこに人がいて、そこに事業をしっかりとやろうとおられる方がいて、住民の方がいて、議員がおっしゃられるように後の対応というものはしっかりやっていくべきことだと思いますし、これは担当課関係なしに、どう考えても市のほうに必ず跳ね返ってくるものでありますので、当然、跳ね返ってくるから振り払わなんけんせなんではなくて、どうやれば市民生活が、その地域が安定していくのかということを第一義に考えて、しっかり対応していきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 学校跡地ということで、一番最初学校づくり委員会というのは、多分教育部でほとんどずっとされていくわけですよ。しかしながら、学校廃校の跡を活用するに当たっては、企画経営部で多分、プロポーザルなんかは全部されるわけじゃないですか、しかしながら、今度は福祉事業者さんが入ったら、今度は健康福祉部の担当に多分なると思うんですよ。旧三ツ川小学校の例を挙げますと、教室なんかは福祉に使ってますけれども、グラウンドはキャンプ場にする。キャンプ場といったら総合スポーツのほうでまた、教育関係って。結局、補助金が多分バラバラだと思うんですけど、市としての考え、廃校になった、じゃあ、プロポーザル、市の財産になるじゃないですか、教育のほうから市の財産に移って、プロポーザルかけるわけでしょ。事業者さんが

決まった。事業者さんが展開されていく中で、福祉部門であったり、そういうキャンプで教育部門に係る部門も同じ一つの業者さんでされるかもしれないけども、総合的に今後のバックアップ体制というのをどこかの一つの部署、企画経営部だったり、じゃあ、どこがするかというのをちゃんと縦割りじゃなくて、僕は企画経営課が一番いいと思うんですよ、いろんな企画立案、企画というのは、どこにも文部科学省だったり、そこにとらわれずにいけると思うんで、その辺の考えというのは、市長、何かありましたら。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） おっしゃっている趣旨は十分理解できるんです。ただ、入っていた先が福祉分野であったり、高齢者福祉分野であったり、教育分野であったり、民間の企業、要は生業として一般的な企業であるとか、そこそこでその後の要はサポートのし具合がそれぞれの部署でなければ専門的にならないので、非常に難しいと思います。だから譲歩案じゃないですけど、窓口としては、例えば、今、プロポーザルとして企画経営課のほうでやっていますから、窓口としては企画経営課で受ける、そこから市のそれぞれの部署に対応してもらおうというような形はとれるというふうに思っていますし、恐らく今もそういう形でやっているというふうには思うんですけども、まだまだ頑張りようが足りないのかもしれないので、こういった御指摘を受けているんだろうと思いますので、そこはしっかり努力をしていきます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 今、市長からの答弁もありました。

僕は先ほど言いましたように、結局、プロポーザルは企画経営課でされる。福祉事業であったりとか、そういう農産物加工であったりとか。しかしながら事業者決定に至っては、企画経営課できっちり採点をされて、その評価もされて行なっていくわけですから、窓口的のところはやっぱり全て企画経営課なら企画経営課でやっていただくというのは、今、市長がおっしゃられたように、それからその向こうとの面談の中で福祉の部門であったり、教育の部門であったりだとかあるから、そこはまた、企画経営課の職員も1人入った中で、しっかり相手さんとのマッチングをやっていただくというような体制づくりをきっちりつくっていただきながら、今後、統廃合がもうずっと目白押しで私たちにも説明があっっていますので、なくなった、廃校になる地域の方々に、やっぱり安心していただけるように、そしてまた、地元の企業さんたちにもやっぱり活躍していただける場所を提案していくという面でも、まず、そういうこの補助金を、補助金ありきの僕は廃校利活用事業であっていいと思うんです。せっかく国がいっぱい出しているわけですから、だから異業種でこういうところに取りかかってみようかなと思われる企業さんも多分出てこられると思うんですよ、そういうのもしっかり発信をしていただき

ながら、廃校の利活用を進めていただきたいなということを切に願ひまして、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（内田靖信君） 以上で、松本憲二君の一般質問は終わりました。

続きまして、6番 古奥俊男君。

[6番 古奥俊男君 登壇]

○6番（古奥俊男君） お疲れでございます。6番、新生クラブ、古奥俊男です。

通告に従って質問をさせていただきます。

1、新玉名駅前整備について。さて、地域再生、活性化を進めるには、行政と市民がビジョンを共有することは最も大切なことであり、そして、その第一は、熊本県や国との強い絆や協力があってこそ実現されると私は思います。

そこで4つの質問をさせていただきます。まず、第1、新玉名駅周辺地域等の整備に関する協定書についてであります。私は、市議になり初めての議会から新幹線新玉名駅を核とした県北地域の発展、活性化の主張をしてきましたが、一向に進展は見られません。そこで私は、これは何かあると思い、熊本県と玉名市の関係について、過去に遡って調べてみました。それは新幹線新玉名駅が開業する5年も前、平成18年2月、新玉名駅周辺地域等の整備に関する協定書が、当時の島津市長と潮谷県知事で締結されました。私は、よく協定書ができたなと感じております。県市協定書は簡単にできるものではありません。それは島津市長の県議時代の多大なる功績のたまものと考えます。その内容は、細かく検討された先人の汗の結晶でした。玉名市は県北の中心として魅力的な発展を実現させるため、県と市が整備項目を分担し、実現させる約束でありました。島津市長及び関係者の仕事ぶりに私は敬意を表します。

そこで、県市協定書についてお聞きをします。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番（古奥俊男君） 今、スクリーンに映っておりますこれが協定書になります。

協定事項として6つの事項が示されています。

まず、第1、新玉名駅周辺地域開発構想の策定。県市は、新玉名駅周辺地域への民間機能の導入に主眼をおいた新玉名駅周辺地域開発構想の速やかな策定と、その具体化に向けて連携、協力して取り組む。

第2、新玉名駅周辺の整備。ここが大事な事柄であります。まず、1)に、県市は、新玉名駅舎、駅前広場について、全ての人に利用しやすいユニバーサルデザインの積極的な導入及び地域の特色を生かした魅力的な施設整備を図る。2)に、玉名市は駅前広場を平成22年度までに、30年ごろまでに駅前広場南側隣接地、3.2ヘクタールにおける地域交流施設の整備を行なう。となっております。10年間ぐらい見てあったわけですね、この間、駅前に何も無いことはよくないだろうということで、先にグッデイ

用地、ケーズデンキ用地を県は先だつて農振除外の許可をされたいきさつがあります。これは玉名市が地域交流施設をつくるという約束があったためです。その約束を守らなかったため現在まで苦勞しております。

第3に、新玉名駅周辺の道路交通網の整備。熊本県がすべきもの、玉名市がすべきもの、その他国道。

第4に、新幹線を活用した定住促進のための取組。

第5に、企業誘致のための取組。

第6に、その他の取組。県市は、県北の拠点地域形成の実現に向け、観光をはじめとする交流の拡大等の地域振興策について、連携協力して推進に努めるとなっております。この県市協定書は、現在も効力がありますか、お伺いをいたします。

あとの質問は、一般席でさせていただきます。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

[建設部長 片山敬治君 登壇]

○建設部長（片山敬治君） 古奥議員御質問の新玉名駅周辺地域等の整備に関する協定書についてお答えいたします。

新玉名駅周辺地域等の整備に関する協定書とは、新玉名駅周辺地域のみならず、県北全体の活性化に向けて駅前広場や周辺施設の整備、周辺地域への民間機能導入、道路網の構築等、県と市が協力し、連携を行なうものとして、平成18年2月9日に当時の熊本県知事と玉名市長が締結した協定でございます。現在、県にて工事が進められております主要地方道玉名立花線につきましても、この協定に含まれて現在工事を進めていただいております。市としましても、新玉名駅周辺地域を含めた県北全体の活性化に向け、引き続き進めてまいります。

以上です。

○議長（内田靖信君） 古奥俊男君。

○6番（古奥俊男君） 答弁いただきました。

効力があるということですので、熊本県は、当時は潮谷県知事、今は蒲島さんであります。この間、変わっていないということは、当時結んだ個人でなく、ちゃんと熊本県と玉名市が約束したことでありますので、当然のことかと思っております。でもこれは次の問題で出てくる事項があるんですけども、非常に大事にさせていただきたいなと思っております。

では、次に移らせていただきます。2番、新玉名駅周辺地域等の整備に関する覚書というのがございます。協定書で確認が得られた事項を円滑に履行するため次のとおり覚書を締結する。

1、協定書に基づき、県市で相互に取り組むべく合意した事業の概要等は、別表1及

び別表2のとおりとする。

2、協定事項第3（1）②に係る新玉名駅と主要地方道玉名八女線を東西に結ぶ道路の整備については、協定事項第1の新玉名駅周辺地域開発構想の策定や第4の新幹線を活用した定住促進の取組等の具体化を踏まえ、速やかに着手するものとし、玉名市は着実な進捗に向け、必要な協力を行なうものとする。

第3、協定事項3（2）③に係る新玉名駅と主要地方道玉名山鹿線の連絡に必要な道路については、新幹線側道の一部活用するものとし、玉名市が行なう新玉名駅から主要地方道玉名山鹿線までを結ぶ道路の整備に対して、地域づくりの観点から県は財政支援を含む必要な協力を行なうものとするとなっております。

第4、協定事項第4に係る定住促進の具体化に関しては、一定規模の優良な住宅地の提供について、ニーズその他必要な調査を平成18年度から開始することとし、その結果を踏まえ、九州新幹線鹿児島ルート開業時期に合わせた整備を目指すものとする。この場合において、玉名市が行なう当該調査事業に対して、県は財政面での支援を行なうものとする。

第5に、県市は本覚書の内容に変更すべき事態が生じたときまたは、予想されるときは必要において協議するものとする。

これを踏まえて、第3の基本計画がなされております。これも一緒に同時に読ませていただいて質問をお聞きしたいと思います。

この覚書が実務でありますので、その後、この基本計画がなされております。これはなかなか見えないと思うんですけども、熊本県と玉名市の職員が協力し、努力の中できあがったもので、上司の印鑑をもらうために協力、努力した結果だと考えます。全44ページに及ぶものです。

1、新玉名駅周辺地域等整備検討基本方針。1-1が経緯。1-2、新玉名駅周辺の概況。1-3が目指すべき方向性。1-4がこれまでの構想・計画。1-5が新玉名駅周辺地域等整備検討の基本的な考え方。2に駅周辺施設等整備計画。2-1、駅舎デザインコンセプトについて。2-2に駅前広場。2-3、交流施設。2-4、ユニバーサルデザインについて。3に道路整備計画。3-1、周辺道路整備計画。3-2、広域道路網。3-3、新玉名駅へのサイン計画。4に公共交通等について。4-1、バス路線網再編。4-2にタクシー、レンタカー等。5に民間施設の導入に向けて。5-1、今後の方向性。5-2にその他の課題について。6に県北の拠点都市づくりに向けて。6-1、現状等。6-2にUDの街構想。6-3に定住拠点の形成。6-4に地域再生計画。6-5に広域連携による交流促進・観光振興。7にまとめ。新玉名駅周辺地域等整備基本計画の総括表。駅周辺将来像イメージ図となっております。

そこで質問をいたします。この覚書に基づいて、市の行なう事業、県が行なう事業が

分類されています。これは私がちょっとつくった総括表であります。お願いをします。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番（古奥俊男君） 今、映し出しておりますけども、これが玉名市がするべきもの、県がするべきもの。道路整備に関するものなんですけども、県がする事業においては、国道208号線から玉名バイパス以南、玉名立花線。今現在やっつけられていますけども、平成30年度までにこれを完成になっておりました。大体県のほうは全部丸でございます。しかしながら、市がやる事業においては、道路関係に関してはほとんどバツです。やっていないということです。これが我々が今、駅前開発で苦勞している源泉かなと考えております。

そこでやらなかったから何だったということはないと思うんですけども、最後にこれちょっと市長にお伺いしたいと思います。

4番に移らせていただきます。新玉名駅前整備区域35.6ヘクタール、新玉名駅前整備予定区域、これ約25ヘクタールぐらいで、合計で60ヘクタールとなっております。

9月14日の県への要望の対話の中で、今後の進展、整備方針はどうなったのかお聞きしたいと思います。私の聞いたところでは、市長が開発整備に関して玉名市が全責任を負いますということで、それならば田嶋副知事さんが協力してあげなさいと返答したと聞いております。本当でしょうか。本当であれば、今後どういう経緯で進んでいくのかお聞かせいただきたいと思っております。

その前に、私が考えたスケジュールをちょっとお見せしたいと思います。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番（古奥俊男君） これなんですけども、今、2020年12月なんですけども、農振の見直しは毎年2月に行なわれております。今年は間に合いませんので、恐らく来年のその修正は6月までになさらないといかんことになっておりますので、2021年6月に熊本県に農振除外の申請をするためには、右にちょっと書いておりますんですけども、1番の問題は地権者の同意だろうと思っております。それから8か月かかって2022年2月に農振の見直しが始まり、3月に決定になろうかと思っております。書類が全部びしっとできておればの話でしょうけども。それでいきますと、4月に開発が決定と思うんですけども、この辺のことがあっているかということと、この開発は駅前だけでしたけど、今度はくまもと県北病院までの60ヘクタールに、例えば、くまもと県北病院の前に来たいという企業がありましたならば、駅前も大事でしょうけども、私はそちらも大事なことだろうと思っておりますけども、その場合はどういう判断をなされるのかお聞きをいたします。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 古奥議員のただいまの御質問にお答えいたします。

新玉名駅周辺整備につきましては、本市の人口減少抑制、にぎわい、経済活性化のために不可欠な取組と考えておりました、笑顔をつくる10年ビジョンでも市の重要施策の一つと位置づけています。県への要望に際して、さっきお話しされておりました私が申し上げましたのは、これまで玉名市は新玉名駅周辺整備開発というものを民間誘導、いわば待ちの姿勢で進められてきましたけれども、去年は新たに担当の係も立ち上げて体制を強化するなどして、攻めの姿勢で取り組んでいますということです。その取組の一つとしても本年8月には新玉名駅周辺整備方針というものも作成しましたけれども、新玉名駅周辺整備を進めるためには、玉名市だけでは解決できない各種の課題があることも事実でありますし、その課題を解決するに当たっては、県の絶大なる支援なくしては解決できないというふうに副知事に直接申し上げました。県に対して、言ってみれば、強い熱意、意気込みを持ってお願いをしたというのは事実でありますけれども、いかにせん、たとえ、市長といえども市が責任を負いますというような軽々しい話ではできませんので、私の市長としての立場で責任持って努力をしてみたいというような話はしたかもしれませんが、そういうことでもあります。

今後も様々な面において、国、県、市民の皆様の御支援、御協力を必要する場合がございますし、適宜必要な対応を行ないながら、引き続きスピード感を持って、周辺整備、まちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、新玉名駅周辺の60ヘクタールですね、拡大した。につきましては、くまもと県北病院が来年3月に開院することから、新玉名駅周辺整備基本計画の整備区域35.6ヘクタールだけではなくて、将来的には整備予定区域25ヘクタールを加えた約60ヘクタール区域でのまちづくりを進めていきたいというふうに考えておりますし、具体的な案がまとまれば、しっかりと県も対応していただけるものというふうに思っています。今後は令和3年から見直し作業を予定している総合計画、それから都市計画マスタープラン、これへの位置づけを検討していく予定であります。また、事業者が整備予定区域25ヘクタールへの進出を希望された場合には、先ほども申し上げたとおりであります。市の方向性に沿ったまちづくりになるように働きかけを行なうなどして、柔軟に対応してまいりたいと思っておりますし、その際には県も対応していただけるものというふうに考えております。

それから最後になりますけれども、スケジュールは議員が提示されましたこのスケジュールで市として考えて今進めているところであります。県など関係機関の支援もしっかりと受けながら、この予定のスケジュールで進められるように鋭意努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 古奥俊男君。

○6番（古奥俊男君） 答弁いただきました。ありがとうございます。

せっかく国も協力するというのをいただいておりますので、市民のために、なるだけ短縮ができれば、短縮も努力していただきたいと思っております。

1番は地権者の同意が100%得られないということもありますけれども、精いっぱい努力していただきたいと思っております。よろしくお願ひしときます。

○議長（内田靖信君） 古奥俊男議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 1時54分 休憩

午後 2時10分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

6番 古奥俊男君。

[6番 古奥俊男君 登壇]

○6番（古奥俊男君） では、次の質問に移らせていただきます。

2、公園整備について。玉名市は真ん中を菊池川が流れ、右岸に蛇ヶ谷公園、左岸に桃田運動公園があり、菊池川堤防沿いは川を眺めながらのウォーキングを楽しんでおられます。そこで2つの質問をします。

1、蛇ヶ谷公園について。2、桃田運動公園について。これ同じ公園ですので、一緒に質問をさせていただきます。

蛇ヶ谷公園は玉名温泉から徒歩10分、総面積20ヘクタールを有し、昭和27年玉名町から39年都市公園、45年野球場、平成元年テニスコート、グランドゴルフ場などの施設のほか、有明海、雲仙が見渡せる展望所など、また、春先には桜、ツツジなどが彩りを添えています。どんな公園を目指しているのか。どんな公園にしたいのか。蛇ヶ谷公園は奥に小岱山県立公園があり、自然豊かな立地にあり、自然を生かした公園です。木漏れ日が入る散策路、季節にあった花々、木々などを整備し、特徴のある公園にしては、特に入り口が非常にわかりづらい。ちょっと写真をお願いしたいんですが。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番（古奥俊男君） 今、映っておりますけど、こういう入り口なんですが、看板が本当に小さいの1つだけです。横に細長い。入り口は、もう木々が重なって、ちょうどカーブになっておりますので、非常に入りづらい。次、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番（古奥俊男君） これはちょうどカーブで、九州看護福祉大学のほうから見たところ。次の写真をお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番(古奥俊男君) これは今、いっぱい車が止まっておりますけども、玉名市の所有が少しあるそうです。樹木が覆いかぶさり暗い。それと野球場の稼働率、駐車場が少ないなど、問題が多いように感じます。防災、減災対策を強化する国土強靱化事業が今までの事業は来年の3月で終わるんですけれども、2021年から2025年、5年間で15兆円規模の予算確保と新聞に載っておりました。その後、国、自治体、民間合わせて15兆円となっておりますし、12月までに閣議決定をなされるようにもテレビ等で報道がっております。

今後起きるであろう自然災害、菊池川の決壊など、今から起きる可能性に備え、防災公園としての機能を持たせることを考えるべきだと思います。市としても市民から喜ばれる公園を目指すべきだと思いますが、市としてはどのように考えているのかお尋ねいたします。

2の桃田運動公園についてであります。桃田運動公園は、菊池川左岸地区高台にあり、運動施設として体育館、野球場、陸上競技場、プール、グランドゴルフ場、子ども広場など、いろんな施設があります。まさに運動公園であります。グランドゴルフ場とか子ども広場の外周はウォーキングなどをちょうど行ったときに楽しんでおられました。同公園も左岸地区の避難箇所にもなっております。こちらも防災機能のある公園を目指されてはと考えます。市の考えをお伺いしたいと思います。

○議長(内田靖信君) 建設部長 片山敬治君。

[建設部長 片山敬治君 登壇]

○建設部長(片山敬治君) 古奥議員御質問のまず蛇ヶ谷公園についてお答えいたします。

都市公園は、住民の利用に供する身近なものから、広域的な利用に供するものまで様々な規模、種類があり、その機能、目的、利用対象などによって分類されております。その中で、蛇ヶ谷公園につきましては、総合公園として位置づけており、都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動など、総合的な利用に供することを目的として整備された公園でございます。また、蛇ヶ谷公園は、小岱山県立自然公園の区域内に位置し、九州自然歩道の玉名温泉から南関町に至る総延長12キロメートルのルート内にあり、丸山展望所や観音岳など、景色を楽しみながら散策することができる遊歩道として利用されています。このように県立自然公園と一体的に利用していただける公園として位置づけております。

しかし、現在の蛇ヶ谷公園の入り口は、市道青木小岱線との交差部でカーブになっており、また、樹木も生い茂っているため公園入り口の見通しが悪くなっております。公園入り口の東側部分は個人の土地でありますので、市の管理地ではございませんが、桜の時期になりますと臨時駐車場として借用しております。市としましては、以前からこ

の借用している土地の購入の打診を行なっておりますが、いまだ取得までには至っておりません。しかし、ここ最近において地権者側の土地取得に関する態度も変わりつつございます。また、ここ数年、毎年想定を超える災害が全国各地で発生しており、この蛇ヶ谷公園は指定緊急避難場所にもなっているため、市民の安全、安心を高めるためにも防災機能を有した施設整備の必要性も感じております。今後は公園全体の再整備を計画する中で、現在の施設の見直しも含め、公園の入り口の拡張と防災を考慮した再整備を検討してまいります。

引き続きまして、桃田運動公園についてお答えいたします。桃田運動公園につきましても、蛇ヶ谷公園と同様に、玉名市地域防災計画の中で、菊池川左岸地区の指定緊急避難場所として位置づけております。また、避難場所としましては、総合体育館などを開放しており、先ほどの蛇ヶ谷公園と同様に再整備を図る際には、防災機能の充実も考慮し検討してまいります。

以上です。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） 古奥議員の公園整備に関する御質問の中で、防災機能に関する御質問についてお答えいたします。

御質問の蛇ヶ谷公園や桃田運動公園につきましては、防災計画上の指定緊急避難場所として指定をしております。切迫した災害の危険から命を守るために、一時的に難を逃れる場所として位置づけており、平成28年の熊本地震の際にも多くの方が一時的に避難されたという経緯がございます。ただし、大地震などによって上下水道や電気等のインフラが停止したときなどに有効となりますマンホールトイレやかまどベンチなど、そのような設備整備までは行なっておりません。

本市におきましては、以前から台風や大雨による災害が毎年のように発生をしており、特に今年の夏に起きました7月豪雨と台風10号接近の際には多くの方が指定避難所へ避難をされ、コロナ禍の中で受入れに苦慮したということは御存じのことと存じます。これまでであれば十分でありました5か所の一次避難所では受入れが非常に困難だということでもあります。そのため避難所を追加して開設をいたしましたが、その施設によっては空調設備などが整備されていないものもありますので、快適な空間とはいえない中で朝まで過ごさざるを得なかった方もいらっしゃることは今後の課題の一つであると認識をしております。そしてこれは、大規模災害によって避難が長期化した場合はより大きくなるものでもございます。そのようなことから、例えば、桃田の体育館に空調を整備しておりますように、避難所として使用する可能性の高い施設からその設備について充実させることを優先すべきと現在考えております。しかしながら、議員がおっしゃる

とおり、蛇ヶ谷公園などの指定緊急避難場所が有事の際に利用されるときに駐車場入り口などが十分でないことによって支障が生じることも懸念されますので、今後公園を再整備する際には、先ほど建設部長からも申し上げましたとおり、課題の解決に併せて、防災機能を有する公園としての整備も視野に入れ、より利用価値の高い指定緊急避難場所として提供できるよう有効的に関係部局と協力して検討を行なってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 古奥俊男君。

○6番（古奥俊男君） 答弁いただきました。

せっかく2021年度から5年間の防災・減災の国土強靱化事業になっておりますので、もう古い公園もあるかと思うんですけども、なるべく市民から喜ばれる公園を目指してこの防災・減災で整備をしていただければありがたいなと思っております。よろしくお願いをいたします。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（内田靖信君） 以上で、古奥俊男君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時23分 休憩

午後 3時59分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加について、お諮りいたします。

日程第2 文教厚生委員会正副委員長互選結果報告

日程第3 議会運営委員会委員、議会改革推進特別委員会委員及び議会広報広聴特別委員会委員の辞任報告

日程第4 議会運営委員会委員、議会改革推進特別委員会委員及び議会広報広聴特別委員会委員の選任

以上、日程表のとおり日程に追加いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加することに決定いたしました。

日程第2 文教厚生委員会正副委員長互選結果報告

○議長（内田靖信君） 日程第2、「文教厚生委員会正副委員長互選結果報告」を行ない

ます。

本日、文教厚生委員長の辞任に伴い、同委員会の正副委員長が新たに互選されたので、報告いたします。

文教厚生委員長、嶋村 徹君。

文教厚生副委員長、吉田憲司君。

以上のとおり、それぞれ就任されましたので、報告いたします。

これにて、文教厚生委員会正副委員長互選結果報告を終わります。

日程第3 議会運営委員会委員、議会改革推進特別委員会委員及び議会広報広聴特別委員会委員の辞任報告

○議長（内田靖信君） 日程第3、「議会運営委員会委員、議会改革推進特別委員会委員及び議会広報広聴特別委員会委員の辞任報告」を行ないます。

1月30日付けで、議会運営委員会委員及び議会改革推進特別委員会委員の不肖、私、内田靖信から、また、本日付けで、議会広報広聴特別委員会委員の嶋村徹君から、それぞれ辞任願が提出されました。

委員会条例第14条の規定に基づき、議長において、辞任を許可いたしましたので、御報告いたします。

日程第4 議会運営委員会委員、議会改革推進特別委員会委員及び議会広報広聴特別委員会委員の選任

○議長（内田靖信君） 日程第4、「議会運営委員会委員、議会改革推進特別委員会委員及び議会広報広聴特別委員会委員の選任」を行ないます。

ただいま欠員となっております議会運営委員会委員及び特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっております。

よって、議会運営委員会委員に一瀬重隆君、議会改革推進特別委員会委員に前田正治君、議会広報広聴特別委員会委員に吉田憲司君、以上の諸君をそれぞれ指名いたします。

よって、ただいま指名いたしましたとおり議会運営委員会委員、議会改革推進特別委員会委員及び議会広報広聴特別委員会委員に選任されました。

○議長（内田靖信君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明10日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 4時02分 散会

第 3 号

12月10日(木)

令和2年第8回玉名市議会定例会会議録（第3号）

議事日程（第3号）

令和2年12月10日（木曜日）午前10時00分開議

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 12番 西川 裕文 議員（新生クラブ）
- 2 3番 吉田 憲司 議員（創政未来）
- 3 5番 赤松 英康 議員（市民改革クラブ）
- 4 22番 田畑 久吉 議員（市民改革クラブ）

散会宣告

本日の会議に付した事件

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 12番 西川 裕文 議員（新生クラブ）
 - 1 新型コロナウイルスに伴う市内事業所の経営状況について
 - (1) 事業所等の経営状況について
 - (2) インバウンドの状況について
 - 2 地域コミュニティづくりについて
 - (1) 玉名未来づくり研究所の成果について
 - (2) 地域コミュニティづくりに対する方向性について
 - 3 ふるさと納税の状況について
- 2 3番 吉田 憲司 議員（創政未来）
 - 1 公共施設に対する「市民ニーズ」「意思決定」「財政」について
 - (1) くまもと県北病院について
 - ア 診療科目について
 - イ アクセスについて
 - ウ 病院組織への関わりについて
 - エ 財政への関わりについて
 - (2) 旧庁舎跡地一帯の将来的なビジョンについて
 - (3) 岱明防災コミュニティセンター（仮称）について
 - ア 財源について
 - イ 他市の防災センターについて
 - (4) 公共施設の新設、廃止等の意思決定とプロセスについて

2 職員の不祥事について

(1) 不祥事は、なぜ、なくなるのか

(2) 処分の妥当性について

(3) 組織の法令遵守（コンプライアンス）と統制（ガバナンス）について

3 5番 赤松 英康 議員（市民改革クラブ）

1 中学生への献血セミナーについて

4 22番 田畑 久吉 議員（市民改革クラブ）

1 市民が生活道路として使用中の里道等の拡張整備について

2 市有地の管理と再利用について

散 会 宣 告

出席議員（20名）

1番	坂 本 公 司 君	2番	吉 田 真樹子 さん
3番	吉 田 憲 司 君	4番	一 瀬 重 隆 君
5番	赤 松 英 康 君	6番	古 奥 俊 男 君
7番	北 本 将 幸 君	8番	多田隈 啓 二 君
9番	松 本 憲 二 君	10番	徳 村 登志郎 君
12番	西 川 裕 文 君	13番	嶋 村 徹 君
14番	内 田 靖 信 君	15番	江 田 計 司 君
16番	近 松 恵美子 さん	18番	前 田 正 治 君
19番	作 本 幸 男 君	20番	森 川 和 博 君
21番	中 尾 嘉 男 君	22番	田 畑 久 吉 君

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局職員出席者

事務局 長	松 本 留美子 さん	事務局 次長	荒 木 勇 君
次長 補 佐	松 野 和 博 君	書 記	古 閑 俊 彦 君
書 記	入 江 光 明 君		

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
總務部長	永田義晴君	企画經營部長	今田幸治君
市民生活部長	蟹江勇二君	健康福祉部長	竹村昌記君
産業經濟部長	上野伸一君	建設部長	片山敬治君
企業局長	酒井史浩君	教育長	福島和義君
教育部長	西村則義君	監査委員	元田充洋君
會計管理者	二階堂正一郎君		

午前10時00分 開議

○議長（内田靖信君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（内田靖信君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

12番 西川裕文君。

[12番 西川裕文君 登壇]

○12番（西川裕文君） おはようございます。本日一般質問、2日目トップを務めさせていただきます12番、新生クラブ、西川裕文でございます。

傍聴席の皆様、また、ネット配信で御覧いただいている皆様、本当にありがとうございます。特に本日、民生委員の皆様来ていただいておりますけれども、民生委員の皆様方には、特別定額給付金に対しまして、いろいろと本当に御協力賜りました。ありがとうございます。

本年もあと20日余りとなりました。かつて経験したことない新型コロナ、現在、第3波の中、特にコロナで影響を受けておられる皆様方には、頑張ってくださいと思います。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルスに伴う市内事業所の経営状況について伺います。現在、市も国、県の助成のみでなく、独自の対応をとっていただいております。現在、第6弾ですかね、対策になっておるとは思いますが、市内事業所の現在、現況はどうか伺います。また、市内へのインバウンド、また、交流人口の状況、厳しい状況だと思っておりますが、どうなっているか。また、それに伴いまして、旅館やホテル、飲食業への影響はどうなっているか伺います。

○議長（内田靖信君） 産業経済部長 上野伸一君。

[産業経済部長 上野伸一君 登壇]

○産業経済部長（上野伸一君） おはようございます。

西川議員の事業所等の経営状況についての御質問にお答えいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症の拡大初期のころから顧みますと、いち早くその影響を受けた業種は、催事など各種イベントの開催自粛による催事関連業種をはじめ、外出自粛により影響を受けた飲食業や宿泊業などがありました。4月の緊急事態宣言により、さらにその傾向が加速していき、飲食業や宿泊業の関連業種へ広がっていき、原材料の輸入供給が一時的に不足するなどの現象も生じ、一部の業種を除く多くの市内事業

者へその影響を与えるものとなりました。緊急事態宣言解除後は徐々に回復するとの見込みがあったものの、7月の第2波の影響を経て、さらに現在の第3波ともいえる感染拡大状況から、一部の業種においては回復傾向の事業所はあるものの、多くの事業者にとっては非常に厳しい状況が続いております。このような中、国や県の対策事業を補完するべく本市独自事業で市内事業者へ事業継続のために支援を行なってきたところです。

主な実施状況としましては、5月に実施しました飲食店・宿泊施設特別支援事業で244事業者、中小・小規模事業者家賃補助事業で136事業者への支援金等の給付実績となっており、ほかの給付型事業と合わせると、給付型全事業で延べ約430件の給付実績となっており、最終的には延べ1,300件、約1億8,000万円の給付を見込んでおります。給付型の経済対策のほか、玉名に泊まろうクーポン券事業や地域応援商品券事業など、消費を喚起し、地域経済を活性化することを目的とした施策も実施し、合わせて4億2,000万円を超える流通額となり一定の効果があっているものと考えます。また、飲食店、理容・美容店における感染防止対策を支援する飲食店等新型コロナウイルス感染症対策事業を実施してきており、対象事業者のほとんどが事業参加への意向を示されており、事業者側からの積極的な感染防止対策が進んでいるところです。本事業につきましては、12月から対象を小売店へ拡大し実施していき、市内の事業所における感染防止対策を推進してまいります。さらに、感染症の長期化する現状から事業の継続の一助としていただくべく、国の持続化給付金を受けられた方に対して、市独自に支援金の追加給付を行なう持続化給付金支援事業を12月より開始しているところです。これまで、市独自の経済対策事業を実施してきておりますが、引き続き地域経済の状況を注視しながら、必要な支援等を適宜検討していきたいと考えているところでございます。

続きまして、インバウンドの状況についてお答えいたします。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、海外から日本を訪れる旅行者には、現在、入国制限や入国後14日間の隔離措置などの行動制限が課せられることから、新型コロナウイルス感染拡大以降大幅に減少している状況にあります。6月末までの速報値ではありますが、外国人宿泊客数は、対前年比1割以下に落ち込んでおり、新型コロナウイルスの影響がなかった昨年まで、順調に外国人宿泊者数が増加していた本市観光業におきましても大きな痛手となっております。新型コロナウイルスの感染拡大の状況次第ではございますが、来年は東京オリンピック・パラリンピックも開催予定であり、インバウンドも徐々に回復するものと考え、旅行商品の新規造成や磨き上げなどを行ない、インバウンド回復期を見据えた受入準備を進めているところです。

次に、国内観光客も含めた市内ホテル、旅館の状況についてでございますが、4月から5月にかけて全国的に緊急事態宣言が発出されたことから、宿泊利用者及び売上額は、

対前年比で8割から9割減、緊急事態宣言解除後の6月以降は回復の兆しがあり、国のGoToトラベル事業や市独自の支援策である玉名市民限定の地元を楽しもう宿泊等クーポン事業や全国の方を対象とした玉名に泊まろうプレミアム付き宿泊クーポン事業を実施したことで、宿泊に関しては、前年を上回る客室稼働率となった宿泊施設も出てきております。ただ、利益率が高い団体での宴会利用や婚礼などは依然として回復の兆しが見えず、宿泊施設にとってはかなり苦しい状況にあります。本市といたしましては、宿泊施設を対象とした市独自の認証制度である玉名クオリティ認証制度や飲食店等の新型コロナウイルス感染防止対策支援などを通じて感染症拡大防止対策を徹底し、地域が一体となった取組の見える化を図っているところです。

最後に、観光分野における市独自支援策の11月末時点での利用状況をお知らせいたします。地元を楽しもう宿泊等クーポン券につきましては、利用期限が今年27日までとなっており、発行枚数2,000枚に対しまして、利用枚数1,566枚、利用率は78.3%でございます。玉名に泊まろうプレミアム付き宿泊クーポン券につきましては、利用期限が来年2月28日までとなっており、発行枚数5,000枚に対しまして、利用枚数が2,935枚、利用率は58.7%でございます。どちらも利用期限がございますので、ご購入いただいた皆様に対しましては、使い残しのないよう定期的に早めの御利用を促しているところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 12番 西川裕文君。

○12番（西川裕文君） 答弁ありがとうございました。

本当に市独自の対応ということで、いろいろ対策いただいております。何しろ状況厳しい、特に今、国内第3波ということで、2波以上に状況的には何か厳しい状況で、特に感染症予防も含めたところであらうとあります。GoToトラベル、GoToイート、これは国のあれですけど、これ自体問題になってますけども、感染者増の原因でないということは言えませんし、感染者増にはGoToトラベル等々は関係していると思いますけども、この対応をもししてなかったならば、本当に国内どういふふうな経済状況になっただかというのを思います。また、関係事業者大変だったと思います。

それから繰り返しになりますけども、今、答弁をいただきまして、市独自でいろんな対応をとっていただいて、ありがたいと思いますし、今後もそれぞれ事業所に対しての対応を引き続き新しくとっていただきたいというふうなところで思います。また、インバウンドの極端な減少、交流人口につきましても厳しい状況の中で、今後また、ますます厳しくなってくると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

第3波の中、県内でも12月18日まで感染症防止対策の集中的な実践の要請がなされておりました、12月、1月というのは、本来忘年会、新年会を行なうそれぞれ事業

者の中でも年間でも本当に稼ぎ時の時期だと思いますけども、本当に年末年始、本当に大変なところがあると思います。三密は控えながら、少数で市内の事業者を利用して、我々が主体的に少しずつでも市内の事業所を活用するようにしていく必要があると思いますし、職員の皆様方にもあわせて、感染するわけにはいきませんが、少人数での御協力をお願いしたいというふうに思います。

[12番 西川裕文君 登壇]

○12番(西川裕文君) それでは、続きまして次の質問に移ります。

2番目、地域コミュニティーづくりについて伺います。今月の広報たまなの40ページですか、記載してありました、玉名未来づくり研究所というのが開かれております。玉名にゆかりのある高校生以上39歳以下の若者約40名の参加をもって、玉名未来づくり研究所が開設されまして、8月から11月まで延べ6回の開催の中で、玉名に住んでみたい、住み続けたい、帰ってきたい玉名を作るを目的に、様々なサポーターの方々をお迎えして参加者の方々の思いを形にされておりました。その中で、まず、1番目になりますけども、玉名未来づくり研究所の内容と具体的な成果について伺います。

続きまして、2番目になりますけども、私自身、議員になりまして2期目の7年となりますけども、議員になった当初、現在合併してちょうど15年になりますけども、合併によりまして各地域ごとに地域協議会が当時設立されておりました。各地域ごとに支館長、区長さんたちが中心となって、今後の地域づくりについての合同計画づくりができ、その計画づくりに基づいて、現在各地域が頑張っておられることと思います。議員になった当初、玉名町の地域協議会にも私、オブザーバーとして参加させていただきまして、そのときは旧庁舎の跡地の活用について、市民の皆様が活発な議論をなされておりました。そして旧庁舎跡地の活用方法について具体的な項目も載せていただいております。この地域協議会自体は現在10年以上経過しまして、これはなくなりましたけども、今現在、この地域コミュニティーづくりがより必要になっていると思います。各地域ごとには、支館長とか区長さんたちが中心になって、いろいろ地域の楽とかいろいろ祭りとかも含めて一生懸命頑張っておられておりますし、今日も民生委員の方々がみえておりますけれども、ふれあいネットワーク活動や自主防災の組織等々ありますけども、今後の自分自身、自分たちの地域づくりについて、より具体的な話合いの場が必要であると考えます。行政がやっぱり中に入っていて、5年後、10年後、20年後を見据えた、より具体的な地域づくりを話し合う場づくり、組織づくりが今必要ではないかと思えます。

そこで2番目になりますけども、地域コミュニティーづくりに対する方向性についてどのようにお考えか伺います。

○議長(内田靖信君) 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） おはようございます。

西川議員御質問のまず、玉名未来づくり研究所の成果についてお答えいたします。

本市には高等学校が5校、大学が1校あり、周辺市町からも多くの学生が本市に通学しております。これらの教育機関の存在は、本市の活力の象徴であると考えております。その一方で、20歳以上の人口流出が顕著でございます。こうした現状を踏まえ、玉名に住んでみたい、住み続けたい、私たちが帰ってきたい玉名を作るをテーマに、さらには彼らが次の時代のまちづくりの担い手として行動できる人材育成を目的に、本事業を始めたところでございます。本事業には、先ほど議員もおっしゃられておりましたけれども、39歳以下、高校生以上の若者46人が参加し、6回にわたるワークショップを実施しました。最終的に参加者の案はおおむね4つの方向性が提案されました。一つ目は、学生の勉強スペースがある地産地消の軽食ができるカフェの設置、二つ目が、主婦や高齢者の人材を活用し、再生した古民家で地元の農産物を生かすよりどころの開設、三つ目が、ライブハウスや野外フェスで音楽のまちづくりを強化、四つ目が、農業を稼げる産業にする中間支援会社にまとめられました。次年度には、若者が地域と関わり合いながら、自らが考えた案を地域で実行していくことを目指しており、多くの市民が彼らの行動力を応援していける環境を整えていきたいと考えているところでございます。

次に、地域コミュニティづくりの方向性の質問にお答えいたします。本市においては、平成28年10月に施行した玉名市自治基本条例に市民一人一人が地域のまちづくりに参画する権利を有し、さらに地域コミュニティが自治の担い手になることを明記しております。しかしながら、地域では人口減少に伴い地域の担い手が見つからず、安心・安全な地域運営が困難な状況が生まれつつあります。こうした状況を踏まえ、昨年度から職員有志による住民自治に関する勉強会を開催し、地域コミュニティの在り方に関する研究を行なってまいりました。今年、その議論をさらに拡大し、庁内の議論の場として、玉名市自治のあり方検討会を立ち上げました。さらには、市民主体の玉名市自治のあり方研究会を立ち上げようと計画しておりましたが、現在のコロナ禍の中で議論の場を設けることができおりません。今後コロナ禍の状況を見て開催していきたいと考えております。

議員のお考えのように地域コミュニティづくりは今後の地域運営の観点から重要であると認識しており、市民と行政が協働で行なう持続可能な地域運営づくりを目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 12番 西川裕文君。

○12番（西川裕文君） 答弁ありがとうございます。

ただいま答弁の中でございましたけれども、まず、未来づくり研究所につきましては、玉名市、実際5つの高校、1つの大学というところで本当に若い人材が毎年入って旅立っていくというふうなところで、今後もやっぱりそういう生徒さん、学生さん方に呼びかけをしていただいて、いろんな提案を出していただくというところで、それに行政の方々も刺激を受けていただいて、対応していただきたいというふうに思います。また、地域コミュニティづくりの今後の方向性についてということで、ただいまありましたけれども、検討会や、今年は先ほどありましたようにコロナの状況で、研究会ですか、計画をされておって今のところまだできとらん状況だというふうなところですけども、やっぱりそういう組織を作っていたらいいので、少し安心しました。また、次の玉名、本当に市長もいつもおっしゃられておりますけども、やっぱり何しろ今から具体的な地域の中での話合いを持ちながら、地域の方々が自分たちの地域をつくっていくぞと、まずそういう意識づくりを持つように、そういう機会づくり、組織づくりを、今は市内全体で市全体を考えた中で考えておられるみたいですけども、ぜひ、それを各地区ごとにまた裾野を広げて、地域の人たちが具体的に、年配も含めて、なかなか若手がおらんというところもありますけども、一緒になって新たな地域づくりを明確に見える化をしていただきたいというふうに思います。

繰り返しになりますけども、市内で有識者も交えた地域コミュニティづくりが実証に基づいて今、説明がありましたように進めていかれているということ自体で少し安心しましたし、それを繰り返しになりますけども、そういう組織を各支館ごとに設置をしていただいて、ぜひ、市民の皆様それぞれが意見を出しあっていただいて、輝く玉名、未来の玉名づくり、玉名人づくりを各地域で具体的に明確に見える化をしていただきたいというふうに思います。お願いします。

[12番 西川裕文君 登壇]

○12番(西川裕文君) それでは、最後になりますけども、3番目で、ふるさと納税の状況について伺います。

昨年は、NHK大河ドラマ「いだてん～東京オリンピック囁(ばなし)～」で全国に玉名を発信し、知っていただくことができました。交流人口も増加しましたし、先ほどありました中でも、インバウンドもかなり増えてきた状態でありました。大河ドラマ館や小田の住居にも多くの方々に来ていただきまして、本当にありがたいことでした。新型コロナウイルスの今年を考えると、繰り返しになりますけども、昨年でよかったなと感じております。そのような中、昨年ふるさと納税は思いもかけぬ増加であったと思います。大河ドラマが終了すれば影響は極端に少なくなると言われておりますけども、今年の現在におけるふるさと納税の状況について、状況はどういうふうになっているか伺います。

○議長(内田靖信君) 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問のふるさと納税の状況についてお答えいたします。

ふるさと納税の過去の実績は、平成28年度が2,190件、約2,550万円、平成29年度が2,649件、約2,900万円で、平成30年度が5,401件、約7,200万円、令和元年度が3万5,295件、約4億4,050万円、本年度が11月末現在でございますが、3万5,12件、約4億4,015万円となっております。コロナウイルス感染拡大に伴い、ふるさと納税額も減るのではないかと懸念しておりましたが、既に昨年度と同額程度の寄附をいただいております。

今年度も多くの皆様方から心温まる御寄附をいただいていることに関しまして、この場を借りまして感謝申し上げます。

今年度もふるさと納税額が順調に伸びておりますのは、昨年度のいだけん効果が継続していること、市内の返礼品提供事業者の協力のもと、返礼品の品数などを増やしたことや季節に応じた返礼品を発送する定期便を取り入れるなど、これまで以上に返礼品を充実させたことが主な要因と分析しております。

今後の展開といたしましては、年明けに寄附受付のポータルサイトを増やし、さらなる寄附の増加を目指すとともに、返礼品提供事業者の販路拡大や企業連携による新たな商品開発につながるような取組を行ないながら、地域産業の活性化を図りたいと考えております。また、本年度から本市に一定の関心をいただいている方に対して、継続的なつながりをもつ機会を提供する玉名市応援団登録制度を創設したところでございます。来年度はさらに御寄附をいただいた皆様に、玉名市応援団に登録いただき、本市が第二のふるさとと感じていただけるような取組を展開してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 12番 西川裕文君。

○12番（西川裕文君） ありがとうございます。

ただいまの答弁の中でありまして、11月末で昨年並みの納税をいただいているということで、本当にちょっと心配しておりましたけども、昨年の効果も含めて継続しているというのを安心しました。そしてまた、その中でも返礼品の開発等々も考えられとるなど、各事業所も含めたところでありたいと思います。ほかの自治体の中では、地元の産品じゃなくて、問題がない程度の県内の産品とかをして返礼品に使って、なるべくふるさと納税が増えるようなという対策をとられておる近隣の自治体もございますけども、玉名の場合は地元の産品を業者の方々と開発を含めたところに対応していただいておりますというのを聞いて、今後ともそれをお願いしたいと思いますし、また、玉名市応援

団の制度ということで、やっぱりいろんな面でつながりを今後もしていただいた方々とのつながりを設けていっていただくということで、その対応も今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

また、これは個人的な意見にもなりますけども、先ほどちょうど未来づくりの研究所の中でもありましたが、玉名には5つの高校と1つの大学ということでありまして、ぜひ、呼びかけといいますか、それぞれに同窓会等々があると思いますので、同窓会に入られた市外の方々にも呼びかけができるようなそういう機会を返礼品、そういうふうな同窓会を通じた御紹介等々も考えていただければなというふうに思います。繰り返しになりますけども、地元産品を使ってふるさと納税をしていただいた方に本当に喜んでいただく商品開発も今後とも広めていっていただきたいのと、いろんなつながりをもっていただく対応というのを今後ともしていただいて、玉名の品物を今後とも発信をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

それでは、これをもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（内田靖信君） 以上で、西川裕文君の質問は終わりました。

引き続き一般質問を行ないます。3番 吉田憲司君。

[3番 吉田憲司君 登壇]

○3番（吉田憲司君） おはようございます。3番、創政未来の吉田憲司です。

今議会を厳しい目で見られる市民の皆様、このような事態となりましたこと、市議会議員の一人として深くおわびを申し上げます。

現在、玉名市議会、玉名市役所には、市民のみならず、たくさんの厳しい目が注がれています。我々議員にしろ、職員にしろ、一瞬にして失った信用を取り戻すのは長い時間と私たち一人一人が襟を正す必要があります。そのことを肝に銘じながら日々精進するしかありません。

それでは、通告に従い一般質問に入りたいと思います。

今回も公共施設について幾つか質問をしたいと思います。まず、くまもと県北病院についてです。いよいよオープンまであと3か月を切りました。市民の皆様の期待も大きく注目されていると思います。そんな中、昨年玉名市議会として県北病院へ小児科の24時間診療体制を求める決議書を提出しています。また、新病院の計画当初、診療科目の中に脳外科を増やすことが盛り込まれていたと思います。これは市民が最も関心の高いことであり、今後の病院経営にも大きな影響があると思いますが、小児科の24時間体制、脳外科の増設をはじめとする新病院の診療科目をどう把握されているのかお伺いします。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） おはようございます。

吉田議員のくまもと県北病院の診療科目についてお答えをいたします。まず、昨年12月議会におきまして議決されました小児科医療の24時間体制のその後についてでございますが、病院機構に伺ったところによりますと、本年7月1日から既に取り組んでいるということでございました。

また、新病院での脳神経外科につきましては、現在、熊本大学から非常勤で1名の医師が在籍をされており、新病院でも継続されるということでございました。あわせて、常勤の医師も熊本大学のほうに要請をしてあるところでございますけれども、医師の絶対数が少ない診療部門であることから、新病院への招聘については、中長期的に継続して取り組んでまいりますということでございました。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁をいただきました。

脳外科についてはちょっと残念ですが、市民の皆様へはどう変わるのか、あるいは変わらないのか、なるべく早く周知のほうをよろしくお願いいたします。

次は、新病院までのアクセスについて伺います。昨年の6月議会で新病院の移転後の循環バスの路線を質問しました。当時の企画経営部長の答弁では、「市としましては、新病院に路線バスを乗り入れる方針である。また、新病院は市内はもとより、玉名地域や県北地域などにお住まいの方々の利用が見込まれることから、わかりやすい路線、既存の公共交通機関との連携を意識しながら協議を進めてまいりたい。」との答弁がありました。特に高齢者や免許返納者の皆さんが、これも期待をされていると思いますが、交通アクセスがどのようになるのかお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問のくまもと県北病院までのアクセスについてお答えいたします。

昨年6月議会の議員の一般質問に対し答弁させていただきましたとおり、くまもと県北病院の開院に合わせた路線バスの乗り入れについて、これまで運行事業者及びくまもと県北病院機構と協議を重ねてまいりました。その結果を先月開催しました玉名市地域公共交通会議に御提案し、御承認いただきました内容について御報告させていただきます。

まず、平日につきましては、3月2日から玉名駅を起点とし、玉名市役所及び玉名温泉を経由した県北病院行きを上り下り合わせ1日12便のバス路線を新規に導入する予定でございます。また、4月1日からは、既存の玉名山鹿線の運行ルートを一部変更し、1日12便を県北病院に乗り入れる予定でございます。新規導入路線と合わせ1日24

便で市民や市外の方の交通手段を確保したいと考えております。また、土日祝日につきましては、病院の診療がないことから、山鹿線のルート変更による1日8便で対応したいと考えております。

次に、昨年議員から御提案がありました市内循環線を新病院まで延伸する件については、延伸することで所要時間の増大や運行便数の減少につながり、路線全体の利便性を低下させてしまうこと、費用面で収支の悪化が予想されることなどから、新規路線の導入としたところでございます。

最後に、新規バス路線の導入にかかる費用でございますが、運行事業者の試算により年間ベースで約430万円を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁をいただきました。

循環バスの延伸ではなくて、新たに玉名駅を起点に路線バスを運行するということでした。これももう病院建ってますけど、新病院のオープン前にはきちっと市民の皆様にお示しをしていただきたいというふうに思います。

次は、県北病院の組織への関わりについて伺います。県北病院とちょうど同じころに消防本部と玉名消防署の統合庁舎がオープンをします。有明消防は2市4町が共同で行政サービスを行なう一部事務組合という形式をとっています。毎年玉名市からは約8億円の消防負担金を納めており、各市長、町長が理事として位置づけられています。現玉名中央病院も以前は合併前の旧玉名市、旧岱明町、旧横島町、旧天水町、そして玉東町、1市4町の一部事務組合の病院としてスタートしました。現在は、玉名市と玉東町を設立母体とした独立行政法人となりました。しかし、この独立行政法人となって玉名市としてどのような関わりができるのか。どのような位置づけになるのか、その辺がはっきり私は理解できていません。このような中、玉名中央病院においてもこれまで不祥事と申しますか、報道されるようなことが何回かありました。昨年理事長が替わりましたが、藏原市長は理事長の任命権者でもあられると思います。また、玉名市からも病院のほうへ職員を派遣もしています。しかし、市長はどうか、玉名市としては採用であるとか、昇級、昇格、それから処分、医療機器等の整備、救急医療体制等々、どこまで関与できるのか、あるいはできないのか、その点を教えていただきたいというふうに思います。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 病院組織への関わりについてお答えをいたします。

平成29年10月1日から一部事務組合の病院から地方独立行政法人の病院へと経営形態が変わりました。地方独立行政法人は、病院のオーナーは玉名市と玉東町で設置し

た一部事務組合という行政機関でございますが、病院がこの組合から独立した権限を持ち、病院運営、経営の責任を持つというものでございます。この仕組みによりまして病院独自の判断で職員の採用や医療機器の購入などを行なうことができるようになり、独立採算制に向けた経営の自由度も広がっております。

このことから、本市との関わりにつきましては、病院のオーナーである一部事務組合の組合長である玉名市長、副組合長の玉東町長、そして病院議員の皆様を通した形で関わっていくというようなことになり、法的には本市が直接病院へ関与するような権限はございません。しかしながら、運営費の負担金の支出など、財政面での関わりについては本市に重点的に依存していることから、現在、本市職員1名を病院のほうへ派遣し、運営等について改善が図られるような取組を行なっているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁をいただきました。

独立性が担保されてると。直接関わることはできないということでした。先ほど財政のことも言われましたけども、では、その財政についてもちょっと伺います。

国から県北病院へ交付される交付金については、一旦玉名市の財布へ入って県北病院へ渡るという体制になっていると思います。で、先日ネットで地方独立行政法人岡山市立総合医療センターのホームページを偶然見ておりましたら、Q&Aのところこんなことが記載されておりました。「病院の採算がとれないときは、市が負担をして補填をしていきます。」と記載をされておりました。県北病院についても、仮に赤字となれば、玉名市と玉東町が補填をしていかなければならないのか、その点をお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 財政への関わりについてということですが、先ほどの病院組織への関わりの中でも触れましたが、病院への財政的支援につきましては、玉名市と玉東町で負担をしております。運営費負担金については、現在、交付税の算定基礎額の全額を玉名市において負担をしており、加えて子育て世代の定住化を目的に小児科医療の充実を図るための政策的な負担につきましては1,800万円を玉名市で負担し、玉東町で200万円を負担しており、財政面では玉名市が中心的な役割を担っているという状況でございます。

今後、病院経営が赤字になった場合ということですが、市といたしましては、まず、来年3月の開院と、その後の病院運営について地方独立行政法人としての経営の自由度を生かし、赤字にならないよう経営の健全化を図り、地域医療の確保を継続していただくことを現在期待しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁をいただきました。

期待をしているというという答弁ですけども、ぜひ、期待通りになるように頑張って、何と言いますか、注視をしていかななくてはいけないなど、私は思います。

この充実した医療体制の提供は市民への安心にもつながります。それと同時に移住、定住の大きな判断材料にもなります。医療のレベルも経営的にもワンランクアップされることを期待して、次の質問に移ります。

次は、旧庁舎跡地一帯の将来的なビジョンについて伺います。今議会の補正予算、旧庁舎跡地の急傾斜地の対策事業費が計上されています。私も11月16日の公共施設の特別委員会を傍聴させていただきました。しかし、各委員の皆様からも「唐突だ」とか「イメージが湧かない」とか様々な意見がありました。それもそのはずで、執行部も「この一帯をどう活用するかはまだ決まっていません」という答弁でした。熊本弁で言うと「さしより、急傾斜地を5メートル以下にせなんけん、傾斜をつけながら掘削して、高さ4.9メートルのブロック積みをつくる」という説明だったと思います。これは前回の9月議会でも述べましたが、文化センターも第1保育所も最終的にはっきりしない中で、なぜ、中途半端な斜めの地形をつくり出すようなことをされるのでしょうか。最低でも文化センターの改修をどうするのか。第1保育所を最終的にどうするのかを決めてからこの土地の形状をどうするのかというのが議論の順序だろうと思います。それとも何か幾つかのビジョンがあるのか、その点をお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の旧庁舎跡地一帯の将来的なビジョンについてお答えいたします。

旧庁舎跡地周辺につきましては、中心市街地に位置し隣接する第1保育所の建て替え、文化センターの改修、旧庁舎跡地の活用も含めて一体的な展望を描きながら検討する必要があると考えております。そのことから、市民サービスのさらなる向上を考えた公民館や図書館の機能の見直し、第1保育所の建て替えや子育て支援機能などの連携なども含め、施設整備の考え方において、気軽に集える他世代間交流の拠点として検討を進めております。その中で、旧庁舎跡地と保育所などのある急傾斜地については、一体的な整備を進める上で障害となっておりました。

このたび国の防災・減災、国土強靱化と連携し創設された緊急自然災害防止対策事業債を活用することが有益であると判断し、一体的な整備方針を示す前に対策工事を実施するものであります。また、現段階では、後の一体的整備を行なうに当たっての財源として、都市再生整備のための都市構造再編集中支援事業補助などの活用を検討していま

すが、そのためには災害レッドゾーンと言われる土砂災害特別警戒区域を解除しておく必要があります。このように対策工事としては、手戻り工事とならない切り土としての工法も含めて、将来的整備を見越した検討を進めていることを御理解いただければと考えております。また、一体的整備における文化センターにつきましては、公共施設長期整備計画上の中規模改修費やその先の維持管理費と図書館などの現在のニーズに応じた必要機能分の新規建設費・維持管理費とを比較し、また、官民連携事業による効率性や利便性も加味して整備手法の検討を図っており、民間事業者の知恵や意見などを伺いながら進めてまいりたいと考えております。

本年度は、この事業方針を立案し、次年度にはその方針を基にこの事業を連携して実施する民間事業者を募り、募集要項等を作成し、事業者のノウハウや知恵、創意工夫を生かした提案を受け、事業者を選定したいと考えております。そして令和2年度から令和6年度中において施設整備を図ってまいりたいと考えております。今後この事業の進捗については、適宜広く周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁をいただきました。

仮に、第1保育所を元の現地に建て替え、あるいは子育て支援施設のようなものをつくると仮定したときに、あの傾斜というのは危険もありますけども、とても重要な役割を果たす場合もあると思います。例えば、現地に新しく建てた第1保育所の西側に有明測量さんとか山路さんがありますが、あるいは保育所自身が火災になった場合、炎や煙で小さい子どもたちを西側の道路へ一度に安全に避難させることは、これは至難の業です。そんなとき傾斜を利用した滑り台をつくっておけば逃げられます。ワンクッションあるような滑り台をですね。また、ふだんは園児だけではなく、子どもたちのアスレチック、遊び場としても可能性が生まれてきます。大きい病院や施設等にも消防法の避難器具として法的に滑り台が設置されているところはたくさんあります。遊具としては阿蘇のファームランド、県民運動公園にも大きな斜面のアスレチックがあります。子どもたちは何回も上って下って、上って下ってするのは大好きです。やっぱり視点を変えるといろいろなアイデアは出てくると思います。この旧庁舎一帯を、文化センターを、図書館を、中央公民館を、第1保育所をどうするのか、その構想がないのにこの4.9メートルが出てくるのはいかなものかなと、私は思います。

これらの意思決定を後回しにしては、一帯のビジョンは生まれてこないような気が私はします。そのことを、指摘をして次の質問に移ります。

次は、岱明防災コミュニティセンター（仮称）について伺います。もう12月です。来年度の予算編成が固まりつつあるころだろうと思います。まず、約7億円の財源です。

以前、勉強会の際に70%ぐらいの交付税措置がある緊急防災・減災事業債と20%ぐらいの減災防災事業債の説明がありました。概算で結構ですので、この7億円の内訳をお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 吉田憲司議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 吉田議員の御質問の岱明防災コミュニティセンター（仮称）についてお答えいたします。

岱明防災コミュニティセンター（仮称）の建設の財源については、災害避難所や防災拠点機能整備重視の観点からも最も市の負担の少ない緊急防災・減災事業債の活用を目指しているところでございます。緊急防災・減災事業債の財源措置でございますが、充当率が100%、交付税措置率が70%であり、対象となる経費の全額を起債することで、後年度の負担を平準化することができ、元利償還金の7割が交付税措置されることで、実質的に市の負担が3割ですむものであります。しかしながら、建設工事のうち社会福祉協議会が使用する事務室、相談室、第2研修室など、コミュニティ部分に当たるスペースにつきましては、緊急防災・減災事業債の対象外となる可能性があるため、現在、国や県と協議中であり、令和3年3月上旬ごろ決定する見込みでございます。

次に、令和2年度で終了する緊急防災・減災事業債につきましては、国において事業期間を延長する方向で検討されており、令和3年1月下旬ごろには決定されるものと見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁をいただきました。

まだ協議中ということで、それに緊急防災・減災事業債の対象にならないスペースがあるということで、市の持ち出し分の金額もまだ不透明ということだったと思います。

私たち創政未来は10月14日に答弁の中にもよく出てきます他市の状況を視察してまいりました。視察先は宇城市です。人口は5万8,000人、西は沿岸部の旧宇土郡三角町から不知火町、そして旧下益城郡松橋町、小川町、豊野町の5町が合併してできた市です。その宇城市は、昨年度から今年度にかけて6つの新規防災拠点センターをほぼ同時期に建設をされています。まずは映像を見ていただきたいと思います。

[拡大投影にて画像を示す]

○3番(吉田憲司君) 今、映像出ているのが、これは宇城市のホームページから切り取ったものですが、一つ不知火だけが出ておりますが、三角、松橋東、松橋西、小川、豊野とあります。建設場所、それから平米数が載っております。

次、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○3番(吉田憲司君) これが松橋西防災拠点センターです。この前に、L字型で今、既存の公民館が建っております。視察行ったときにはいろんな生涯学習の講座が開かれておりまして、聞きましたら、完成したらこれ全部取り壊しますということで、ちょっともったいないかなと思いましたが、次、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○3番(吉田憲司君) これが松橋東防災拠点センターです。場所は国道沿いに豊福の自動車学校があるんですけど、そのもう一個上、高台にこれ建てられています。これは確かこの前完成したんじゃないかなというふうに思います。次、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○3番(吉田憲司君) これが小川の防災拠点センターです。ここにはもともと小川の役場が建っていましたが、支所がですね、それが新しい防災拠点センターに生まれ変わったと、支所はどこに行ったのかなと思ってたら、3日前ぐらいのニュースでダイヤモンドシティの中に、きれいな支所が移ってありました。次、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○3番(吉田憲司君) これは単なる集合写真じゃないんですけど、豊野防災拠点センターです。ちょっと全景を撮ってくるのを忘れまして、集合写真だけになってしまいましたけど、ここの一番の売りは、広い講堂があります。講堂にステージがあったんですよ。一見ステージなんですけど、災害時はこのステージをばらしていくとそれぞれがベッドになるという、「ああ、すばらしいかな」と思って、ステージがベッドに、一個一個のベッドになるということでした。次、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○3番(吉田憲司君) これが不知火です。左側が玄関になります。このガラス戸をオープンするとどうなるかという、次の写真をお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○3番(吉田憲司君) これは調理室です。ウッドデッキがあるんですね、スペースがあって、この手前、映ってませんが、手前のほうにかまどベンチが幾つも並んでいます。だから災害時には一番手前で、ここで炊き出しをやって被災者に振る舞うという、こういう動線ができてるんです。だから玄関の真横にこの調理室がありました。次、お願い

します。

[拡大投影にて画像を示す]

○3番(吉田憲司君) これは防災井戸ですね、全てに防災井戸があるそうです。次、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○3番(吉田憲司君) これがマンホールトイレです。ちゃんと防災倉庫の中にテントがありまして、これにテントをかぶせていくとトイレがずらっと並んでいくということになります。次、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○3番(吉田憲司君) これが防災倉庫です。色も形も全て同じです。どこの災害拠点もですね、一緒です。これ見てもらうとわかるんですが、トラックを横付けできます。トラックを横付けできて物資の搬入をやるということです。じゃあ、これで終わります。

おさらいになりますが、先ほどのウッドデッキの不知火は面積が1,100平方メートルで3億4,000万円です。豊野が960平方メートルで3億3,000万円、先日完成した松橋西は1,500平方メートルで5億1,000万円です。驚くのはこれからで、6か所にかかった総事業費、これ平均すると市の持ち出し分は15%だけという説明がありました。財源もホームページに全て公開されていますが、総務省、国土交通省、文部科学省、農林水産省、熊本県などのありとあらゆる財源を活用しておられます。これは極論ですが、6か所一遍に建設しても岱明の防災コミュニティセンターを1つ建設するより安いんじゃないかなというふうに思います。

ここで宇城市の紹介というか、報告をさせていただきましたので、別に答弁は求めません。また、最後に求めたいというふうに思います。

最後に、公共施設の新設、廃止等の意思決定とプロセスについて、市長にお伺いをします。先ほど西川議員も質問をされていましたが、先日、住みたい玉名を目指せということで、高校生が市長に提言を出されていました。例えば、野外フェス、野外で何千人、何万人という観客を集めてやるコンサートです。この野外フェス、市長覚えておられますでしょうか、平成30年6月議会の私の一般質問で、新玉名駅から歩いて行ける距離に400メートルトラックの多目的競技場をつくって、1万1発の花火大会の日に、花火を見ながら野外フェスなんてどうですか。それを玉名の大きなイベントにしましょうとお話したと思います。また、勉強できる図書館とカフェの併設を高校生が提言をされました。これは多分、佐賀県の武雄市の図書館のようなものをイメージされていると思います。ここは、図書館の中にスターバックスが入っていて、コーヒーを飲みながら本を読めるというものです。そしてお隣の荒尾市は、来年度シティーモールの中に新しい図書館を作られますが、ここにもカフェが併設されるということです。そして私は平

成30年の12月議会の一般質問で、玉名市の各図書館の学習スペースの件を取り上げました。また、兵庫県明石市の複合施設の中にある市立図書館の中には、時間交代制の学習スペースがあることも紹介をしたと思います。市長も提言書をいただき、玉名の魅力を生かし切れていないと高校生にお話をされたようですが、生かす前にやはり、繰り返すにはなりますが、文化センター、図書館、中央公民館、青少年ホーム等々を置き去りにしては、高校生が提言されたような玉名の魅力は生まれてこないような気がします。先ほど宇城市の6個の防災センターを御紹介しましたが、これは場所、規模、財源の裏付け、他の公共施設の廃止、解体等々の意思決定が担当課だけではなく、全庁的な共通認識の中で、検討に検討を重ね、緻密な計画が練られ、そしてゴーサインを出せたから6個も同時にできたのではないかなと、私は思います。

先ほど述べましたように、ゴールが決まらないままある部分だけが進み出す、これでは意思決定、プロセスの順番が違うような気がします。その点について市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） ただいま御質問いただきました公共施設の新設、廃止等の意思決定とプロセスについてお答えします。

玉名市におきましては、箱物、インフラ施設の総合的な管理は、効率性を追求しながら、中長期にわたり計画的に取り組むべき全市的な重要課題と考え、平成28年3月に今後40年間で65%のコスト削減と施設の共用化、また、集約化に伴う保有する施設面積の37%削減を掲げた公共施設等総合管理計画を策定しました。

計画では、これらの目標を達成するため、特に箱物などの保有総量の抑制、圧縮や施設重視ではなく、機能重視による施設の共用化、複合化の促進、市民、民間事業者との協働を基本方針として掲げ、具体的に進めるために個別施設計画を策定しました。公共施設の新設や廃止等につきましては、適正化する施設、長寿命化する施設など、個別施設の対策内容や今後の方向性を示す個別施設計画に基づき計画的に進めつつ、一方では、一番有利な財源を活用できるよう時を逸することなく対応してまいりたいとも考えております。

そういったことで、それぞれの事業を進める上では、財源措置を十分に考慮し、庁議や企画審議会等での十分な協議を経て、住民及び利用者等の意見を踏まえながら決定をしているところであります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁いただきました。

やはり私は目標設定がないと共通認識が生まれませんし、方向性もわかりません。そ

うなるといろんな人というか、いろんな部署が力を合わせることもできません。恐縮ですが、その点を指摘させていただいて、次の質問に移ります。

[3番 吉田憲司君 登壇]

○3番(吉田憲司君) 次は、職員の不祥事について伺います。冒頭でも述べましたが、今、玉名市役所全体に向けて様々な方々の厳しい目が私たちに向けられています。自治体の運営というのは、市民の信頼があってこそ初めて成り立っています。そのことを深く反省し、どれくらいの時間がかかるかわかりませんが、納税者である市民の皆様から及第点をいただくまで、誠実に日々精進しなくてはなりません。

公務員という職業は、身分的にも経済的にも守られています。だからこそ、全体の奉仕者として自覚を持って職務に精励しなければなりません。しかし、今年6月、11月と連続2件の飲酒運転が起こってしまいました。また、記憶に新しいのは勤務中に無断で職場を離れ、しかも管理職の職員が他の職員の車にGPSをつけるという聞いたことがない事案もありました。なぜ、このような事案が続くのか、なくなるのか、分限懲戒審査委員会の委員長である副市長にお伺いをいたします。

○議長(内田靖信君) 副市長 村上隆之君。

[副市長 村上隆之君 登壇]

○副市長(村上隆之君) まず、職員の飲酒運転によります事件につきまして、市職員としてあるまじき行為を行ない、再び市民の皆様のご信用と信頼を損ないましたこと、職員の職を管理監督する立場といたしまして、市民の皆さんに対し、心から申し訳ございませんでした。

議員のおっしゃるように、平成30年度に減給処分が1件、今年度に飲酒運転による処分が2件続きました。特に飲酒運転に関して言えば、6月に別の職員が飲酒事故を起こし、7月に停職処分を発令したばかりで、全職員が綱紀粛正に努めている中の行為であり、市長も私も大変遺憾に感じております。

御質問の職員の不祥事はなぜなくなるのかについてでございますが、公務員としての倫理観の欠如や規範意識の欠如、他自治体や過去の類似の不祥事についても自分に関係ない対岸の火事として捉える当事者意識の欠如が考えられます。入庁時に宣誓書で、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓ったように、何のために公務員になったのか、常に忘れないよう意識づけが必要と考えます。今をとにかく異常事態と捉え、これまでの画一的な取組では、一人一人職員に浸透させることのできなかった反省に立ち、職員自ら、教えられ学ぶから、自らが考え、そして提案するなど、意識改革を実践し、率先実行するルール作りを行なってまいりたいというふうに考えております。

市民の皆様のご信頼回復に向け、市長をはじめ、全職員一丸となって努力してまいりま

す。以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 公務員は、採用された日に地方公務員法第31条に基づいて服務の宣誓というものをしなければなりません。私も昭和63年4月にしました。日本国憲法を守り、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓いますという文章に署名、捺印をした覚えがあります。この地方公務員法により、公務員は身分を保障され、それと同時に義務を負うこととなります。第32条法令の遵守、第33条信用失墜行為の禁止、第35条職務に専念する義務等々です。これに反するようなことを行なうと、社会的な行政処分と組織内の処分が科せられます。

任命権者である市長の諮問を受け、副市長をトップとするこの分限懲戒審査委員会が開催され、委員会としての処分が決まりますが、最終的には任命権者である市長がお決めになることだろうと思います。私はこの1件1件が処分が重いとか、軽いとかを言っているわけではありません。しかし、これらの処分の妥当性はこういったことを基準に委員会では審査をされるのか。これも委員長である副市長にお伺いをいたします。

○議長（内田靖信君） 副市長 村上隆之君。

○副市長（村上隆之君） 御質問の玉名市分限懲戒審査委員会での処分基準についてにお答えいたしますが、本市の審査会では、地方公務員法第29条第1項の規程に該当するかどうかを判断いたします。基準といたしましては、人事院の示す懲戒処分の指針や平成30年9月以降は、玉名市職員の懲戒処分の基準に関する規程に沿って判断いたします。規程の中では、事案ごとの標準例や処分の加重、軽減等の条件を定めております。また、本市の過去の処分内容や他自治体の処分例、本人の勤務態度、過去の処分歴、職責、事案発生時の状況やその後の対応、本人の状況等を基に判断をしております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁いただきました。

今、ネットで検索をしますと毎日のように公務員の不祥事が、処分が出てきます。駅のエスカレーターで盗撮をして懲戒免職、税金を着服して懲戒免職、飲酒運転で懲戒免職等々です。しかし、同じような事案であっても処分内容が違うこともあります。いつの時代も罪を憎んで人を憎まずという言葉がありますが、この処分が任命権者によって違っていてもそれを決めるのが任命権者の仕事ですから、それはそれで仕方のないことかなとも思います。これまでいろいろな事案がありました。職責の自覚さえあれば、藏原市長はつらく苦しい判断をされずにすんだと思います。

では、最後に、組織の法令遵守と統制について伺います。私がまだ30代のころ、救急車や消防車両の物損事故が毎日のように連続で発生したことがありました。事故があ

れば市有物件の保険で処理をするのが普通ですが、その当時のトップが激怒をされまして、「もう保険は使うな、自分でせれ」と言われまして、これは本当にやってはいけないと思うのですが、単純なミスでの物損だったので、その職員も修理を自腹でされたことがあったと記憶しております。それ以後事故が減ったような記憶があります。これも職員一人一人に職責の自覚を促すためのちょっと荒っぽいやり方だったのかなと、今になってみれば思います。これは県の消防学校、国の消防大学校でもたたき込まれますが、市民の命を守るものが一番安全を確保しておかなければならないと教えられます。すなわち、安全運転ができない者は、助けを待っている人のところへたどり着けないということです。言い方を変えると、法令の遵守、信用失墜行為の禁止、職務に専念する義務などを守れない者は、市民の命を守れるはずがないということです。

最後に市長にお伺いします。この組織の法令遵守（コンプライアンス）を組織のトップとしてどのように統制していかなければならないとお考えになられているのかお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 組織の法令遵守と統制についてお答えいたします。

御承知のように11月30日付けで、酒酔い運転により逮捕されました職員に対して懲戒免職の厳しい処分を発しました。法令遵守を促す立場である市職員がこのような事件を起こすことは許されないことであり、飲酒運転根絶に向けた官民を挙げた様々な取組がされる中、組織の長としてじくじたる思いに駆られております。

現在を非常事態として捉え、職員に対し綱紀粛正を強く徹底するとともに、全体の奉仕者としての自覚を強く促しました。あわせて、管理監督者も職場ぐるみでの法令違反をおこさないように、組織としての内部統制に努めてまいります。

現在、今回の飲酒運転に関し、職員自らの提案をもとに、飲酒運転根絶に向けたルール作りを進めております。あわせて、コンプライアンス研修や飲酒運転防止に関する講習会を実施して、引き続き再発防止に取り組んでまいります。今後とも、全職員とともに全力を挙げて市民の皆様の信頼回復に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁をいただきました。

今回このように最も重い処分となりました。市長も悩まれたことと思います。しかし、このことで、私は飲食をするのと飲酒運転は全く別物と思っています。このコロナ禍、大変な思いをしておられる飲食店の皆様からすれば、公務員の収入はほとんど影響を受けません。このことで、市職員が萎縮をして消費が低迷すれば、玉名市全体の活力もさらに悪化します。どうか、感染対策をしっかりとった上で、感染しないようマナーをきち

っと守り、それが難しいのであれば、テイクアウト等々で飲食を楽しむことで、商店街、飲食店、ひいては玉名市の活性化につなげていってほしいと思います。

では、最後に、2年前、教職員の飲酒運転、わいせつ事案などの不祥事が相次ぎ、当時の熊本県の宮尾千加子教育長が非常事態宣言をされました。宮尾さんは、荒尾市出身、玉名高校の卒業生でもられます。そのときの教育長から教職員に向けた言葉を全部ではありませんが、半分ぐらいですかね、これを読んで私の一般質問を終わりたいというふうに思います。

「このように決してあってはならない不祥事が立て続けに発生しているのは、教育公務員として自覚が欠如し、あるいは、このぐらいなら大丈夫だろうという甘えやおごりが心のどこかにあるのではないのでしょうか。そして、いつの間にか自分の安易な行為がどれだけの人を傷つけることになるのかわからなくなっているのではないのでしょうか。ほとんどの教職員が日夜、子どもたちの成長を祈りながら心を尽くして、教科指導や生徒指導に当たっておられるのを私は知っているつもりです。そんな教職員の皆さんを私は心から誇りに思っています。しかし、ひとたび不祥事が起これば、熊本県教職員全体として信頼や信用を失い、県民の皆様から再び信頼していただくのは並大抵のことではありません。「私は大丈夫」と人ごとだと思ふのは危険です。不祥事がなくならないということは、誰もが弱い心を持っているかもしれないということです。一人一人が決して人ごとではないと、謙虚な気持ちを持ってください。皆さん、今一度教職員を目指したときの自分を思い出してください。初めて子どもたちから「先生」と呼ばれた日のことを思い出してください。県民の皆様のご信頼回復の道のりは遠く険しいものになると思います。二度とこのような不祥事が起こらないよう、力を合わせて取り組んでいきましょう。私たちは教職員としての誇りを胸に、そして大切な子どもたちの笑顔のために、共に前へ進んでまいりましょう。」

終わります。

○議長（内田靖信君） 以上で、吉田憲司君の質問は終わりました。

引き続き、一般質問を行ないます。

5番 赤松英康君。

[5番 赤松英康君 登壇]

○5番（赤松英康君） 皆さんおはようございます。5番、市民改革クラブの赤松英康です。よろしくお願ひいたします。

まず、最初に献血に対しまして、日ごろより市長はじめ市の職員の皆さんの御協力に感謝を申し上げたいと思います。誠にありがとうございます。さて、献血について少し紹介をさせていただきたいと思います。血液の最大の問題は、人工的にはつくることができません。よって、献血に頼る以外ないのです。そして輸血を必要としている方々は、

全国で1日当たり約3,000人にもなるそうです。人の命は献血にかかっていると言っても過言ではありません。献血は400ミリリットルで、男性が満17歳、女性は満18歳からできます。

そこで私どもライオンズクラブでは、高校生の皆さんに対し、献血への御協力を推進しているところであります。先日も我が母校であります玉名工業高校で11月4日に3年生の皆さんにセミナーを開催いたしました。そして11月24日献血を実施していただきました。おかげさまで今年は去年の2倍ぐらいの生徒さんが協力していただきました。献血車が1台でしたので、12月7日と2日間に分けて実施をいたしました。高校では毎年セミナーを開催しておりますので、少しずつ理解が深まりつつあるのではないかと思います。しかし、まだまだ献血に対しての理解が不足している点は多々あるように思います。特に子どもたちには無理ありませんが、理解が不足していると思います。そこで中学生の間に1度だけでも献血セミナーを実施していただきたいのです。子どもたちが将来献血することにより自分の献血した血液によって人の命が救われていることを知ってもらい、奉仕の気持ちをもった心の優しい大人に成長してほしいのです。献血セミナーには日赤病院より講師の方がまいります。高校生への献血セミナーを実施した後、生徒の皆さんの意識が変わるのをいつも感じてきました。中学生の皆さんも献血セミナーを実施すれば必ずや効果が現れるものと信じます。どうかよろしく御検討のほどお願いいたします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

[教育部長 西村則義君 登壇]

○教育部長（西村則義君） 赤松議員の中学生への献血セミナーについての御質問にお答えいたします。

日本赤十字社の集計によりますと、若年層における献血離れが進んでいるという結果が報告されております。若年層の献血離れは将来に不安を残すことになるため、厚生労働省は献血の制度や意義などをわかりやすくまとめたテキストを全国の高校に配布したり、日本赤十字社はスライドの説明や動画視聴を通して献血の必要性や仕組みについて学ぶ献血セミナーを実施したりと啓発活動に力を入れているとのことです。献血ができる年齢は、200ミリリットルは男女とも16歳、400ミリリットルは男性が17歳、女性が18歳からとなっており、本市の複数の高校では、献血バスによる高校生の400ミリリットル献血が行なわれております。また、あわせて献血セミナーも実施されているとのことです。本市の中学校では、献血できる年齢に達していないということもあり、教育課程の中に献血についての学習を具体的に位置づけている学校はありません。しかし、中学生の段階で献血についての学習を行なうことは、若い世代の献血に対する理解の深まりにつながるということが考えられます。そこで、健康教育の一環として、保健の

授業の一部や委員会活動の企画として、献血セミナーを実施することはできるのではないかと考えます。その際、教育課程への位置づけや教育活動の精選、学習内容との関連など、見直しや検討が必要となる部分が出てくることが考えられます。今後は、献血セミナーを実施することによる教育効果の見極めや教育課程の位置づけ方など、各中学校への提案の仕方などを含めて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 5番 赤松英康君。

○5番（赤松英康君） 明るい未来に寄与するような聡明な御答弁をいただきありがとうございました。

中学生への献血セミナーを市内全中学校で実施することになりますと、恐らく熊本県及び全国でも初の試みになるのではないかと思います。その点を踏まえて、よろしく願いいたします。

せっかくですから、市長、御見解を一言お願いします。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 再質問というか、見解としてお答えさせていただきます。

献血については、国、県、日本赤十字社をはじめ、献血に協力してくださる企業やボランティア、市民の皆様とともに事業に取り組んでいるところであります。市の活動内容としましては、日本赤十字社や関係団体と連携を図り、献血事業の円滑な実施に向けた事業所等への協力の依頼でありますとか、広報紙等で献血の意義や重要性を周知するなど、献血に関する理解を深める啓発を行っております。献血は病気やけがなどで輸血を必要としている患者さんに対するまさに温かい思いやりの心であり、身近にできる社会貢献であります。中学生の段階で献血についてのセミナーを行なうことは、生徒の献血に対する理解を深め、若年層における献血離れを抑える効果が期待できるとともに、助け合いの精神や社会への奉仕の気持ちを深めることにつながるものだというふうに考えております。

現在、新型コロナウイルスの影響で献血者の減少が続いておりますけれども、感染拡大が懸念されている現在でも血液は長期保存ができないことから、日々の安定的な血液の確保が求められております。若い世代へのセミナー等の実施について、将来の血液の安定供給につながる推進活動としても大切なことだと考えております。ですので、引き続き地域の協力団体と協力し、献血者の増加につながる取組を行ないながら、献血事業の推進を図ってまいりたいというふうに考えておりますし、中学生、中学校の間に、例えば、税金のことであるならば租税教室というものも行なっております。それと同じような考え方で開催していくことはできるというふうに思っておりますので、前向きに検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 5番 赤松英康君。

○5番（赤松英康君） どうもありがとうございました。

それからもう一つ、最後に私のほうからちょっとお願いではありますが、最後に皆さんへこの場をお借りしてお願いしたいことがございます。

私どもライオンズクラブでは献眼の運動も推進しております。目の見えない方々がたくさんいらっしゃいます。その方たちのためにぜひ、献眼に御協力をお願いしたいのです。献眼と申しましても眼球を提供していただくのではありません。眼球の前部外側の、前のほうですね、前部外側の透明な部分であります角膜を提供していただくことであります。両目の角膜を提供していただきますと2人の目の見えない方に一つずつ角膜を移植いたします。つまり、1人の方の角膜提供で2人の方の目が見えるようになるのです。私も目を閉じてしばらくの間過ごしてみました。やはり暗闇の世界で生きるのは言葉では言い表せないなんともいえない時間でした。献眼、つまり角膜の提供をしていただく方は、亡くなってから、つまり心停止になった後で大丈夫なのです。そして献血と違って、年齢制限がありません。仮に120歳で亡くなられた方の角膜も役に立つのです。日赤病院にご連絡いただければすぐお越しいただけます。将来親族の方が亡くなられたときには、ぜひとも角膜の提供をお考えいただきたいと思います。

目の見えない人たちへ光の希望を送ろうではありませんか。角膜提供のお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（内田靖信君） 以上で、赤松英康君の質問は終わりました。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

22番 田畑久吉君。

[22番 田畑久吉君 登壇]

○22番（田畑久吉君） 市民改革クラブの田畑でございます。

ちょうど食事の後で眠気が起きるかもわかりませんが、どうか目は閉じて耳だけは澄ましておいてください、お願いします。

市民が生活道路として使用中の里道等の拡張整備に関してとしております。今回の一般質問の課題としております2項目については、所管の担当の方々に日ごろ要望、陳情すれば解決できることじゃなかろうかと、そのへんの結果が出る内容のものだと考えておりますけれど、要望、陳情してこられる市民の方々には、公の場で内容を発言、提案

して、その答弁を当然、公の場に記録を残す方法をとってほしい。そのような考えを持っておられる市民の方々に応えてあげるのが私の立場でもあるかと思うところですので、簡単なことではございますけど、一般質問といたしました。

申し上げるまでもなく、皆さん御承知のとおり日本人には日本国憲法で全ての人々が守られております。そのおかげをもちまして、安心して生活できるわけですが、しかし、その法によってほぼ守られるには、国民、市民として責任を果たす義務があります。その中の大きな義務責任は、一般的にあらゆる税金の納入だと、私は思っております。その義務責任を完全に果たしておられる住民が生活しておられる地域の方々、市道として認定されてなくても日常の生活道路としてなくてはならない里道等の拡張整備が、市道に準ずる方策をもって改良をすべきではなかろうかと私はそのように判断するわけですが、そのような考えをずっと以前から持ってきております。私の個人的な信念ですが、税の免除を受けているか、あるいは税の滞納を長く続けているのであればその処理を先に解決していただくのが道筋であることは、私も理解して発言を続けてきました。できない、難しい、会話の繰り返しだけでは、国民、市民として責任を果たしておられる市民の方々に對して、少しは前向きな対応をとっていただくのが行政当局の責任ではないかと、私はそのように結論を出しており、私は市民の方々にそのように断言しておりますので、後に引く道もありませんし、それは私の勝手な行動、発言でございますので、聞き流して結構でございますけども、私はこの場面でしてきている地域や箇所は、所管の担当者が既に察していることは十分わかっております。部課長はじめ、課長補佐、その他担当者の方々も非常に理解ある先見の明を持たれた職員の方々ばかりですので、私が担当課を訪問して、安心して相談ができますことをこの場で申し述べておきます。これから先、ますます市の財政は厳しくなることが予想されますので、私もその面を理解した上での要望ですので、正式な市道でなくても、生活上欠かすことのできない毎日使用する生活道路として使用している里道等は早急な改良の対策を必要としております。そのように私は考えております。要望された全部が一挙に解決できないことは、私も十分理解、わかった上での相談ですので、国民として、市民として、責任を果たしておられる方々への対応を、誠意を持って対応されるよう強く要望する次第でございます。行政サービスには区別が生じないようにお願いして答弁を求めます。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

[建設部長 片山敬治君 登壇]

○建設部長（片山敬治君） 田畑議員御質問の市民が生活道路として使用中の里道等の拡張整備についてお答えいたします。

まず、令和元年の12月議会において、生活道路の改良改善についての御質問と関連がございましたので、こちらを先に御説明申し上げます。

生活道路の整備につきましては、地域からの要望を考慮し、今まで多くの里道等を市道に認定し、整備を行なってきましたが、その老朽化による維持管理に毎年多くの予算が必要となることから、現在は交通量の多い道路等を優先に市道認定をしております。ただ、里道等の中でも生活道路として、その地域の方々に欠かせない道路があることも認識していますので、その対策としまして、昨年度に生活道路整備の要綱を一部見直しており、これからも積極的な対策ができるよう、予算も含め取り組んでまいりたいとお答えしたところです。

今回、その里道等の拡張整備についての御質問になりますが、今年度よりこのような実情を踏まえ、関連予算を前年度より増やしており、生活道路の整備についても内容を充実させております。しかしながら、道路整備については、関連予算の範囲内となりますので、一気にとはいかず、毎年少しずつの整備に変わりはございません。市としましても厳しさを増す財政状況の中、既存の道路などの維持管理、更新することを最優先事項として進めていくこととしておりますが、市民サービスの低下を招かないよう里道等の拡張整備は今後も少しずつ解決に向け検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内田靖信君） 22番 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 所管部長の非常に前向きな答弁、理解と納得を得るわけでございますけれども、行政の市民への対応として、偏った対策では誤解を招き、事が大きくなる可能性もありますので、少しずつ解決するように所管には期待するところでございますけれども、日ごろの話の中で、皆さんの、皆さんというのは、担当所管の一人一人ですね、所管の人の市民の皆さんに対する姿勢ですか、それはよく私も理解しております。今、部長が述べられましたように、できること、可能なことから、できたら一つ一つ解決していただきたいと、私の思いを行政に私の意見としてお願いと申し上げて、立場上そういった公の場でちゃんと意見を述べてくれという市民の方々から言われておりましたので、この場でそのような意見を申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

[22番 田畑久吉君 登壇]

○22番（田畑久吉君） 続きまして、市有地の管理と再利用について質問いたします。

まずは、市有地の区別はどのようになっているのか。また、その管理体制はどのような対応をされているのか。玉名市全域に市有財産が数えきれないほどあるかと思えます。その管理がまた大変だったろうと思っているところですが、市有地全てが管財課の一括管理ではないと思うところです。目的、用途に合わせてまたは陳情や要望に合わせてその当時整備された市有地もあるかと思うところがございますけれども、行政所管ごとにその管理体制はできているのかと思えます。しかし、市有財産の目的地は位置づけ

をされたその当時とは長年の経過によって利用目的も変化を生じるものと考えられます。利用目的の低下など、利用価値にもその目的を見直す市有地もあるかと思うところです。

一例を挙げますと、私の地区内にも昔大変な資産家で非常に栄えた邸宅がありました。私たちが中学校のころにはその屋敷も大変広大で、近寄りがたい存在でしたけども、私が平成元年に大阪より我が家に引っ越して帰ってきましたときに、その邸宅も朽ち果てた姿、環境の悪化に驚き、想像に絶するものがありましたことは別といたしまして、子どもたちの遊び場となり、悪影響が起り、火災の発生などを心配して、当時の市当局にお願い陳情して解体をしていただいてスポーツ公園として整備していただいた市有地があります。年に6万円の管理費として地区の収入になっております。地形的には、平地だけであれば管理面においても安易にできることだと思いますけども、傾斜地が10数メートル上まで、市有地であるがためにそののり面に竹の生長が非常に早く、雑木とともにその伐採が委託されたその管理費、年間管理費だけでは、その処理ができず、別途市当局に2年に1回程度お願いしていましたけども、スポーツ公園といいまして、その広さも十分とはいえ、子どもたちがときどき遊ぶ程度で、その管理費用と重要性から考察するとき、その役目、目的から少しずれてきているようにも思うところです。整備していただいた当時は地区内のみんなに大変喜んでいただいた姿を今、思い出しますけども、最近はその必要性を否定される方の発言もときどき聞こえてきます。そのようなことで、費用対効果に疑問がつくような思いがいたしますし、今まで申し述べた言葉は、我が地区内の一例を述べたにすぎませんので、御理解のほどをお願いいたします。市当局として、市有地の管理地について、お考えをお伺いした上で市有地の再利用について私の独自の意見も述べてみたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） 田畑議員御質問の市有地の管理と再利用についてお答えいたします。私のほうからは、市として市有財産の管理について答弁をさせていただきます。

市有地の管理の状況でございますが、議員お尋ねの伊倉運動広場のような公共用として現に利用している財産を行政財産と言いますが、行政財産であれば用途に応じて市役所各課で分担して管理しているところでございます。行政財産の管理の方法としては、市で直接維持管理を実施するもの、議員がおっしゃるように、居住周辺住民で利用する街区公園のような利用者が限定されるようなものは、地域の方々の協力により管理をお願いしているものでございます。また、現状につきまして、直接管理している土地であっても財政上の制約もある中、優先順位を決めて管理しており、高木の伐採などについては十分実施ができていない場所もございます。御質問のように地元で管理に苦慮され

ている市有地につきましては、まずは地元で管理が容易にできるように市で費用を投じる必要があるかもしれません。しかし、行政財産も時とともに利用形態の変化や利用頻度の低下など、利用価値そのものが低下している場合については、行政財産そのものの在り方を見直す必要があると考えております。市で費用を投じる前に、まずは地元の利用者の皆様の御意見を伺い、継続使用の是非について検討をする必要があるのではと考えるところでございます。その上で、さらなる有効活用を期待できるのであれば、現に使用している行政財産であっても用途変更や用途廃止を検討したいと考えております。以上でございます。

○議長（内田靖信君） 22番 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） ただいま答弁をいただきまして、市有財産の管理について答弁の中に非常に前向き思考の考えが読み取れました。今後最善の管理体制をとって、無駄のない方策で対応をお願いしたい、そのように期待して次の質問に移ります。

さて、市有財産の再利用といいましても、市当局として市有地の位置づけによって再利用が可能であるのか。当然、分別されると思うところでございますけど、毎年経費をかけて管理するだけでは先ほど申し上げたとおり、費用対効果には大変敏感な行政当局におかれましては、早急な善後策を考慮されるのが必須の条件となると私は考えるところでございます。独断的で勝手な私の考えでありますけれど、御理解をいただきたいのは当然でありますけども、私案の一例を提案したいと思うところでございます。この私案につきましては、行政全般に詳しく、また、多岐にわたり積極的に先を見通して先見の明で取り組まれる村上副市長とも以前議論を交わした事例があります。一つの例といたしまして、先ほど市有地の管理の件で取り上げました、我が地区のスポーツ公園、再利用の活用となりますけども、皆さん当然御存じかと思っておりますけども、平成17年10月、1市3町合併いたしました。丸14年になりますかね、経過した今日、人口の動向がどうでしょうか、もちろん市長、幹部職員たちも皆さん御存じかと思っておりますけど、驚くほどの減少となっております。参考のために数字で表明しておきますけども、令和2年11月末、先月末ですね、6万4,498人となっております、合併時が7万2,817人からしますと、さあ、何人減少してますでしょうか。数字を引けばわかることですから、8,319人の人口減となっております。8,319人ですよ。10月末でも8,245人でした。1か月で74人も減っています。ただ、驚いている場合ではない事実を知るときに、我々はそのに対する政策はないのかと、当然考えを巡らすのが私の立場ではないかと、その責任を一部感じております。

以上のような状況で、その要因はやっぱり少子化、高齢化、人口の流出、その3要素が重なったの結果だと判断するところでございますけども、3要素を一挙に解決できる政策はまず無理かと思っております。少しでも人口減少に歯止めをかける政策の一つでも積極

的に行政当局が立案すべきではないかと、そう進言したいところでございますけども、それもお伺いしたいという意味で、費用対効果に合致しない市有地を定住促進の一環として、住宅地として極端に言えば、無償提供する政策を取り入れるのも一策ではないかと思うところです。もちろんそれには水害、あるいは災害に強い地域が最大の条件であることは皆さん知識の範囲内の一つであることは承知しております。そのような条件の中で、私どもの地区内にありますスポーツ公園の再利用を提案して定住促進の一策としてぜひとも実行していただきたくお願いといたしますか、そういう気持ちで今提案をしております。小さなことで、長たらしくなりましたけども、御理解をいただいてこの件に関する答弁はどうしても以前、村上副市長と意見を交わしたことがありますので、村上副市長にお願いしたいと考えますが、御承知いただけますでしょうか。毎年の管理費の垂れ流しといたしますかね、垂れ流してあまり言いすぎかもわかりませんが、税金の無駄遣いであり、宅地として無償提供しても、例え無償提供しても定住促進によって得るものがあります。やはりその固定資産税なり、そして市民税と、少しでも財政の収入になってくるかと思えます。このことが地区内にある市有地の一例をたどっておりますので、全ての市有地を指摘してのことではありませんけども、誤解のないように御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（内田靖信君） 副市長 村上隆之君。

○副市長（村上隆之君） 田畑議員の再質問にお答えいたします。

まずは市有地の管理につきまして、日ごろより地域の皆様に御協力をいただいていることに感謝申し上げます。

市有地の再利用について御提言をいただきありがとうございます。高木伐採など、懸案となっている伊倉のスポーツ公園につきましては、所管課も現地を確認させていただいておりますし、私も現地を確認しております。市有地を定住促進に有効活用できないかという提言でございますが、市といたしましても人口減少対策として移住、定住の推進については、重要施策として取り組んでいるところでございます。

先ほど企画経営部長が答弁いたしました。行政財産として現に利用している財産については、それぞれ設置の経緯や目的がありますので、当然ながら利用実態の再調査や地域の意見を伺うなど、段階を経た上で用途変更や用途廃止をすることは当然、可能でございます。

これまでも未利用の市有地を一般競争入札により宅地分譲化されたものもございまして、今後は有効活用されていない行政財産の中で、宅地分譲に適しているものがあれば、市で直接分譲に取り組まなくても、民間と連携しながら取り組むことも可能ではなかろうかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 22番 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 今例に挙げましたのは、私の地区の一例でございますし、市有地の、その例に挙げました市有地は水害等にも、災害にも非常に無縁の場所ではないかと思えます。宅地提供することは最適かと思われまして、ぜひともその政策を組み立てていただくように強くといいますか、お願いする次第でございます。

何事も小さいことからの積み重ねが大事でございますので、ぜひ、その積み重ねの一つとして、ぜひ、政策を組み立てていただくように強くお願いを申し上げまして、私の質問は終わります。

○議長（内田靖信君） 以上で、田畑久吉君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明11日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 1時28分 散会

第 4 号

1 2 月 1 1 日 (金)

令和2年第8回玉名市議会定例会会議録（第4号）

議事日程（第4号）

令和2年12月11日（金曜日）午前10時00分開議

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 18番 前田 正治 議員（無会派：日本共産党）
- 2 7番 北本 将幸 議員（創政未来）
- 3 2番 吉田 真樹子 議員（創政未来）
- 4 15番 江田 計司 議員（無会派）

日程第2 議案の委員会付託

散会宣告

本日の会議に付した事件

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 18番 前田 正治 議員（無会派：日本共産党）
 - 1 市政運営について
 - (1) 新型コロナウイルス感染における市民不安を緩和する対策について
- 2 7番 北本 将幸 議員（創政未来）
 - 1 教育行政について
 - (1) 新教育長の教育行政への方針について
 - (2) 学校規模・配置適正化に関する見解について
 - (3) 教職員の働き方改革に関する見解について
 - (4) 少人数学級に関する見解について
 - (5) 35人学級編制事業について
 - 2 行政の効率化・デジタル化について
 - (1) 公衆無線LAN（Wi-Fi）環境整備事業について
 - (2) WEB会議環境整備事業について
 - (3) 分散業務環境整備事業について
 - (4) 公共施設WEB予約について
 - (5) 脱はんこへの見解について

- 3 令和3年度予算編成方針について
 - (1) 予算編成方針について
 - (2) 予算編成に関する重点項目について

3 2番 吉田 真樹子 議員（創政未来）

- 1 市民体育祭について
 - (1) 市民体育祭の経緯について
 - (2) 旧玉名市・旧3町で開催の理由は
 - (3) スポーツ推進委員の見直しについて
 - (4) 合同開催の検討はされなかったのか
 - (5) 今後の見解は
- 2 動物愛護の取組について
 - (1) 本市で取り組んでいる事、考えている事は
 - (2) ボランティア動物愛護団体について
 - (3) 殺処分の状況について
 - (4) 公園にいる猫の数と餌づけしている市民の数の把握状況は
 - (5) 市長の見解は

4 15番 江田 計司 議員（無党派）

- 1 新型コロナウイルス感染症について
- 2 災害時の避難所について

日程第2 市長提出追加議案上程

（議第127号及び議第128号）

議第127号 玉名市長等の給与の特例に関する条例の制定について

議第128号 工事施行協定の変更について

日程第3 提案理由の説明

日程第4 報告（5件）

報告第13号 専決処分の報告について 専決第13号

報告第14号 専決処分の報告について 専決第14号

報告第15号 専決処分の報告について 専決第15号

報告第16号 専決処分の報告について 専決第16号

報告第17号 専決処分の報告について 専決第17号

日程第5 議案の委員会付託

散 会 宣 告

出席議員（20名）

1番	坂本 公 司 君	2番	吉田 真樹子 さん
3番	吉田 憲 司 君	4番	一瀬 重 隆 君
5番	赤松 英 康 君	6番	古奥 俊 男 君
7番	北本 将 幸 君	8番	多田隈 啓 二 君
9番	松本 憲 二 君	10番	徳村 登志郎 君
12番	西川 裕 文 君	13番	嶋村 徹 君
14番	内田 靖 信 君	15番	江田 計 司 君
16番	近松 惠美子 さん	18番	前田 正 治 君
19番	作本 幸 男 君	20番	森川 和 博 君
21番	中尾 嘉 男 君	22番	田畑 久 吉 君

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局職員出席者

事務局 長	松本 留美子 さん	事務局 次長	荒木 勇 君
次長 補佐	松野 和 博 君	書 記	古閑 俊 彦 君
書 記	入江 光 明 君		

説明のため出席した者

市 長	藏原 隆 浩 君	副 市 長	村上 隆 之 君
総務部長	永田 義 晴 君	企画経営部長	今田 幸 治 君
市民生活部長	蟹江 勇 二 君	健康福祉部長	竹村 昌 記 君
産業経済部長	上野 伸 一 君	建設部長	片山 敬 治 君
企業局長	酒井 史 浩 君	教育長	福島 和 義 君
教育部長	西村 則 義 君	監査委員	元田 充 洋 君
会計管理者	二階堂 正一郎 君		

午前10時01分 開議

○議長（内田靖信君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（内田靖信君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

18番 前田正治君。

[18番 前田正治君 登壇]

○18番（前田正治君） おはようございます。日本共産党の前田正治です。

通告に沿って一般質問を行ないます。市政運営についてであります。

1、新型コロナウイルス感染における市民不安を緩和する対策について。新型コロナウイルスの感染が全国各地で急拡大し、1日の感染者数が過去最多を更新し続けております。県内でも感染者は昨日までで1,169人、玉名市では熊本市の次に感染者が多い状況にあります。一人一人が三密を避ける、マスク、消毒、手洗い、新しい生活様式など、基本的な感染予防対策を行なっても感染する危険性がゼロではありません。感染が拡大している地域では、医療体制が逼迫して医療崩壊の危機などの報道もされております。感染拡大を防止するためには、いわゆる検査、保護、追跡を抜本的に強めること、医療崩壊をつくらないために医療機関の減収補填、宿泊施設確保などが求められます。また、コロナ禍のもとで暮らしと生業を守るために持続化給付金の複数回支給や消費税の緊急減税などが必要だと思います。感染を心配しての受診抑制、経済的ダメージで収入が減ったことでの市民生活苦、人との接触を気にしてのひきこもりなどなど、コロナ感染に伴う市民の心配事は様々なものがあります。感染の予防と同時に、このような市民不安を少しでも緩和することが重要だと思います。

質問、一つ、市内でPCR検査を受ける体制はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

[健康福祉部長 竹村昌記君 登壇]

○健康福祉部長（竹村昌記君） おはようございます。

前田議員御質問の新型コロナウイルス感染における市民不安を緩和する対策についての市内でPCR検査を受ける体制はどのようになっているかについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症を診断するための検査は、行政検査と医療検査、任意検査の3種類に分けられております。行政検査は保健所が調査の結果、新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となった患者と濃厚接触したと判断された方や接触確認アプリケー

ション「COCOA」で通知を受けた方などが対象となり、保健所の指示によりPCR検査が実施されております。

医療検査は市民の皆さんが発熱等の症状がある場合に受けていただくもので、まず、地域の身近なかかりつけの医療機関に電話で相談いたします。そのかかりつけ医療機関が県が指定した診療・検査医療機関であり、医師が総合的に判断し、検査が必要と判断された場合にはそこで検査を受けることになります。医療検査では、PCR検査や抗原検査の手法で検査がなされ、検査費用は無料ですが、初診料などの自己負担が必要でございます。有明保健所管内では、発熱者等の診療・検査に対応する診療・検査医療機関は12月2日現在で67機関が指定されております。かかりつけ医がない場合など、相談する医療機関に迷う場合は、玉名受診案内センター、もしくは発熱患者専用ダイヤルから夜間、休日でも診療・検査医療機関の案内を受けることができます。

最後に、新型コロナウイルス感染症を心配して、無症状でも安心、安全のために感染していないかどうかを知りたいために検査を受けたい方向けに民間の検査機関などによる有料で行なわれる任意検査がございますが、玉名市内にはございません。郵送などにより検査ができる業者もございますが、最終的には検査結果を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の判断は医師が診断することになります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 早速次の質問に移りますけど、いわゆる濃厚接触者ではない、しかし咳が出る。熱がどうも感染してるんじゃないかなと、そういうふうな不安が、感染しても症状が出ない人もいるということでもあります。感染に対する不安を払拭すると、そのためには誰でも検査を受ける、そういう体制が行政の責任でとるのが今の状況に応じた対策じゃないかなと思いますけど、希望者は誰でも検査を受けられるというような対策、今は部長がおっしゃいましたその中の2番目になるとかなと思いますけど、再度ちょっと、希望者は誰でも検査を受けることができるかどうか、その辺をお尋ねします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 御質問の希望者は誰でも検査を受けられるのかについてお答えいたします。

先にお答えしましたとおり、行政検査は保健所が必要と認められた場合、医療検査は発熱等があり、医師が必要と判断した場合に検査が行なわれるものであり、希望により検査ができるものではございません。任意検査は希望すれば検査は可能でございます。民間事業者では、PCR検査キットなどの販売も見受けられますが、検体採取を行なう際に周囲に感染が拡大する危険性や検体採取が不正確にされたら検査結果は信用できないという懸念がございます。また、民間の検査機関で実施した検査結果が陽性であった

場合には、地域の身近な医療機関に相談することが必要でございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 感染が現在全国的に拡大しているわけですが、北海道の函館市は、介護施設や高齢者施設に12月から新たに入所する人にPCR検査を無料で実施するという事です。また、静岡県の三島市は、65歳以上の市民と福祉施設などに勤務する市民に無症状でも、何度でもPCR検査を受けられるように計画しているそうです。これらは一例ではありますが、コロナ感染の拡大を食い止めようと各地の自治体でPCR検査、その拠点の充実、拡大充実やあるいは検査対象の拡大などに乗り出しているわけでありまして。玉名市でも感染拡大を抑えるためには、今以上に検査を拡大充実する、そういうことが求められているんじゃないかなと、私は思います。

じゃあ、次の質問ですけど、感染した場合の入院治療についてであります。感染が確認された当初、今年の2月ごろだったですかね、荒尾玉名管内において感染症病床は4床が確保してあったと思います。今日、感染が拡大する中で、感染者の入院治療については、それ以上の十分な体制が果たしてとれているのかどうかお尋ねいたします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 御質問の入院治療については十分な体制がとれているかについてお答えいたします。

熊本県においては、入院治療体制の安定確保を維持するため、医療機関への入院措置は中等症以上の患者や高齢者、基礎疾患を有する者など、重症化リスクのある方に重点化を図り、軽症者等は可能な限り宿泊療養での対応としております。もしも有明保健所管内において入院医療体制が逼迫する事態が生じた場合は、県の医療調整本部にて広域で入院調整を行なう仕組みとなっております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 広域で入院治療体制を調整するという事で、この荒尾玉名管内も管内だけじゃなくて、さらに広めたところでそういった対応をするような体制が今整っているということですね。

感染が急増した場合、医療機関は緊急に対応できるのかどうか不安があります。今まさに、例えば、北海道とか大阪とか、そういう状況にあるんじゃないかなと。緊急事態の対策について、玉名市がどのように対応するか、県との連携もあるかと思いますが、いわゆる緊急事態の対応についての危機管理のシミュレーションというか、そういったことはできているのかどうかお尋ねします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 御質問の感染者が急増した緊急事態に玉名市がどのように対応するかについてお答えいたします。

医療体制の維持確保につきましては、熊本県が対応を行なっておりますが、先ほど申し上げましたとおり、11月から玉名市内の多くの医療機関が診療・検査医療機関の指定を受け、診察や検査を担う体制を整えております。また、入院治療については、玉名郡市医師会と有明圏域の感染症指定医療機関、協力医療機関で連携を図る体制を整えられており、7月に長洲町でクラスターが発生したときも、毎日調整会議をされております。また、ふだんより玉名郡市医師会、歯科医師会、薬剤師会、有明消防、玉名郡市の自治体でWEB会議を実施しておりまして、情報共有や役割確認も確認しているところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） わかりました。

次の質問をします。陽性でも症状がない人の治療について、自宅待機とか、ホテルに隔離されるとか、いろいろあるかと思えますけど、玉名市内においてもそういった対策というのか、これまた広域を視野に入れた中で検討されるのかどうか、その広域の中に玉名市内も含まれているのかどうかその辺をお尋ねをいたします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 御質問の陽性でも無症状者については、自宅隔離、ホテル隔離など、どのような対策になるかについてお答えいたします。

検査の結果、陽性となった方については、保健所が感染症指定医療機関等と協議の上、入院または宿泊療養の別を決定いたします。入院の必要がないと判断された無症状者及び軽症者については、国の基準では自宅療養でもよいとされておりますが、熊本県は感染拡大防止の観点から、原則自宅療養を認めておらず、特段の事情を除きましてホテル等の宿泊療養施設での対応をとられております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） そのホテルが玉名市内にも存在するとか、そこら辺はなかなかやっぱり答えられないということですか。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 宿泊所等の施設については、県のほうで対応されておりまして、玉名市とかそういったのは公表されておられません。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 先ほど心配がある人、かかりつけ医に相談する、あるいは玉名受診案内センターということをおっしゃいました。インターネットでいろいろ調べてみるとこれが出てきます、確かに。24時間対応ですね。しかし、私は玉名受診案内センターというのは、市民の中に広く周知されているのかどうかという心配があります。インターネットでは見ることができますけど、そのネットの利用がない人、玉名受診案内センターの周知がどうも十分ではないんじゃないかなと、そういう懸念があります。例えば、毎月の広報たまなの表紙に大きく載せるとかですね、そうすることによって、市民の中には、それを目につくように切り取って貼り出すような、そういう人もいますかと思えます。大事な情報が市民の目に届く工夫が必要じゃないかなというふうに思うわけです。コロナ感染予防の基本的対策を徹底をするということはもちろんであります、コロナ感染に対する行政が把握している正確な情報を速やかにわかりやすく知らせるということで、市民の不安が緩和されると私は思います。今後の情報発信について見解をお尋ねします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 御質問の新型コロナウイルス感染症情報の市民への情報発信についての見解は、についてお答えいたします。

本年11月から発熱等の症状がある方の受診、相談先がこれまでの保健所から地域の身近な医療機関へ変更され、相談する医療機関に迷う場合は、玉名受診案内センターに相談していただくことになりました。この制度変更につきましては、玉名受診案内センターの電話番号も含め、市のホームページや安心メール、LINE等でお知らせしているところでございます。広報たまなについては1月号に掲載いたします。新型コロナウイルス感染症についての市民への情報提供については、感染防止のために守っていただきたいことや発熱等ある場合の相談先、市内の感染者の状況・情報等を時機を捉え、広報たまなやホームページ、安心メール、防災無線など適切な手段を使って行なっております。今後も市民の皆さんの不安の緩和に資する情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 次に移ります。

コロナ感染拡大により、全国で失業者が7万人を超えている、そのように言われております。一方で、みんな苦しいから我慢しよう、という風潮も広がっているようでもあります。玉名市では、この間特別定額給付金をはじめとした個人給付、税金や保険料の減免、事業主への給付と助成など、国や県の生活支援策とともに10億円を超える施策が打ち出されております。コロナの終息は見えていない今日において、市民の命、暮らしを守る取組については、今後も最優先課題になるかと思えます。生活支援対策や経

済対策について、来年及び次年度への継続やまた、新設についての見解をお尋ねします。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 前田議員の新型コロナウイルス感染における市民不安を緩和する対策についての中の生活支援対策や経済対策について、来年及び次年度への継続・新設についてお答えをさせていただきます。

まず、生活支援対策についてでございますが、現在、くらしサポート課において生活保護に関する相談、申請業務に加え、生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至っていない生活にお困りの方々に対し、生活困窮者自立相談支援事業を実施しているところでございます。また、あわせて離職などにより住居を失うおそれのある方等に対しまして、一定期間家賃相当額を最大で9か月間支給する住居確保給付金事業、また、生活保護世帯や生活困窮世帯の小中学生及び高校生を対象に行なう子どもの学習生活支援事業やその他家計改善支援事業、それから就労準備支援事業など行なっており、それぞれ専門の相談員より一人一人の状況に合わせた支援プランを作成し、自立に向けた支援を包括的かつ継続的に実施しているところであります。また、社会福祉協議会においても生活支援対策として、緊急小口資金の特例貸付けや総合支援資金の相談受付業務、また、福祉金庫貸付事業等の貸付業務を行なっております。

なお、生活支援に対する来年及び次年度への継続・新設についてでございますが、本年度市独自の取組として、公共料金が払えない病気や健康への不安、食べるものがないなどの複数の悩みを抱えておられる市民にできるだけ早い段階で関係する所管課、機関等と情報を共有し、連携することにより、市民の悩みをできる限り早期に解決することを目的にして、つながるシートを活用した新たな相談体制の試みを全庁的に実施しているところであります。この取組が全庁的に浸透することで、生活困窮をはじめとする市民の皆様の様々な困りごとが早期に解決することが期待されるほか、職員の縦割り意識の解消や相談のたらい回しの改善にも役立てたいところであります。また、生活支援における外部との連携として、いずれの協定も熊本県内初となる、生活困窮者等に対する就労支援における就労実習・体験事業に関する協定書の締結を本年6月と11月に実施し、また、生活困窮者等の要支援者発見の通報に関する協定書、この締結を本年10月に、そしてまた、昨年9月にはフードバンク玉名に対する食料などの提供に関する協定書の締結を行なうなど、生活支援の一層の充実を行なう上で、民間企業との連携を図るこの取組は県内でも先駆的な事例として高く評価されております。

今後コロナ禍の影響による経済への影響が混迷を極める中、国においては住居確保給付金及び緊急小口資金の特例貸付けの延長が検討されておりますが、市といたしましては、国、県の動向を見据えつつも、生活保護における支援も視野に入れて、現在、独自に展開している支援体制の一層の強化を図って、市民の皆様の困りごとに対する断らな

い支援を推進し、福祉のまちづくりを目指し取り組んでおるところであります。

そして次に、経済対策についてお答えいたします。これまで本市独自で実施してきました新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策は、本年の3月議会において熊本県金融円滑化特別資金への利子補給金の予算措置を皮切りに、4月以降においても第1弾から第8弾まで、感染症の影響により売上が減少した事業者に対して、事業継続の支援を目的とした給付型の事業や消費を喚起し、地域経済を活性化させることを目的としたクーポン券事業、また、商品券事業。そしてまた、事業所での感染防止対策を支援する事業など、合わせて17の経済対策事業を実施してきており、一定の効果は上がっているというふうに感じているところでもあります。しかし、まだまだ終息の見通しが立たない状況であり、その影響は依然として長引くものと認識しております。来年及び次年度においてもこれまでと同様に感染症と地域経済の状況に応じた本市独自の経済対策や国や県の事業を補完するような経済対策事業を継続的に展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） コロナ感染が終息していないコロナ危機と言われておりますこの状況においては、収入の減少やあるいは解雇など、困りごと相談体制のさらなる強化や市民の命と暮らしを守る対策は、今後も最優先でやっていただくということを申し上げまして、次にちょっと移ります。

2、子育て支援策について質問します。医療や教育、社会保障を通じて子育てを社会的に支援するという事は、次の代における社会の担い手を健全に育成するという事でありまして、これは広く公益的価値のあるものだと思います。そのような観点から、1、子ども医療費助成事業についてであります。子ども医療費の窓口払いを無償化するに当たりまして、その波及で医療費が増加するという理由で無償化をためらう動きがありました。窓口払いの無償化が平成30年10月から実施をされておりますが、2年が経過しました。子ども1人当たりの医療費の伸びは実際にどうなったかお尋ねいたします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 御質問の子ども医療費助成事業について、窓口払いを無償化したことで子ども1人当たりの医療費の伸びはどうかについてお答えいたします。

子ども医療費助成の医療機関での窓口支払いを無償化した現物給付は、平成30年10月診療分から実施しております。市が償還払いの支払いを受け付けた平成30年4月から10月までの医療費1億1,433万8,159円と現物給付後である令和元年4月から10月までの医療費1億3,588万1,853円をそれぞれの年の10月末の0歳から15歳までの人口である8,937人と8,875人で除した1人当たりの金額は、

7か月分ではございますが、平成30年度が1万2,794円、令和元年度が1万5,311円となり、その伸び率は約1.2倍となっております。本年度においてはコロナウイルスの影響で病院受診が控えられており、比較できないような状況でございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 飛ばします、通告しとる2番目のやつ。病院窓口での支払いを無償化したことで医療費の増加、平成30年と元年を比較するとおおよそ1.2倍ということですが、これをどう評価するかというのは、伸びてるけん伸びてると言えばそれまでなんですけど、当初言われてるほど医療費の増加はあまり見られない、むしろ私は無償化したことで早期受診、早期治療につながって重症化の防止や子育て支援においてより一層大きな事業効果として現れてるんじゃないかなと、このように感じているところなんです。

県内におきましては、子育て支援の一つとして、子ども医療費助成対象を高校3年生まで拡充した市町村があります。近隣では、山鹿市、玉東町、和水町などであります。玉名でも高校生まで医療費を補助してほしいという、そういう声は根強くあるわけです。私は平成29年12月議会で、高校3年生まで医療費助成の実施を求めて質問しました。市長は、まずは中学生までの窓口支払いをなくすことを取り組む、高校3年生までの補助については、財政的問題など検討してみる、このような答弁があったところです。中学生までの医療費窓口無料化になってから丸2年が過ぎました。市長公約どおり現物給付、併用ですけど、現物給付ができて2年が過ぎたわけです。無料化を高校生まで今度は広げた場合、その財源は約3,500万円程度という試算もあります。玉名市において、医療費助成対象を高校3年生まで拡充することについて、市長が検討したことでの見解を求めます。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 医療費助成対象を高校3年生まで拡充することへの見解についてでございますが、この助成は少子化対策として子育て世帯への経済支援と子どもの受療機会を適切に利用してもらい、大人になっても健康維持につなげてほしい事業でございます。疾病予防の観点から、医療費助成のほかにも乳幼児健診の充実や子どもの食育、発達支援の効果的な事業を継続的に取り組むことが重要と考えており、現在のところ拡充の予定はございません。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） この近隣では、山鹿、玉東、和水などが高校3年生まで助成をしているわけなんですけど、こういった自治体が私は、玉名市が山鹿、玉東、和水などより財

政的に劣っているとは決して思いません。どこで違うのかなと、今部長がおっしゃいましたようなこともあるかもしれません。政策の方向ですね、もう一つはやはりその政策課題を限られた財源の中で、どの政策課題を優先するかの違いがこういったところに現れてきてるんじゃないかなというふうに思います。玉名市でも早急に近隣自治体に追いつくということを求めて次の質問をいたします。

国民健康保険税の均等割について、子育て支援の観点から子どもにかかる均等割は軽減してはどうかと、私は思います。これは1回議員の中で政策コンペというのを去年やったときに、私提案したんですけど、今度はちょっと議会で聞いてみたいと思います。

国民健康保険税における均等割は、大人から赤ちゃんまで年齢や所得に関係なく加入者1人に月額が課されます。これは組合健康保険や協会けんぽ、共済組合などの医療保険制度にはありません。国民健康保険だけあります。ほかの税制と比べて子どもの存在そのものに税金を課税するのは国民健康保険だけあります。赤ちゃんが誕生したら直ちに課税をされて、子どもが多い世帯ほど負担が重くなります。玉名市の国保税均等割は、医療分が1人当たり2万8,000円、支援分は8,500円、合計3万6,500円が子ども1人当たりの均等割となっています。これは子育て支援の政策を進めている笑顔をつくる10年ビジョンにも逆行するのではないかと思います。国保税の子どもにかかる均等割を軽減してはどうかと思う次第です。見解をお尋ねします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 前田議員の国民健康保険税の均等割について、子どもは軽減してはどうかについてお答えいたします。

玉名市の国民健康保険税は、被保険者の所得に応じた所得割、世帯の被保険者数に応じた均等割、1世帯当たりで計算される平等割の3項目で計算し賦課しております。世帯の被保険者数に応じて計算される均等割を子どもについては軽減してはどうかという御質問ですが、平成30年度から始まった県の広域化では、県と市町村が一体となり、国保の事業運営を共通認識のもとで実施することで、保険税水準の統一を目指しております。各自治体も軽減の必要性は認識しているところで、全国知事会、全国市長会、九州の各市の保険者で構成する九州都市国民健康保険研究協議会において厚生労働省へ子育て支援の観点から、子どもにかかる均等割保険料の軽減と必要な財源確保を図るよう要望しております。本市では、法に基づく所得の少ない世帯への軽減措置を行っており、市独自の一律の減免を行なうことは、加入者に一定の費用負担を求めることや一般財源の繰入となり現段階では考えておりません。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 財源をどこに求めるかということも、当然こういったことや

上では出てくるかと思えます。私は財源の一つに、昨年からかな、ふるさと納税が思う以上に玉名市に寄附してもらうのが増えてきたと、それだけの努力があっただけ増えてきているわけなんですけど、そういったふるさと寄附金の活用の一つに玉名市の未来を担う子どもたちに使うというふうなこともあげてあります。これは一般財源になるわけですけど、活用の仕方もあるんじゃないかなというふうに思います。

そうですね、じゃあ、もう1回確認の意味で、市長にお尋ねします。

子どもが多い世帯は、経済的にも苦勞が多いかと思えます。一方では、少子化、人口減少化の中で、多子世帯を誇らしげに思うことがあってもいいんじゃないかなと、私は思っております。それで、今、答弁がありましたように、全国市長会は子育て世帯の負担軽減を図るために子どもにかかる国保税均等割を軽減する支援制度を国に求めている。玉名市で子育てを支援する観点から、子育てしたい世帯の負担軽減及び子どもを多く育てることで、メリットがあるような政策として国保税均等割を軽減する。そういう必要性について市長のお考えをお聞かせください。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 再質問にお答えします。

市長会でも要望しておりますとおり、子育て世帯の負担軽減、これでありませつか、少子化対策という観点に立ってみても大変必要性を私も感じておりますし、同じような思いであります。ただ、国民健康保険法施行令において、世帯の被保険者数に応じて均等割を賦課することが規定されていることでもありますとか、財源確保の課題があるということもあり、現時点では本市独自の対応は厳しい状況下であるというふうに認識をしております。ただ、だからこそそこを軽減するように、その支援制度の創設を国のほうに今しっかりと求めているところでもありますので、御理解いただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 国保の制限の中で均等割を廃止にするということについては公的な問題があるかもしれません。しかし、軽減する、自治体独自で軽減をするということについては、それは今の法の内に対応できるんじゃないかなと、全国的には29市町村が均等割に踏み出しています。熊本県内でも一つの町が均等割を軽減して子育て支援をやっているという状況にあります。国が先か、玉名市が先か、ぜひ、玉名市が先に、先んじて頑張ってもらいたいと思います。

次に、令和3年度における保育所待機児童解消について少々お尋ねをします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 令和3年度における保育所待機児童解消についての見通

しはどうかについてお答えいたします。

保育所への入所を希望しているが入所ができていない子どもの数につきましては、民間保育所の定員超過や保育士不足などで入所できない子どもなどの待機児童と入所できる保育園は紹介されているが、当該保育園が希望する保育園ではないため入所を保留しているなど、待機児童の定義に当てはまらない数も含めたいいわゆる入所保留の児童で捉えることができます。今年度4月1日現在の玉名市における待機児童は11名で、待機児童を除いた入所保留の児童19名と合わせて30名が何かしらの理由で保育所へ入所できない状態となっております。また、令和元年度の待機児童は25名で、待機児童を除いた入所保留の児童はございません。平成30年度は待機児童が31名で、待機児童を除いた入所保留の児童は2名でございました。このように保育所定員の増員や小規模保育施設の増設などにより、待機児童は減少しているところでございますが、保護者の希望どおりの園への入所は残念ながら希望にかなっていない状況でございます。なお、令和3年度の待機児童の見通しですが、11月末まで入所申込みを受け付けたところ、令和3年度新規入所申込者は、441人でございます。来年3月に市内の認可保育所等を卒園する園児数は426人でございます。申込者が15人を上回っております。ただし、希望の園以外の定員に余裕のある保育所等への誘導や令和3年度には、県北病院や旧三ツ川小学校跡地を活用する事業者により、企業型保育施設の開所も予定されておりますので、現時点では待機児童の発生はないものと考えております。また、保留児童の対応については、昨年度までは保育所入所申込書に第3希望まで保護者に記入していただき、調整できない場合は入所可能な園を斡旋してきたところですが、令和3年度は第5希望まで記入していただくことで、できる限り保護者が希望される保育園への入所をかなえることができるよう、調整を図りたいと考えております。また、第5希望までの保育園に入所できなかった児童に対する入所可能な保育園の斡旋につきましては、保護者が希望する以外の定員を満たしていない保育園を追加して紹介するだけでなく、当該保育園の魅力を感じてもらうために見学を積極的に勧めることで、引き続き保留児童の解消に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） これまでも待機児童の解消については、様々な取組がなされてきました。令和3年度における待機児童は、今のところ発生しないということです。同じ玉名市民で、保育所に申し込んだけど保育所に入れないと、これはやっぱり市民としては頭にくる話で、そういったことは絶対にあってはならないと、私は思っております。その特定の保育園を希望する保護者、入所を保留というふうな形だそうですけど、私はやっぱり特定の中身、いろいろその保育園の特色ある保育とか、いろいろあるかもし

れませんが、特定する中身の一つに利便性のよさもあるんじゃないかなと、保育所が日本にできたころは、いわゆるポストの数ほど保育所をということで、あちこちできて、歩いてそれこそ子どもを連れて、歩いて迎えに行くとか、子どもが歩いて行って歩いて帰ってくるとか、そういう時代だったわけですけど、現在はずっと人口も減る中で保育所も統廃合されて、だんだん、だんだん数自体も少なくなってきた。車社会になって遠いところでも車で子どもを連れて行く、迎えに行くということもできるわけですけど、やっぱり特定の保育園を希望する中には、保育所に行かせるための利便性、兄弟がおって、兄貴はこっち、弟はこっちの保育所になったというような場合は、やっぱり保育園にやるのをためらうというふうなこともあるそうです。したがって、その保育ニーズがやっぱり以前と変わってきたんじゃないかなと、そういうこともしっかり捉えてもらって、今後の調整に生かしてほしいと思います。待機児童解消に生かしてほしいと。保育士不足に対して、玉名市が補助金出して保育士を採用すると、保育士就職支援事業補助金、実績は知りませんが。部長、実績は上がってますか。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 再質問にお答えいたします。

保育士就職支援事業補助金におきましては、令和元年度は1年目の保育士さんが4人で40万円支給しております。令和2年度は1年目の保育士さんが1人、2年目の保育士が4人ということで50万円の助成を、補助金を予定しております。また、保育体制強化事業補助金におきましては、令和元年度320万円、令和2年度360万円の補助金を支給しております。また、保育補助者雇上強化事業補助金におきましては、150万円を1保育園に支給する予定でございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） この人口減少、少子化の中で、熊本県内もそうですけど、全国の市町村も子育て支援という観点からそれぞれ創意工夫して対策をとっております。玉名市も子どもの医療費の助成とかいろんな対策をこれまでも取ってきた、そしてこれからもそれはやっぱりやっぴりやっぴいかんといかん課題じゃないかなというふうに思います。引き続き、取組を子育て支援についての取組を強化するということを求めまして、次の3番目の広報たまな特別号について質問します。

広報たまな11月号と一緒に、広報たまな特別号が入っていました。藏原市政になってから初めてのことであります。月々の広報では、お知らせできないことがあったので、この特別号を発行して市民への周知を徹底するのかなと、こういうふうに思ったわけです。特別号を発行する目的と効果について見解を求めます。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

先月広報たまな特別号として、たまなし笑顔宅配便を発行したところでございますが、その特別号では、平成30年度と令和元年度における市の主な取組の進捗状況や成果と、令和2年度に予定しております事業の紹介を行なっております。特別号の発行の目的と効果につきましては、一昨年（平成30年）の12月に笑顔をつくる10年ビジョンを策定し、公表をしているところでございますが、その10年ビジョンでは、本市の将来像を明確にして、全ての市民の皆様とともに、その将来像の実現を目指すことをうたっております。そのため、広報たまな特別号を発行することで市の取組について、市民の皆様と情報の共有を図り、より多くの方に市政に関心を持っていただき、ひいては協働のまちづくりにつながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） これが特別号になります。

[特別号を示す]

○18番（前田正治君） 特別号には、おっしゃいました平成30年度の実績、元年度の実績、そういったことが掲載されております。既に実現した政策が載っているわけです。特別号を見る限り、市長の実績宣伝の様相があり、これは広報として公金支出は適切ではないと、私は思いました。広報の発行については、広報発行規程の第2条、広報に掲載する事項は、おおむね次のとおりとするとして、1、各種法令、条例、規則などの市民への周知に関する事項。2番、市の諸施策及び行事等の市民への徹底に関する事項。3、市内各種団体の市政に対する協力に関する事項。4、前3号、1、2、3ですね、に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項。このように定めてあります。既に実施している様々な施策が特別号に掲載してある。実施中ではあるが、政策的にはまだ100%ではなく、今後さらに充実を図っていくという、そういう意味合いから掲載しているのでありましょうか。また、実施中の事業が市民への周知不足から、効果が不十分と判断して掲載してあるのか。そういうことならばこの特別号の発行について理解するところでありますが、単純に実績を紹介しているということだけであるならば、それだけじゃなかったんですけど、令和2年度の紹介もしてありますけど、やっぱり実績宣伝の様相があり、税金を使うべきではないというふうに思います。特別号の発行について、公金支出は不適ではないかと思うわけですけど、見解をお尋ねします。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 広報たまな特別号の発行につきましては、先ほど申し上げましたとおり、その目的を持って発行したものでございます。行政活動について説明責任を果たすと同時に、開かれた市政の運営と協働のまちづくりの推進のために、大変重要

な取組であると認識をしております。よって、来年度以降におきましても同様に発行継続していきたいと考えております。また、その発行の時期といたしまして、本年度は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によりまして11月となったわけですが、当初予定といたしましては、前年度の事業内容を報告するため出納閉鎖後の8月を予定をしていたということでございます。今年度の発行に当たりまして、10年ビジョンを平成30年12月に策定をしておりますことから、平成30年度の取組期間が短かったために、内容といたしまして令和元年度の取組と併せて今年度に公表したところでございます。また、作成の方法といたしましては、より多くの方に手に取っていただくために写真やイラスト又は簡単な実績の数字などを使って、誰にでもわかりやすく読んでいただけることを基本に作成をいたしております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

前もって申し上げます。質問時間が残り44秒となっております。

○18番（前田正治君） 今回たまたま市長就任以来初めてのこういった制作というか、市民への今まで実現したようなことをお知らせするというような取組をやったということですね、来年からは毎年出していきたいと。高峯市長のときにも確かにありました。高峯市政のときには、進捗状況が、例えば、8割、7割、10割と、そういう表示をなんかしてあったような気がしてですね。

○議長（内田靖信君） 前田正治君、時間です。質問を終了してください。

○18番（前田正治君） わかりました。

是非今後またこうやって。

[「やめんか、やめんか、いつまでしゃべりよるか。」と呼ぶ者あり]

○18番（前田正治君） 広報しますということなんですけど、

[「時間ぞ。」と呼ぶ者あり]

○18番（前田正治君） 誤解を与えないような発行をしてもらいたいということで、私の一般質問を終わります。

○議長（内田靖信君） 以上で、前田正治君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

7番 北本将幸君。

[7番 北本将幸君 登壇]

○7番（北本将幸君） おはようございます。7番、創政未来の北本将幸です。

新型コロナウイルスにおいては、第3波の襲来で昨日東京での感染者数が1日で初の600人超えを記録し、全国でも2,900人超えとなり、過去最多を更新しています。国内で新型コロナウイルスが発生して間もなく1年が経過しようとしています。まだまだ全国での感染拡大が進んでいます。コロナ禍の中で私たちの生活は大きく変化し、様々な変革を求められています。政府の第3次補正予算でもさらに新型コロナ対策の予算が計上される予定であり、今後も新型コロナ対策、さらには新しいまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

それでは、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、教育行政について質問いたします。新型コロナの感染拡大に伴い大きな影響を受けたものの一つとして教育現場があげられるのではないのでしょうか。一斉休校、卒業式、入学式、運動会など、様々な行事の規模縮小など、子どもたちは今までにない1年を過ごしているのではないのでしょうか。試行錯誤しながらの学校運営だと思えますが、今後も教育委員会としては、学校生活でのコロナ対策を含め、タブレットを用いたGIGAスクール構想の実現など、新たな取組を行なっていられると思えますし、学校規模・配置適正化計画など、今までの政策に対しても引き続き取り組んでいられると思えます。このように様々な教育施策を実行していく最大の目的は、これからの玉名の未来を担う子どもたちに対して、よりよい教育環境をつくっていくことだと思います。今議会では、その教育行政を行なっていくトップである教育長に福島教育長が就任されました。そこで新教育長が就任されての今後の教育行政における方針についてお伺いしたいと思います。

まず初めに3点お伺いします。1、新教育長の教育行政への方針について。2、学校規模・配置適正化に関する見解について。3、教職員の働き方改革に関する見解についてお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 教育長 福島和義君。

[教育長 福島和義君 登壇]

○教育長（福島和義君） 北本議員の新教育長としての教育行政の方針についての御質問にお答えさせていただきます。

御存じのように、玉名市教育委員会では、現在、令和2年3月に策定しております第3期玉名市教育振興基本計画を基に、これまで様々な分野で教育行政としての施策の達成に向け取り組んでまいりました。私は、職員の皆さんとともに第3期玉名市教育振興基本計画の実現を目指し、これまで取り組んできた成果を継承しつつ、新たな工夫改善を試みながら、蔵原市長が取り組んでおられる玉名市民の笑顔を育む教育行政を目標とし、さらなる成果の実現を目指したいと存じます。そのために取り組みたい基本的姿勢

としては、次の3点を大事にしたいと考えております。

1点目は、今、そして未来に夢が持てる教育行政です。申すまでもなく、教育は学校だけでなく、家庭、就学前、学校、地域社会が一つになってこそ真の玉名市の教育が達成できると考えます。それを受け、教育委員会の各課の連携協力をより一層密にしていきたいと思っております。

次に、2点目は、安全、安心が実感できる教育行政です。コロナ禍の中、感染防止の対策を厳格にとっていくことが求められております。また、今日の社会問題の中では、いじめ、不登校の問題をはじめ、大人による子どもへの虐待等人権に係る問題、SNS等から発生する犯罪に係る問題、地震や水害等の自然災害から命を守るための課題と、今こそ我々大人が力を結集して取り組まなければならない事案が山積しております。その解決のためにも、私は学校教育、生涯教育を通じ、先頭に立って様々な教育施策に取り組んでいきたいと存じます。

最後に、3点目は、玉名大好きを実感できる教育行政でありたいと思っております。そのためには、玉名市民だけではなく、玉名を訪れる全ての人が「玉名っていいな」「住んでみたいな」「玉名で教育を受けたいな」「また来たいな」と感じたときに達成できるものだと考えます。そこで、市長部局の各課と教育委員会の連携を密に、さらに密にしていきたいと思っております。つなぐ、つながる教育行政を目指し、私も微力ながら先頭に立ち、市長部局の皆様との連携を深めていく覚悟であります。そのためには、日々の業務遂行の中で、何が最適なのか常に熟議をしながら、組織一丸となって職務を遂行してまいりたいと考えます。そこで私は、可能な限り各職場に足を運び、教育行政の運営に努めてまいりたいと存じます。職員一人一人の強みや持ち味を発揮してもらい、凡事徹底で一歩前進する気概を持って仕事を進めていきたいと思っております。

最後になりましたが、新型コロナウイルスとの未曾有の戦いの先行きがいまだ見通せない厳しい状況が続いておりますが、玉名市の発展のため、あるいは教育行政の発展のために、微力ながら頑張ったいと存じます。皆様方の御支援と御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、学校規模・配置適正化に関する見解についてお答えをいたします。市では、平成24年度に策定いたしました玉名市学校規模・配置適正化基本計画に基づき、子どもたちにとって望ましい教育環境の創出に取り組んでおります。また、御存じのように、この計画に基づき、既に平成30年4月には、玉陵中学校区の6つの小学校が統合し、施設一体型の玉陵小学校が開校しております。玉陵中学校区の次に学校再編を予定している天水中学校区につきましても、現在、小天東小学校と統合した小天小学校とそれから玉水小学校との統合について、地域の代表者による組織を発足し、協議を行なっている状況でございます。学校の統合は、話し合いを始めてからすぐに統合

できるというわけではなく、様々なことを協議していかなければなりません。既存の校舎を利用する場合も改築や増築が必要になることもございます。皆様御承知のように、大規模校、小規模校それぞれにメリット、デメリットがあるかと思いますが、子どもたちには多くの人との関わり、その中で多様な意見に触れ、切磋琢磨し、社会を生き抜く力を育ててほしいと考えております。また、平成24年度に策定いたしました玉名市学校規模・配置適正化基本計画は、10年間の計画としておりますので、令和3年度までが計画期間となり、その後計画の見直しが必要となります。第2次計画につきましては、現在の計画の検証及び現在の社会状況の変化等を十分考慮し、学校再編を進めていきたいと考えているところでございます。

最後に、教職員の働き方改革に関する見解についての御質問にお答えします。学校の働き方改革においては、教職員が心身の健康を損なわないような負担を強いることのないよう、業務を可能な限り見直した上で、限られた時間の中で児童、生徒に接する時間をしっかり確保し、適切な指導を行なっていくことを目指してまいります。そのためにはこれまで学校が果たしてきた役割を再確認しながら、可能なところは教師以外の職員や学校外の機関等に委ねていきたいと考えております。そのことで学校全体の負担は少しずつではありますが軽減をされ、児童、生徒への適切な指導も持続できるものであると考えております。また、国や県、あるいは近隣自治体との動向も踏まえながら推進してまいりたいと存じます。皆様方の御支援をどうぞよろしくお願いいたします。大変お世話になります。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 答弁いただきました。

考えとして、夢が持てて、安心、安全に生徒たちが生活できてという3つの強い思いをもって進められていくとのことですので、ぜひ、その思いのまま、このまま進んでいただきたいなと思います。私も玉名大好きなんで、ぜひ、玉名大好きというのも生かしながら進めていただきたいなと思います。

2点目のこの学校規模・配置適正化についてですけど、今計画があって、見直しも含めて進めていくとの答弁だったと思いますけど、1点再質問したいんですけど、現在、天水中学校区で今月も学校づくり委員会が開催されていると思います。いろんな協議をされて進めていかれると思いますけど、現時点では、小天小学校と小天東小学校が統合して進められていますけど、この前の学校づくり委員会とかの地域の意見なども踏まえて、この天水中学校の統廃合においては、今後の展開としては、現時点でどのように考えられているかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 北本議員の天水中学校区の小学校統合は、今後どのように進

めていくのかについてお答えいたします。

令和元年度まで天水中学校区は、玉水小学校、小天小学校、小天東小学校の3つの小学校がありました。令和2年4月に小天小学校と小天東小学校が統合し、現在は、玉水小学校と小天小学校の2つの小学校があります。天水中学校区の統合については、現在、玉水小学校、小天小学校、小天東小学校の地域、保護者、学校の代表者でつくる天水中学校区新しい学校づくり委員会において、昨年度から協議を行なっております。教育委員会といたしましては、子どもたちの義務教育の機会均等や教育水準の維持向上を第一に考えながら、地域の皆様と検討を重ね、近いうちにはある程度の結論を出したいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 近いうちに結論を出すとのことですが、この学校規模・配置適正化の話を進めていくときに注意しないといけないのが、やっぱり統廃合すること自体が目的になって議論を進めがちになられることがあげられると思います。やっぱりこの学校統廃合というのは、あくまでも手段であり、統廃合すること自体が目的とならないようにしていただきたいと思います。最大の目的は、教育長の答弁でもあったように、あくまでも子どもたちに対してよりよい教育環境を整備していくことだと思います。また、統廃合を進めていくことで、子どもたちの教育環境、あるいは地域にとって将来的にどのような未来を描いているのかというのを明確に示しながら進めていただきたいと思います。

もう1点、再質問したいと思いますけど、教育長の答弁にもあったんですけど、この学校規模・配置適正化基本計画は10年間の計画で、来年3年度が最終年を迎えます。この10年で実際統廃合も経験されて、様々な利点や課題などわかったと思いますけど、この次の10年の計画の見直しや策定については具体的にどのように進められていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 再質問にお答えいたします。

第2次玉名市学校規模・配置適正化基本計画の策定についてでございますけれども、本市においても少子高齢化に伴い、児童の減少、そして学校の小規模化がさらに進むと予想され、教育効果の上がる学校規模の確保、学校の適正配置が課題となり、平成24年10月に玉名市学校規模・配置適正化基本計画を策定いたしました。この計画は、令和3年までの10年間の計画となっており、令和3年度までの計画期間終了に伴い、第2次計画の策定に向け玉名市学校規模適正化審議会を設置し協議を始めたところでございます。計画策定に当たり市民の皆様の意見を把握することを目的としてアンケート調

査を実施し、その結果も計画に反映し協議したいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 審議会もつくって協議しながら、アンケートもとって策定に向けて進んでいかれるとのことですけど、この10年間の計画で本来は玉陵中校区、天水中校区、玉南中校区の統廃合が終わって、有明中校区の計画に入っている予定となっていました。現状としては、今2番目の天水中校区の協議がなされている段階であります。やはり学校というのは、今まで地域の核となっていた場所ですので、やはりそこがなくなっていくというのはまちづくり全体に大きな変化をもたらすものでありますし、なかなか簡単には進められないというのが現状だと思います。その辺もしっかり踏まえた上で、これからの10年間の計画を策定していただきたいと思います。

さらに今の計画では、基本的に1中学校区に1小学校という形で進められていると思いますが、今回天水中校区のように段階的に統合していくといったような形も考えられると思いますし、既存の校舎を利用するとか、様々な方法があると思います。いろんな意見も踏まえながら、教育委員会だけでなく、全庁的にさらには地域もしっかり巻き込んだ形で柔軟性をもって計画の見直しを進めていただきたいと思います。

3点目の教職員の働き方改革についてですけど、教育長の答弁では、教員の方がしっかりその授業であり学校業務に専念できるような体制をつくっていききたいとの答弁だったと思います。1点再質問したいんですが、現状、玉名市としてこの教職員の働き方改革においては、いろんな取組がされていると思いますが、今現状として超過勤務の把握など、どのように市としては認識されているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 教職員の働き方改革について現状と取組についての御質問にお答えします。

令和元年度より各小中学校から超過勤務者数報告を4か月ごとに提出してもらい、月45時間以上の超過勤務者数を把握しており、昨年度より令和2年度は小中学校とも超過勤務者は減少傾向にあります。また、超過勤務者に対しましては、必要に応じ各学校長が医師による面接指導の対象となり得るか確認をしておりますが、現時点で対象となる教職員の報告はありません。また、教育職員のサービスを監督する玉名市教育委員会が講ずべき措置として、令和2年9月30日付けで、玉名市立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則及び玉名市立学校の教育職員の在校時間の上限等に関する方針を制定し、時間外在校等時間の上限を原則1か月について45時間、1年について360時間と定め、教育職員の健康及び福祉の確保を図るよう努めております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） よりよい教育環境をつくっていくにはやはりこの先生たちの働き方改革も同時に進めていかないといけないと思いますので、引き続き取り組んでいただきたいなと思います。

次の質問に移ります。次は、少人数学級に関する見解についてお伺いしたいと思います。この少人数学級については、以前から議論されてきましたが、新型コロナウイルスの感染拡大を契機に感染症予防の観点も含め、小中学校での少人数学級の導入を求める声が高まってきており、文部科学大臣も来年度の予算編成において少人数学級について定数改善計画の策定が必要であるとの考えを述べられ、その実現に向けて進んでいくともされています。そこで、玉名市の少人数学級における見解をお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 少人数学級に関する見解についての御質問にお答えいたします。

現在、国は公立の小中学校の学級編制について、1学級40人を基準として法律で定めています。小学校1年生のみ義務教育がスタートする大切な時期であり、子どもたちに基本的な生活習慣や学習習慣を身につけさせることが重視されることなどの理由から35人を基準としています。また、熊本県においては独自に財源を確保し、35人学級を小学校2年生まで拡大しています。学級を少人数で編制することにより、理解度や興味、関心に応じたきめ細かな指導が可能となり、発言、発表機会が増え、授業参加がより積極的になり、教室にゆとりが生じ様々な教育活動が可能となり、教師と児童生徒の間の関係が緊密になるなどのメリットがたくさんあると考えます。これを踏まえ少人数学級については、これまでも国や県において検討されてきております。来年度4月からは中学校の1年生において35人学級を導入することが協議されており、教職員の配置や教室の準備等も進められているところです。最近では、文部科学大臣が新たな感染症対策のため現状の教室の広さの中で身体的距離を確保することがまず必要、また、教育のさらなる質の向上を図るためには1人1台端末を活用し、一人一人に応じたきめ細かな指導を行なう必要がある公立小中学校の少人数学級導入について、新型コロナウイルス対策やきめ細かな教育を実現するために30人学級を目指すべきだと考えていると述べられたことも記憶に新しいところでございます。

今後少人数学級については、子どもたちにとってよりよい学びの環境づくりを目指し、財源や人材の確保、適正な人数、費用対効果など、様々な点から検討されていくと考えます。また、市教育委員会としましては、今後の国や県の動向を踏まえ対応していくことになると思います。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 市としての認識としては、きめ細やかな指導などがありメリットもたくさんあるとのことだったと思いますが、この学級規模というのはこれまでに徐々に引き下げられてきました。1959年の教職員定数改善計画で50人とされていた学級編制の基準が段階的に45人、40人と下げられ、さらにはその後の法改正に伴い小学校1年生が、35人学級が導入されて、さらには小学校2年生まで35人ということで、現在にきてると思います。そこで次の質問に移りたいんですけど、玉名市もこの少人数学級の実現に向けて独自に35人学級編制事業として取り組まれてきたわけですけど、事業の概要についてお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 35人学級編制事業についての御質問にお答えいたします。

本市は平成27年度より35人学級編制事業に取り組んでおり、導入当初の1クラスから始まり平成28年度は2クラス、平成29年度は4クラス、平成30年度は3クラス、令和元年度は4クラス、令和2年度は3クラスとなっております。また、予算額につきましては、毎年クラス数に応じた職員数により変動しますが、令和2年度においては4,146万7,000円で、導入当初の27年度から令和2年12月2日現在までの総執行額は7,484万2,874円となっております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 玉名市としては、2年生までが35人なんですけど、それを6年生まで拡大して35人学級をつくっていくということで今まで取り組んでこられたと思います。実際4,000万円ぐらいのお金をかけて、この教育に対して力を入れてこられたのではないかと思います。今まで取り組んできてその取組の効果としてはどのように教育委員会としては考えられているのか、次、お伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 35人学級編制事業についての成果と課題の御質問にお答えいたします。

成果については、1クラスの人数が少なくなることで個別の指導、支援が行き届くことや教師と子どもたちの関係、子ども同士の関係が密になること、子どもたちの活躍の場が広がること、それによりリーダーが育つなどの成果がありました。例えば、3年生の学年の人数が36人の場合、国の基準では1クラスとなり、学習面や生活面で一人一人に目が届きにくくなる場所ですが、35人学級編制にすることで、36人は18人の2クラスになります。当然のことながら、先ほど述べましたメリットに加え教師の負担も軽減されます。課題としては、まず、人材の確保が難しいことでございます。御承

知のとおり、熊本県公立学校教員採用選考の倍率が低下しており、優秀な人材が不足している現状があります。実際には35人学級を採用したことにより、学習面や生活面を含め、効果が上がった例もありますが、反面、教師の力量不足により逆に学級が安定しなかった例もございました。また、課題ではないかもしれませんが、県費教職員との違いもございます。教員を目指す上で、県費教職員に採用されることにより採用後雇用不安なく教職を務めることができます。しかし、玉名市の35人学級編制事業では、臨時的任用職員としての採用となり、次年度採用の枠がなければ一旦教職を退くことにもなります。ほかにも施設の面からクラスが増えることで教室が必要となります。学校によっては、教室が不足し、プレハブ校舎を建てるなどして対応したところもございます。以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 事業の成果としては、個別の指導ができたり活躍の場が増えたり成果があって、一方で人材不足という課題もあるという答弁だったと思いますけど、しかし、子どもたちに対して効果があったと玉名市のほうでは認識されているとのことですけど、この35人学級編制事業なんですけど、来年度も予算要求も含めて、継続されていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 35人学級編制事業を今後さらに進めていくのかの御質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、国が少人数学級の導入を検討していくことに伴い、本市においては人材確保が難しい点などの理由から、今後は35人編制にこだわらず、国、県の基準に沿って学級編制を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 人材確保が難しいということで、35人にこだわらないでしないということの答弁だと思いますけど、せっかく本当は2年生まででいいのを6年生まで広げて玉名市が今まで取り組んでこられて、効果もあつたとされている35人学級編制事業で、さらには、このコロナの拡大に伴って文部科学省も将来的には30人学級を進めていくという方針も出されているところでこの35人学級もうやめますということは、この教育業界の流れに対しても何か逆行しているような感じがするんですけど、その辺についてはどうお考えかお伺いします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 先ほどから答弁しておりますけれども、人材確保が難しいことやそういった様々な理由がございまして、今後は35人編制にこだわらずというよう

なことで進めてまいりたいというふうなところでございます。

以上です。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 人材がないということが大きな要因とのことですが、せっかく本当今まで玉名市が先進的に取り組まれて、むしろ国のほうにこういうよかったことがあってと言える立場にあるんじゃないかなと思います。やっぱりこの少人数学級については、様々な見解があります。でも、子どもたちと先生が接する時間を多く確保できるといった面では、確実に向上すると思いますし、学力だけでは計れないものがあると思います。人材確保も含めて、いつでもまた取り組めるような体制は引き続き構築しておく必要があるのではないかと思いますので、引き続き検討のほう、よろしくお願ひします。

○議長（内田靖信君） 北本将幸議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

7番 北本将幸君。

[7番 北本将幸君 登壇]

○7番（北本将幸君） 次に、行政の効率化・デジタル化について質問いたします。この質問に関しては何度も取り上げさせていただいていますが、国においてはデジタル庁が創設される流れで進められており、この行政のデジタル化については政府も力を入れており、今後加速度的に進められていくと思います。第3次補正予算でも一つの柱としてポストコロナの経済構造の転換が掲げられ、行政のデジタル化への取組も含まれています。そのような中、玉名市においても今議会の補正予算にてコロナ対策関連の予算として行政のデジタル化に関する予算計上がなされています。

そこでまず、今議会に補正予算として計上されている事業の中で、公衆無線LAN（Wi-Fi）環境整備事業についてお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） 北本議員御質問の公衆無線LAN（Wi-Fi）環境整備事業についてお答えいたします。

本事業は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市内の公共施設に公衆無線LANを整備するものでございます。整備箇所につきましては、大

枠として、観光施設、避難所としての防災施設、文教施設とし、その中から整備の優先順位をつけて対象施設を選定しています。観光施設としまして、高瀬裏川高瀬蔵周辺や草枕交流館、新玉名駅、玉名駅、ふるさとセンターY・BOXを、避難所としての防災施設としまして、玉名市文化センター、桃田総合体育館、岱明ふれあい健康センター、横島町公民館、天水市民センターで、文教施設として岱明図書館、横島図書館の、以上12施設で整備をする予定です。これまでの答弁で申しましたとおり、公衆無線LANは便利さの反面通信内容の盗聴や利用者のなりすましなどにより犯罪に利用されるケースがあるなど、セキュリティ上のリスクもございますので、利用者の利便性とセキュリティ面を考慮した構成となるよう詳細な内容につきましては、今後協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 答弁いただきました。

今回、この整備においては、観光、防災施設ということで、文化センターやY・BOX、新玉名駅、各公民館、図書館などに取り入れられるとのことで、大変よかったなと思います。この通信インフラが整備されることで、各公共施設の利便性も向上し、オンライン配信の講座や講演会など、今までできなかった事業などにも用いることができるようになり、さらには今まで参加したくてもできなかった方たちに対する新たな利用拡大にもつながっていくのではないかと思います。

1点再質問なんですけど、今答弁あったいろいろな施設の中にこの庁舎、市役所は含まれていなかったと思いますけど、多くの市民が活用し、様々な関係団体などの会議にも使われている場所でもありますので、この市役所にもWi-Fi環境を整備するべきではないかと思いますけど、その辺についてはどうお考えかお伺いします。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 再質問、公衆無線LAN環境整備に係る本庁・支所への整備についてお答えいたします。

公衆無線LANの環境整備については、利用者の利便性と利用頻度を考慮し、先に答弁しましたとおり、観光施設、避難所としての防災施設、文教施設の12施設を優先的に整備することから、今回の地方創生臨時交付金を活用しての本庁、支所の整備は見送っております。本庁や支所への公衆無線LANの整備については、供用後の施設の利用状況や市民ニーズを確認把握しながら引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 今回はコロナ対策とのことで、庁舎内には整備されないとのこと

ですけど、この公衆無線LAN整備を進めていくことで施設の利便性が向上し、災害時の情報収集や観光面での情報発信など、様々な活用方法が考えられます。携帯電話の値下げも進められ、恐らく今後はほとんどの方がスマホを持つ時代がやってきて、このデジタル化の流れというのは必然的に進んでいくと思います。今までは、インフラ整備といえば道路などの整備でしたが、デジタル化の時代においてはWi-Fi環境のような通信インフラの整備が重要になってきます。この庁舎は市の中心であって、将来的には検討するとの答弁だったので、やっぱり整備したほうがいいんじゃないかなと思うので、総合的に判断されて検討のほうよろしくをお願いします。

もう1点再質問なんですけど、今回、Wi-Fiいろんなところにつけられて、ただ、つけたで終わりじゃなくて、多くの方にそれを利用してもらわないとやっぱり意味がないと思いますので、ここに整備しましたよとか、そういう市民の方たちに活用してもらえるような周知体制というか、周知方法についてはどのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の再質問にお答えいたします。

公衆無線LANは市民の皆様はもとより観光客など利用者を問わず使うことができますので、市の公式ホームページや公式SNS、広報紙、設置施設へのステッカーやパンフレット掲示などによる周知を考えております。周知の際には公衆無線LANの利用方法のほか、利用に関するセキュリティリスクなど、利用者が安全に利用するための啓発も併せて行ないたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） ホームページやSNS使ったりと、あと広報紙に掲載したり、パンフレットつくったりということで広報されていくとの答弁だったと思いますが、実際市民の方にもやっぱり多く利用してもらう必要があると思うので、実際このオンライン講座をなんか企画してみたり、WEB配信の講演会を開催してみたり、オンラインの懇談会など、そういうWi-Fi使ってできますよみたいな、そういう具体的な取組を実践して、市民の方に周知していくことも考えられると思います。さらには災害時に避難してもらってこのWi-Fiつなげば情報収集にも使えますよというような避難訓練などでもWi-Fiの使用方法を周知したりしていくこともできるんじゃないかなと思います。今回整備を進めていく上で、そういう利用促進のほうについても同時に考えながら進めていただきたいなと思います。これは恐らく担当課だけでは無理だと思いますので、全庁的に取り組んでいただきたいなと思います。

このように観光、防災、利便性の向上など、その効果を総合的に判断し、先ほども言

ったんですけど、この庁舎、市役所も含めて今後もWi-Fi環境の整備を進めながら、それを十分に活用できる取組を行なっていただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。次の質問も補正予算に計上されている事業なんですけど、WEB会議環境整備事業と分散業務環境整備事業についてどのようなものかお伺いします。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問のまず、WEB会議環境整備についてお答えいたします。本事業は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、WEB会議に使用可能なカメラ付きタブレット型パソコン65台及び会議室で使用する無線LANルーター2台、移動式大画面ディスプレイ2台、スピーカーフォン2台、外付けWEBカメラ2台を調達し、インターネット環境を利用した新型コロナウイルス感染症予防対策における非接触型のオンライン会議を可能にする環境を整備するものでございます。

導入後は試行運用を重ねながら新型コロナウイルス感染症対策として活用し、情報セキュリティ面を考慮した業務効率の向上やその他の用途への活用なども検討してまいりたいと考えております。

次に、分散業務環境整備事業についてお答えします。本事業も国の交付金を活用し、主に市役所の窓口である本庁1階の職員や支所の職員がインターネットを利用する業務で使用するタブレット型パソコン160台を整備するものでございます。移動可能な端末を整備することで、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため庁舎以外での公共施設を利用して業務に当たる分散業務が可能となります。また、整備後の利用に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策における業務継続の面だけではなく、日常業務における別用途への活用も視野に入れ、情報セキュリティに十分配慮した運用に努め、行政事務の効率化を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 今後タブレットが配置されてデジタル化を推進していくことで、恐らく働き方も大きく変わっていくと思います。地方公共団体におけるテレワークも推進され、職員の方の多様な働き方が実現していくかもしれません。今までは集まって会議をするのが当たり前であったのが、これからはタブレットなどを用いてどこからでも会議に参加できるようになります。先ほど答弁にあったように支所に分かれても会議ができるようになります。この二つの事業でもそういうテレワークやWEB会議を想定しての予算計上だと思います。

今回はコロナ対策の一環ですけど、恐らくそれが日常的になってくるのではないかな

と思います。行政のデジタル化については、まだまだ取り組んでいける余地が、たくさんいろんな検討されていくとの答弁だったと思いますので、よろしくお願いします。

そこで1点再質問なんですけど、先の答弁にも少し含まれてたんですけど、今回65台と160台で200台以上のタブレットが整備されることになります。ということは、今までこの分の経費はかかっていなくて、新しい経費がかかっていくことになります。デジタル化を進めていくことは同時に効率化を進めていくことでもありますので、業務の効率化や自動化、オンライン化、ペーパーレス化など、やっぱり経費削減のほうの取組も必要になってくると思いますけど、その辺についての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の再質問、行政事務の効率化における経費の削減等についてお答えいたします。

経費の削減につきましては、先ほど議員もおっしゃられたとおりペーパーレス化に取り組むことが重要であると考えております。先ほど申しましたとおりWEB会議や分散業務の環境整備を行なうことで、タブレット型パソコンの移動が可能となりますので、議会対応や庁議など、会議への活用も視野に入れた運用を予定しております。その際、会議資料のペーパーレス化を図り業務の効率化に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） その辺についてもやっぱり同時に考えていく必要があるんじゃないかなと思います。この行政のデジタル化については、県内の熊本市のほうで行政のデジタル化を進めるためのアクションプランを作成したとの記事がありました。この中身は、窓口待ち時間の短縮やキャッシュレス化など9項目を重点項目として取り組んでいかれるようです。やっぱり玉名市においても今回Wi-Fi環境を整備したり、タブレットを導入したりと、取り組んでいかれるので、今後はどのようなデジタル化を目指していくのかといったやっぱり明確な目的を示すこういうアクションプラン的なものもあっていいんじゃないかなと思いますので、検討のほうよろしくお願いします。

次の質問に移ります。次に、公共施設WEB予約についてお伺いします。デジタル化の推進で取り組めることの一つとして、この公共施設のWEB予約があると思います。今は施設に行って、用紙を書いて予約する形だと思いますが、WEB予約ができるようになるとその場所まで行かなくてもよくなり、どこからでもいつでも予約できるようになり、さらには空き状況などの確認もできるようになります。確実に市民の利便性も高まっていくと思いますけど、この公共施設のWEB予約についてはどのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 北本議員御質問の公共施設WEB予約についてお答えいたします。

社会教育施設は社会教育法第23条により、営利が主たる目的の販売や教室の開催などの利用には施設の貸し出しを許可することができないこととなっており、現在、公民館では窓口で利用目的を十分に聞き取り、営利目的でないことを確認した上で貸し出し許可を行っております。WEB予約の場合には、申込みの際に利用者に直接施設の利用目的を確認することができないことからWEB予約が完了していても営利目的の施設利用であるとわかった時点で許可取り消しとなり、利用者に御迷惑をおかけすることになるなどの課題もございます。社会教育施設のWEB上での予約については、営利目的かどうか窓口で最終確認を行なう必要がありますけれども、日ごろより公民館で活動されている市民の方々の利便性の向上のため、他市での導入実績を調査、研究し、導入に向けて検討してまいりたいと考えております。また、社会体育施設においては毎月1日に施設に直接出向いた方から優先的に施設の予約受付を行ない、その後電話での予約を受け付けるという順で行っております。直接出向いた方が優先ということで8時30分の受付開始には並ばれている状態で、早い方は深夜、早朝より過度に並ばれる方もおられます。防犯、安全の面や近隣住民からの騒音苦情などもあっておりますことから、WEB予約システムの導入の検討を今年度より始めたところでございます。

現在、導入実績のある自治体より意見を聞いて情報を収集しているところで、来週には業者にシステムのデモンストレーションを行なっていただく予定となっております。現時点では、社会体育施設のWEB予約導入に向けて検討を進めておりますが、メリット、デメリットを精査し、導入の判断を行ないたいと考えております。また、導入する場合は、将来に向けて学校体育施設、社会教育施設、そのほかの公共施設と連携したシステムの導入及び構築の可否につきまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） WEB予約については、社会教育施設のほうは法律の問題もあって課題などをクリアできるように前向きに検討していくとの答弁だったと思います。体育施設のほうは実際デモンストレーションも今月されて、取組に向けて進められているとのことですので、ぜひ、このまま進めていただきたいなと思います。

次の5点目の脱はんこへの見解についてですけど、これは初日徳村議員もされまして部長の答弁もこれから検討していくとのことだったので、これはちょっと答弁は求めませんので、次の質問に移ります。

[7番 北本将幸君 登壇]

○7番（北本将幸君） 最後に予算編成方針について質問させていただきます。この予算編成については、毎回質問していますが、今回も質問をさせていただきたいと思います。

来年度、令和3年度の予算編成方針がホームページに公表されておりました。予算編成方針は、行政が新年度の予算に対してどのように対応していくかの指標であり、大変重要なものであります。これをもとに各課からの予算要求が今後進められていくと思います。そこで、予算編成方針について2点質問いたします。1、予算編成方針について。

2、予算編成に関する重点項目について、以上、2点質問いたします。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） 北本議員の令和3年度の予算編成方針についてお答えをいたします。

まず、予算編成方針につきましては、国の方針を御説明をいたしますと、新型コロナウイルス感染症により歴史的な危機に直面し、感染拡大防止と次の大きな波への備えを最優先とし、同時に内需の下支えを中心とした経済活性化支援策を進め、また、激甚化、頻発化する自然災害への喫緊の対応として防災・減災に国民一丸となって取り組み、強靱な国土づくりを強力に推進するとされております。なお、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額については、令和2年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしているものの、地方財政運営に大きく関わる制度の詳細は未定でございます。

一方本市は、これまで行財政改革に取り組み、行政体制の整備や財政健全化に努めてきたところでありますが、社会保障関係経費や会計年度任用職員制度による人件費、市債償還の公債費がそれぞれ増加しており、さらに新玉名駅周辺整備、学校再編、老朽化した公共施設・インフラ等の更新に多額の経費が必要となるものでございます。また、財源につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用環境等の悪化による所得の減少や企業業績の悪化による市税の大幅な減収、さらには令和2年度で普通交付税の合併算定替が終了し、合併特例債も発行限度額に達することからさらに厳しい財政状況となるものでございます。

この非常に危機的な財政状況への早急な対策として、令和3年度から令和7年度までの5年間を行財政緊急対策期間として、行財政改革を強力に実施していくことといたしております。このような状況を踏まえ、引き続き市税などの自主財源の確保を図るとともに、事務費や投資的経費の大幅な削減を行ない、市総合計画及び笑顔をつくる10年ビジョンに掲げる政策を積極的に推進する必要があることとし、本年10月7日に全職員へ通達をしているところでございます。

次に、予算編成に関する重点項目についてお答えをいたします。現在、予算編成に向

けたヒアリングを実施している段階でございます。具体的な事業名はまだ申し上げることはできませんが、ウィズコロナを見据えた新しい日常に向けて感染拡大防止への対応及び地域経済の活性化などの施策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。また、市長が掲げる笑顔をつくる10年ビジョンの着実な推進のために、関連する事業については精査を行ない、積極的に計上することとしております。その中でも特に三原則の一つであります市民生活の安定の分野において、待機児童解消に向けた取組などの子育て支援策や高齢者の移動手段を確保する取組など的高齢者支援策など、健康と福祉の充実に重点をおいて予算編成に当たりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） コロナの影響などで税収の減額も見込まれて予算的には厳しくなるとの予想だと思います。その中で来年度から5年間を行財政緊急対策期間とされて、行財政改革を強力に推進していき、方針の中では既存事業についてはゼロベースから検証を見直しすると書かれていますし、やはりこのようなときだからこそやるべきことを明確に示して、予算を編成することが大事ではないかなと思います。この予算編成方針の中でも施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化することも書かれています。

最後に市長にお伺いしたいんですけど、市長就任から3年が経過して、任期中これが最後の予算編成になると思いますけど、来年度において市長がぜひ、力を入れて進めたいとか、これだけ取り組んでいきたいとか、そういうふうなことがあるか、何かあればお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

市長に就任しましてこれまで3度の当初予算編成に携わってまいりましたけれども、補正予算の編成も含めてそのたびごとに大変な重責を感じながら編成作業に努めてきたところであります。これまでの予算編成に当たりましては、私個人としての信念といたしまして、一昨年に策定しました笑顔をつくる10年ビジョンの考え方にも共通しておりますが、市民の笑顔をつくり、笑顔を守ることも、また、長期的視点に立って判断すること、この2点を常に念頭におきながら取り組んでまいりましたし、今後の予算編成におきましても同じ思いであり、また、変わるものではありません。この令和3年度の当初予算編成に当たりましては、新型コロナウイルス感染症の収束の兆しが見えない中、経済への影響が長期化することも懸念されておりますので、地域経済活動には特に注視しながら、必要な対策を適宜講じていくことが最優先であり、あわせてウィズコロナを見据えた取組につきましても積極的に計上させていきたいと考えております。また、こ

れまで推進してきております笑顔をつくる10年ビジョンに係る事業につきましても、引き続き将来像の実現に向けて全力で取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 恐らく市長になられたときにこの4年間でこれはやると、こういうまちづくりを進めていくと目的を持ってなられたと思います。コロナ禍の中で大変な予算編成だと思いますけど、ビジョンを明確に示せるような新年度予算編成を進めていただきたいなと思います。

今回、教育行政、行政の効率化・デジタル化、予算編成方針の3点について質問させていただきました。やはり行政がまちづくりを進めていく上で、何事にも目的を明確に描き、市民の方たちにしっかり示しながら進めていくことが大事だと思います。その目的を達成するためにどのような手段、いわゆる政策をとりながら進めていくのかというのを考えていくのが政治であり行政であると思います。この目的と手段というのを間違えないように進めていただきたいと思います。これは市長もよくわかっておられると思います。

ここで一つ、熊本日日新聞の記事を紹介したいんですけど、熊本大学の田中先生という人の書かれた記事が載ってたんですけど、何のためにまちづくりをやるのですかという文章からスタートしてます。この中で、この田中先生がある講演会を開催されたときに、この演者の方が最初に桃太郎は何のために鬼ヶ島に行ったのでしょうかと参加者に問いかけたそうです。すると参加者は「鬼退治」私も鬼退治と思ったんで、鬼退治と口をそろえて答えたんですけど、正解は村の平和を守るためとのことでした。鬼退治は目的ではなく、あくまでも手段です。その結果としてもたらされるのが平和の実現だということです。これはあらゆる事業やプロジェクトを実行していくときにプロジェクトは目的ではなく、あくまでも手段であり、何事も目的と手段をはき違えないようにまちづくりに取り組んでいかなければならないということが書いてありました。

最近新型コロナ対策についても毎日のように議論されていますが、感染拡大防止を目的とするのであれば、GoToトラベルやGoToイート、大人数での飲食などは制限したほうがいいのかもかもしれません。また、経済活動の活性化を目的とするならば、それらをもっと推進したほうがいいのかもかもしれません。ここでは目的と手段がはっきりしているのですが、ただ目的が二つあるので、そのはざままで試行錯誤しながら各地域でもいろいろ取組が考えられているのだと思います。しかし、この二つの目的をもっとたどっていくと本来の目的は人の命を守るという一つの目的に達します。今後コロナ対策を進めていく上でも、この人の命を守るという目的を明確にもちながら取り組んでいかなければいけないなと思います。

話が戻るんですけど、今回、一般質問しました教育行政における学校規模・配置適正化、いわゆる学校統廃合というのはあくまでも手段であり目的ではありません。統廃合することで、子どもたちの教育環境をよりよくしていくといった明確な目的があると思いますし、統合すること自体が目的となって、本来の目的を明確に示さないでいくと、なかなかうまくいかないのではないかと思いますし、そこが明確に示せないのであれば進めないほうが良いと思います。また、デジタル化においてもW i - F i 環境を整備したり、タブレットを導入したりするのは、あくまでも手段でありますので、目的は市民の利便性が向上したり、防災機能が強くなったり、そういう目的があります。だから熊本市のアクションプランのようにそういう明確な目的を示せるようなことも必要だと思います。また、最後の予算編成においても、予算を編成することが目的ではなく、これも手段であります。市長がこの予算を編成することで、来年度はどのような玉名市を描いていくのかという目的を明確に持って、それを示しながら進めていただきたいと思います。この予算編成権というのは、この玉名市において市長しか用いられない手段です。よりよい玉名市になっていくために、市長の熱い思いを込めて、しっかりビジョンを持って予算編成を進めていただきたいと思います。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（内田靖信君） 以上で、北本将幸君の質問は終わりました。

引き続き、一般質問を行ないます。

2番 吉田真樹子さん。

[2番 吉田真樹子さん 登壇]

○2番（吉田真樹子さん） 皆さんこんにちは。2番、創政未来、吉田真樹子です。

では、通告に従い一般質問をさせていただきます。

市民体育祭について質問させていただきます。超高齢化社会を迎えた我が国において、健康で長生きを目指す、いわゆる健康寿命の延伸は重要な社会的課題でございます。幼児から高齢者までの全ての市民が一堂に会し、スポーツ・レクリエーション活動を親しみ、市民相互の親睦とスポーツを通して健康、体力作りを行なう動機づけを図るとともに、市民の交流を深めることを目的とするのが市民体育祭でございますが、本市の市民体育祭の始まりの歴史をまずはお聞かせください。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

[教育部長 西村則義君 登壇]

○教育部長（西村則義君） 吉田議員の市民体育祭の経緯についてお答えいたします。

合併協議会におきまして、合併前に1市3町で開催されておりました市民体育祭、町民体育祭は多くの住民の参加がっており、合同開催ともなれば参加者も制限されて地域交流の機会が失われるとの理由から、統合して開催することが難しい行事として、地区

ごとに開催することとなっております。合併当時は、中央の体育祭を当時の社会体育課で、3町の体育祭を各出張所の教育課で所管しておりました。その後、平成19年度には、3出張所の教育課が廃止され、3町の体育祭が支館行事に移行されたことから、各町公民館の管轄となりました。その後、中央体育祭は現在のスポーツ振興課が所管しておりましたが、令和元年度から支館行事に移行したことから、中央公民館の管轄となっております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。

平成17年10月3日、1市3町の合併から15年が過ぎました。なぜ市民体育祭は合併から15年が過ぎても旧玉名市・旧3町で開催されているのかをお尋ねいたします。重ねまして、旧3町の市民体育祭の内容は同じ内容でしょうかお聞かせください。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 旧玉名市・旧3町での開催の理由についてお答えいたします。

現在、体育祭が開催されているのは、旧玉名市、旧岱明町、旧天水町の3つの地域です。旧横島町におきましては、体育祭でけがをすると生業に支障を来すなどの意見が多くあり、体育祭は開催されておらず、現在は体育祭に代わりペタンク等の球技大会が開催されております。旧岱明町、旧天水町においては、プログラム内容がレクリエーション性の高いものとなっており、地域住民の多くの方々が参加し、世代を超えた地域交流の場となっております。一方、旧玉名市の体育祭は、競技性の高いプログラムが多く、地域住民の交流はもちろんのこと、スポーツ競技者の日ごろの練習の成果を発揮する機会としての役割も果たしています。市民体育祭が統合されれば、レクリエーション性の高いプログラム構成のもと、気軽に参加していた参加者が限定されることとなり、地域住民が交流する機会を失うことにもなります。また、中学校区対抗とするか、支館対抗とするかなどの対抗戦の枠組み、地域で農繁期が異なることから、開催時期の統一が難しい点、プログラム内容の調整が難しいことから、現在も中央、岱明、天水、それぞれの公民館が管轄となり開催しているところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。

消防団はグリーンベルトにて全分団で出初め式を合併後から毎年実施されております。成人式も市民会館にて全中学校区の参加で行なわれております。でも市民体育祭は別なのです。八代市にお尋ねをしてみました。25種もの競技種目があり、3か月間と長期にわたり行なわれている市民体育祭というより、体育大会ですが、これは旧八代市時代

から行なってきた形に5町が参加されているそうです。もちろん人数がそろわず参加ができない場合もあると、担当課よりお話を聞かせていただきました。

オリンピックが延期となり、現時点では来年の開催と決まっております。区切りもいなので、一度合同でやってみてはいかがでしょうか。市民体育祭をお世話していただいております所管のコミュニティ推進課、スポーツ振興課にもサポートしていただき、各支館、町内から選出されたスポーツ推進委員と各区の体育委員に大半の協力をいただき毎年行なわれております。

では次に、スポーツ推進委員さんについてお尋ねをいたします。合併から15年が過ぎ、当時から人口は11月末の時点で8,319人の減となっております。小学校は統廃合し、議員定数も合併後30人から現在は22人となっております。スポーツ推進委員の人数は、合併後の61名から現在まで変わっていないのはなぜでしょうか。見直す必要はないのかをお尋ねいたします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） スポーツ推進委員の見直しについてお答えいたします。

スポーツ推進委員、旧体育指導員ですけれども、昭和36年にスポーツ振興法第19条第1項の規定に基づき、市町村が地域スポーツの普及、振興のために委嘱する委員でございます。平成23年におきまして、スポーツ基本法となり第32条第2項の規定に基づき、スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めてあります。玉名市におきましても玉名市スポーツ推進委員に関する規則を定めており、定数を61名とし、玉名地区29名、岱明地区14名、横島地区8名、天水地区10名で活動されております。

スポーツ推進委員の職務は、市民のスポーツの振興に関し、スポーツの実技の指導、学校、公民館等の教育機関、他行政機関のスポーツ行事、事業に協力することなど、多岐にわたっております。また、これからのスポーツ推進委員においては、地域でのニーズに対応し、体育スポーツの企画、推進といった役割が求められると同時に小学校運動部活動の社会体育移行後の在り方、働き方改革を踏まえた部活動改革、総合型地域スポーツクラブの育成など、今後一層のスポーツ推進委員の協力がなければ進まない事項が多くある状況でございます。このようなことから人数の見直しについては行なっておりませんし、現時点では削減することは考えておりません。ただし、市民のスポーツ振興のためにスポーツ推進委員の資質の向上や市民のスポーツ活動に対するニーズの高度化、多様化に対し対応できるよう各種研修の充実は図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。

変更はないということでした。スポーツ推進委員とは、人々がスポーツに親しむ場や

機会を提供し、スポーツを主体的に楽しく継続していけるように支援するのが役割と言われております。そして指導するという考えだけでなく、縁の下の力持ちとして日々のスポーツ活動を支援するというこの指導と支援、二つの考えを持つことが必要と言われております。また、自分や他人の心の仕組みを知り、温かい心で相手と接し、良好な対人関係を築いていくことが重要と新任研修で教えられるようです。こちら職員さんからいただいたんですけど、教育要覧の中の努力目標には、社会体育の組織の強化と指導者の育成とありました。すなわち、スポーツ推進委員とは、人間形成を養えるポジションと、私は思いました。年間3万円の報酬がある、これが61人ですと183万円となります。決して高い額ではないのですが、これも皆さんの税金です。この人間形成の学びができるということに沿う人材の選出を今後もお願いしたいと思います。なぜならば、任期は1期2年ではありますが、学びきれぬままやめられては3万円かけるの2年分の6万円が生かされなくなります。だからこそ、この推進委員は永年表彰が15年、25年とあるのです。先日までメディアをにぎわせましたが、違う場面では長く続けることがいけないと言われる中、ここでは大いに学び、人間力を高めて、市民の健康向上のサポートを担っていただきたいと考えるのです。本市では、これまでの15年間で合同開催の話はなかったのでしょうか。なぜ、合同開催をしないのか、まずは一度中学校区単位でやってみてはいかがでしょうか。合同開催をするときがあるのかをお尋ねします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 合同開催の検討はされなかったのかについてお答えいたします。

平成17年の市町村合併後は、体育指導員、現スポーツ推進委員でございますけれども、が中心となり、合同開催についての協議を行なっております。合併当初、旧市町で開催されている体育祭やそのほかのスポーツ大会を精査し、支館対抗駅伝大会のように合同開催に至ったものもございます。市民体育祭の合同開催につきましては、平成23年2月と3月に2度の検討委員会を開催し、同年5月支館長会議での協議、同年8月には各支館に対してアンケートを実施しております。さらに翌24年1月に岱明町中土東公民館において、市長と地域住民の方々との座談会を開催しておりますが、その中で平成23年5月の支館長の方々との協議の内容や同23年8月実施の各支館へのアンケート結果を踏まえて、当面の間は従来どおり旧市、町単位での開催を継続し、合同開催に対する気運が高まればそのときに改めて検討を行なうと回答しております。その後合同開催に対する検討は、スポーツ推進委員によって継続して行なわれておりますけれども、各地域の農繁期の違いから生じる開催時期の調整、競技性の強いプログラムを開催する地域とレクリエーション性の強いものを開催する地域があるため、プログラム内容の調整、体育祭が練習の成果の発揮の場であるか、住民交流の場であるかといった体育祭に

対する認識差の調整、実行委員会を立ち上げて開催する方法をとる地域もあれば、支館や校区の役員及び行政が準備運営を行なう地域もあるため、運営方法、そのメンバーの統一、支館単位での対抗とするか、中学校区対抗にするか、参加単位組織の問題など、容易に調整することができがたい問題があり、現在も合同開催に至っていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。

当面の間は従来どおりとの答弁でしたが、平成23年からなので、既に9年も過ぎています。今乗り越えられなかった5つの課題を言われました。あとはスポーツ推進委員さんのこれまで培われた人間力に委ねたいと思います。旧岱明、天水でのレクリエーション性の高い参加多数の交流行事は恒例で行なって、4年に1度でいいので、玉名市全体での市民体育祭をやってはみませんか。では、今後の展開をお聞かせください。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 市民体育祭の今後の見解についてお答えいたします。

市民体育祭の今後の方向性につきましては、支館長及びスポーツ推進委員の方々を交えて、協議を続けていくこととしており、市民体育祭に対するスポーツ振興における役割を念頭においた上で合同開催につきましても検討を行なってまいります。

市内体育施設の収容規模や人口の少ない地域では選出できる選手の人数も限られており、選出に苦慮されている課題もあることから、議員の提案にもございましたけれども、中学校区対抗での開催も一つの方法であると考えます。

今後は、市民体育祭が現在、国が推し進める1億総スポーツ社会の礎となるよう、スポーツ推進委員の方々と十分に協議を行ないながら行政側の整備を整えて、スポーツの振興に対して前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。

9日の夜にスポーツ推進委員さんの会議があったと聞いております。その中で、市民体育祭の合同開催の話も出ていたそうです。4年に1度のペースでも開催されると市民の楽しみと交流の場となり、市民の満足度が今よりも高まるはずです。ぜひ、前向きに協議していただきますことを切に願ひまして、次の質問に移りたいと思います。

○議長（内田靖信君） 吉田真樹子議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

午後 1時51分 休憩

午後 2時06分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

2番 吉田真樹子さん。

[2番 吉田真樹子さん 登壇]

○2番（吉田真樹子さん） では次の質問に移らせていただきます。

動物愛護の取組について質問させていただきます。本市のゆるキャラは猫のタマにゃんですが、なぜ、猫なのか皆さん御存じですか。第1回の玉名市民音楽祭の前にイラストを北稜高校の生徒さんに依頼したときに指揮棒を持った猫のキャラクターがかわいかったから、第2回も同じキャラクターを採用し、その後ゆるキャラのタマにゃんが誕生したそうです。ということもありまして、本日は動物愛護の取組について、中でも猫に関わることをお尋ねさせていただきます。

動物愛護とは、動物を愛し保護する意味です。動物を人間と同じとし、動物を大切に
する精神のことを現します。日本では明治時代に動物愛護の言葉が生まれたそうです。

9月号の広報紙で動物愛護の飼い主のいない猫の避妊去勢手術補助金制度の広告は御覧
になられましたでしょうか。

[広報紙を示す]

○2番（吉田真樹子さん） 9月号にこういう形で載っておりました。猫がついてですね。

私の家では、現在は猫を2匹飼っておりますので、このページが目にとまりました。

これは熊本県の取組ですが、玉名市独自の取組があればお聞かせください。重ねまして、
本市にはボランティアの動物愛護保護団体はあるのか。そして殺処分が1年間にどのく
らい行なわれているのかお聞かせください。

○議長（内田靖信君） 市民生活部長 蟹江勇二君。

[市民生活部長 蟹江勇二君 登壇]

○市民生活部長（蟹江勇二君） 吉田議員の御質問にお答えいたします。

まず、本市で取り組んでいる事、考えている事は、につきましては、取り組んでいる
こととして、飼育放棄をはじめ、動物虐待の禁止や適正数飼育を市広報紙やホームペー
ジにより啓発し、動物愛護管理法にうたう責任ある飼育を促しております。また、捨て
猫の苦情や相談に対しましては、議員御指摘の県が実施している飼い主のいない猫の避
妊去勢手術補助金の制度を案内しております。考えていることにつきましては、有明保
健所管内で組織している有明地域動物愛護推進協議会での協議を軸に、市民の皆様
に引き続き責任ある飼育や虐待防止などについて周知していきたいと考えております。

次に、ボランティア動物愛護団体についてでございますが、本市で活動されているボ
ランティア団体については、具体的に把握しておりません。

最後に殺処分の状況についてでございますが、熊本県では事故などで治癒が見込めない、感染症にかかっている、人や他の動物に危害を与えるおそれがある場合に限っては愛護団体など、関係者の協議の結果、獣医師によりやむを得ず安楽死処分を行なう場合もあるとのことですが、これらを除く犬、猫については、全て譲渡対象となっており、平成29年以降安楽死を除く殺処分は行なっていないとのこと。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。

2018年3月に第3次熊本県動物愛護推進計画が策定され、飼い主のいない猫に対する避妊去勢手術補助金制度が始まって3年がたつそうです。関東、関西地方から始まり、TNRを盛んにされているとのことでした。TNRとは先行型保護活動のことです。

T=TRAP（トラップ）、保護すること。N=NEUTER（ニューター）、不妊手術のこと。R=RETURN（リターン）、猫を元の場所に戻すことを言います。このTNRを実施することで、繁殖を防止し、一代限りの命を全うさせ、苦情や殺処分減少に寄与する活動を本市でも積極的にやるときがきたのではないのでしょうか。

今日の一般質問登壇のことをフェイスブックに載せましたら、玉名市在住の自費で野良猫に対し避妊去勢手術を続けられているSさんとつながり、お話を聞かせていただくことができました。Sさんは、「補助金制度の申請に4、5か月もかかる」と言われ、「そんなに待てないから」と補助金は受けたことがないそうです。そんなに日がかかるのかと有明保健所のほうに確認をいたしましたら、普通でも2、3か月はかかると言われました。

[資料を示す]

○2番（吉田真樹子さん） こちらが環境整備課で窓口準備されていた飼い主のいない猫に対する避妊去勢手術を補助しますという案内になってます。ここに補助金の交付の流れというのがありますが、9の工程があるんですね、この9の工程が完了するのに2、3か月、4、5か月かかるそうです。市民が善意でされているのですから、ここはシンプルに保健所で申請した後、動物病院と行政のやりとりで完結できるように玉名市独自で考えていただきたい、これは要望としてお伝えをしておきます。

続きまして、桃田運動公園の木々が排せつ物で枯れているや排せつ物で臭うなどの声を聞きましたので、即確認へ行きました。これまでスポーツ目的で行っていた桃田公園へ猫に関わることをために出向いたのはもちろん初めてでした。行ってすぐに猫を発見しました。ざっと10匹くらいはいたと思います。

このような状況でした。写真をお願いいたします。

[拡大投影にて画像を示す]

○2番（吉田真樹子さん） こんな感じで、数えるとここに10匹いるんですね、ほかに

もあと2枚の写真があるんですけど。

[拡大投影にて画像を示す]

○2番(吉田真樹子さん) これ目が潰れてる猫ちゃんですね。

[拡大投影にて画像を示す]

○2番(吉田真樹子さん) もう1匹は、これちょっと見にくいですけど、手がないですね、こういう猫ちゃんがいたんですね、これ桃田です。

本市では、ゆるキャラが猫のタマにゃんなのに、このような痛々しい猫を増やすことはもうできません。本市では、桃田運動公園、蛇ヶ谷公園と大きな公園がありますが、それぞれの公園にすみ着いている猫の数。そして餌づけをされている人の人数は把握されていますでしょうかお尋ねいたします。

○議長(内田靖信君) 市民生活部長 蟹江勇二君。

○市民生活部長(蟹江勇二君) 吉田議員の公園の猫と餌づけしている市民の把握状況についての御質問にお答えいたします。

桃田運動公園指定管理者に伺いましたところ、猫の頭数は把握できておりませんが、5人ほどが常習的に餌づけを行なわれているとのことでした。蛇ヶ谷公園につきましては、状況の把握ができておりません。

猫への餌やりにつきましては、議員も少し申されたと思いますけども、排せつ物による悪臭や餌の食べ残し、鳴き声などにより、ほかの公園利用者からも苦情も寄せられているため、餌やりを行なわないよう指導を行なっているとのことでした。

以上でございます。

○議長(内田靖信君) 2番 吉田真樹子さん。

○2番(吉田真樹子さん) ありがとうございます。

先ほどの桃田公園での話の続きになりますが、桃田公園に行ったとき、まもなくしてたまたま目撃したのですが、猫たちが白い車を見たたんまりとまったりとしていたのに、むくっと起き上がって車に寄っていきました。私は運転席に回りおじさんに話しかけました。70代のおじさんの助手席には小分けにした餌がたくさん載せてありました。硬い餌を食べることができない猫のために缶詰まで準備されていたのです。答弁では餌づけをされている市民は5人ほどと言われましたが、おじさんが言われるには、桃田公園には50匹以上の猫がいて、自分のように餌を与える市民は、桃田公園だけでも20人はいると話をされました。20名はそれぞれ餌づけをされているのみで、親しく話などはしないそうです。それからしばらくしておじさんは、餌をやるなという市の職員こそが動物虐待だなど、私に話をされてきました。話をしている間の猫たちの状況はこんな様子でした。

[拡大投影にて画像を示す]

○2番（吉田真樹子さん） これが、おじさんがやった餌ですね、これね。

おじさんがたくさんあげられているので、結構猫たちは丸々していて、うちの猫よりも本当肥えているような猫ばかりです。せっかくの機会だったので、おじさんには私が知っていることをお伝えしました。「無責任に餌をやることは法に反しているんですよ。餌代にお金をかけるのであれば、補助金が出るから避妊去勢手術をしてあげて」と言いましたが、年金暮らしだからと言われました。でも餌代には数万円使うと言われるのです。今の状況は、餌づけされている市民にとっても、猫にとってもいい状況とはいえません。熊本県動物愛護ホームページによりますと、メス猫は生後4か月から子猫を産めるようになり、1年に2から4回出産をし、1回の出産で4匹から8匹ほどの子猫を産むそうです。1匹の猫が20匹以上産み、2年後には80匹以上に、そして3年後には2,000匹以上になると言われております。職員の方々にはいろいろと頑張っております。餌づけをされているのを見たら指導されたり、看板を設置して注意を促したり、雨よけの箱を処分したりと、このような努力をさせていただいております。

写真をお願いいたします。

[拡大投影にて画像を示す]

○2番（吉田真樹子さん） 同様に蛇ヶ谷公園にも注意看板はありました。桃田公園のトイレ付近には紙皿やトレーが散らばっていましたが、餌を入れたものだとすぐにわかりました。写真をお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○2番（吉田真樹子さん） では、再質問です。

先ほどこれまでやってきた取組と現在の取組の答弁をいただきましたが、よくなっていると思われていらっしゃるのでしょうか、お願いいたします。

○議長（内田靖信君） 市民生活部長 蟹江勇二君。

○市民生活部長（蟹江勇二君） 吉田議員のこれまでの取組によってよくなっていると思うかの御質問についてお答えいたします。

一例ですけれども、熊本県の飼い主のいない猫の避妊去勢手術補助金の本市における申請件数及び交付額が平成30年度では3件、2万5,000円でしたが、令和元年度では11件、9万5,000円となり、今年度は20件、18万円の見込みとのことであります。このことは、本市における取組が浸透してきている一つの成果と認識しており、今後も市広報紙による周知などにより、動物愛護の浸透に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。

毎年申請件数が増えていることは本当にうれしいです。少しずつでも認識をされていることはいいことだと思います。担当課にはさらなる飼い主のいない猫への避妊去勢手術補助金制度の周知をお願いいたします。

看板を立てての注意ですが、このままでは何も変わらないと思います。注意看板を設置してもイタチごっこにしかすぎません。餌づけをされている市民とは平行線のまんまだと私は思います。提案ですが、逆に看板の注意をやめて、例えばですが、猫保護団体会員募集というような看板に変えてはいかがでしょうか。今現在、それぞれが法に反してこそそと餌づけをされている状況ですが、猫保護団体をつくり餌づけをされている市民と一つになり、餌をやるだけではなく、清掃活動、排せつ物の処理、そして運動公園などでウォーキングをして体づくりをしたら一石三鳥ではないでしょうか。注意看板を猫保護団体の会員募集の看板に変えてはみませんか。そしてもう一つは、動物愛護を正しく学ぶこと、熊本市の竜之介動物病院の先生の講演会がいいという話を見つけ、行きつけの動物病院の先生からの推薦でした。ぜひ、開催してほしいので、こちらも要望としてお伝えしておきます。

竜之介先生は、先ほど説明をしましたTNR、確保し、避妊去勢手術をし、元の場所に戻す活動に対して、避妊去勢手術を期間限定無料で5年前からされております。また、先進国アメリカ、ヨーロッパでは、お散歩中の犬の糞入れボックスがあつて、その糞でガスを発生させて公園の照明として使用されているそうです。天草の猫を舞台にした熊本日日新聞のインスタグラムも話題になっております。猫カフェが人気なのは皆さん御存じでしょうか。今回のコロナ禍で営業が大変でクラウドファンディングをされていた熊本市内の猫カフェに初めて私は寄附をしました。目標金額を達成されて165人の参加で、161万1,000円の寄附が集められていました。今、結構猫は人気なのです。そしてこの前日曜日に桃田運動公園に猫の様子を見に行きました。野球があつていまして、野球少年の親子のそばを怖がる様子もなく、数匹の猫が歩いておりました。その情景はほのぼのと温かくもみえました。そしてこれは9日、一昨日の夕方桃田公園で見つけたものです。写真をお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○2番（吉田真樹子さん） 何かわかりますでしょうか。花壇の隅にトレーに水を入れたものが隠されているような感じで置いてありました。法に反しているとわかっていても、命を守ってあげたいという市民の優しさがこれを見て感じられました。玉名市に住んでいる猫と餌づけをされている市民と行政が三方よしになる仕組みを私は考えてみます。避妊去勢手術活動をされているSさんに猫の保護団体の代表をしていただけないかと尋ねると、即「いいよ」と言っていただけました。私が言いたかったことは全て伝えさせていただきました。

では、これまでの話を聞いて、市長はどんなふうに使われたでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（内田靖信君） 市長 蔵原隆浩君。

○市長（蔵原隆浩君） どういうふうに使ったかということで、これは猫だけの話として捉えて、動物全般、猫ということでよろしいですか。

○2番（吉田真樹子さん） 今回は猫で。

○市長（蔵原隆浩君） 今回は猫で。

吉田真樹子議員は、猫は好きでいらっしゃると。

○2番（吉田真樹子さん） しょうがなく飼っていますけど、嫌いじゃないです。

○市長（蔵原隆浩君） 私も猫が好きで、飼っていました。道路に飛び出て車にひかれてペット霊園に連れて行って、そういったこともありますので、私個人の見解としてもそうなんですけど、猫をかわいがる方の気持ちというのは非常によくわかります。

ただ、一方で、猫が苦手な方もいらっしゃるわけですよ、それは置いて、まずは当然のことですけれども、飼育放棄ということを決してしないでいただきたいということと、あとは、たとえ今既に捨てられている猫が自然にやっぱり繁殖していくということを抑制するために避妊であるとかそういった手術を施していくということもわかるんですが、それを元に戻して、例えば、公共の場である桃田運動公園で、公共の公の場で飼育をしていいですよというふうには私のほうから決して言えないもんですから、その辺はちょっとわかっていたいただきたいというふうに思います。だからこそ、動物福祉の観点から、議員御提案の専門家による講演とか、愛玩動物との関わり方の理解を深めることが大変重要だし、必要なことになるんじゃないかなというふうに思います。本当に動物をかわいがるという行為は相手を思いやり大切にするというようなことでもあると思いますので、人を含めてそういった気持ちが広がって、お互いを大切にするまちづくりにつなげていければなというふうに思っておりますけれども、今のところこういったお答えで申しわけないんですが、私の印象というか、見解として以上のようなことになります。

以上です。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。

なるべく早い講演日を設定していただけますようお願いいたします。

そして今一度動物に対する向き合い方を見つめ直し、人と動物とが共に生きることができる地域へとなるよう努力をしていきます。重ねまして、猫保護団体はつくりますので、行政のバックアップもよろしくようお願いいたします。また、昨日の赤松議員の献血同様、市民の皆様の御協力をお願いしたいと思います。

では、これで私の一般質問を終わらせていただきます。御静聴ありがとうございました。

○議長（内田靖信君） 以上で、吉田真樹子さんの質問は終わりました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長をいたします。

引き続き、一般質問を行ないます。

15番 江田計司君。

[15番 江田計司君 登壇]

○15番（江田計司君） 皆さんこんにちは。15番の相変わらず無党派の江田でございます。最終日の最後で、また、今年一般質問は最後となります。1年間ありがとうございました。そして今日まで熱心に傍聴していただきました傍聴席の皆様ありがとうございました。また、12月3日で退任をされました池田教育長、教育畑一筋に精いっぱい一生懸命頑張ってくられました。御苦労さまでございました。心から敬意を表したいと思います。後任の福島教育長におかれましては、玉名の発展のために大変な心強い決意をいただきました。どうか教育が国づくりの基礎であります。どうかよろしく願いをいたします。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

今年は、先ほどから言われておりますけども、コロナで始まりまして、コロナで終わろうとしております。連日テレビ、どの番組を回してもコロナ、コロナでコロナばかりなんですね、もうほとんどほかにニュースはないのかという、コロナでいっております。それだけ大変な状況じゃないかと思っております。東京においても昨日一番最多の602人ですかね、確認をされました。ただ私が思うのに、数はそれなんですけども、検査をされた方の数は言われないんですね、だから最初のころは200人とか言われてましたけども、そのころは検査される方は4,000人ぐらいらしいですね、今まだ1万人検査されてないんじゃないかと思うんですね、だから検査が多ければ多いほど数は出るんじゃないかと思っております。

熊本県においても、また、有明保健所の管内においても大変厳しい状況が続いております。この終息というのがちょっとみえてきません。9月議会でも質問をいたしました。4月12日に1名の感染が有明保健所管内で確認をされて以来、現在まで県内では熊本市に次ぎ有明保健所管内は2番目の感染者の確認をされております。前回の9月の一般質問で質問したときには、県内では感染された方は556人だったんですね、ところが昨日現在では、1,169人、大変な数字が出ております。

先般ある場所で、ある地域の人と話をしました。私はその地域の人には話で聞いたのは3名ということを知っております。話をしておりますと、計算されよったですね、そうしたらその地域で12名の方が感染されてるんですね、その人の前の人と後ろの人、

だからその辺は空気が全部コロナ空気じゃないかと、そんな状況なんですね、ただ、その12名の方がこの玉名の数字に入っているかどうか。これはなかなか自分は感染してるからどうのこうのと言えない、ただ、近所の方が知ってるから数のうちに入るけど、玉名市に入っているかどうかですね。先ほど有明保健所管内の感染者の数を言いましたけども、その入ってるかどうか、果たしてそういう人たちまで入っているかどうかです。これが一番問題じゃなかろうかと思います。いろいろ話は聞くんですよ。どこで出た、どこで出た。どこのスナックが出ましたとかですね、ところがやっぱりこのそこを公表するにはやっぱりその人の同意がないといかんとですね、ですから濃厚接触者といってもどこに行ったけどどこで出たんだろうかというような今のところなかなかわからないんですよ。やっぱりその個人情報はなかなか難しかったですね、だからそういうのは今の状況なんですね、ですからこの実態の数字が果たして本当の数字かどうかですね、だから安心、安全の確保のためにもこの新型コロナウイルスの感染症の検査体制はどのようになっているかです。その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

[健康福祉部長 竹村昌記君 登壇]

○健康福祉部長（竹村昌記君） 江田議員御質問の新型コロナウイルス感染症についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の症状がなくても家庭や職場で安心、安全を確保するためにPCR検査を考えている方に対して、唾液などを使ったPCR検査や抗原検査であれば医師が関与しない民間の検査機関で実施することは妨げられてはおりません。ただし、医師が関与しない民間の検査機関に実施できるのは、検査結果の通知までであり、検査結果を踏まえた新型コロナウイルス感染症の診断は、医師でなければ行なうことができないことになっております。民間の検査機関で実施した検査結果が陽性であった場合には、地域の身近な医療機関に相談することが必要になります。民間の検査機関では、電話などで検査の依頼をすると、検査キットが郵送され自宅で唾液を取り検査機関へ郵送し、検査結果がわかる方法もあります。費用は検査の種類や検査機関により異なっております。しかしながら、季節性インフルエンザの流行などにも対応した医療提供体制の確保を図る必要もあるため、有明管内では、新型コロナウイルス感染症を心配して無症状であっても安心、安全のために感染していないかどうか知りたい方に対して気軽に検査を受けることができる体制は、現在のところ整備されておられません。なお、新型コロナウイルス感染症の検査の時期により、ウイルス量や検査後の感染などその結果が陰性だからといって安心できるものではございません。そのため、新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐためには、ふだんからマスクの着用、三密回避、手洗い・消毒など、基本的な対策の継続が最も重要でございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 15番 江田計司君。

○15番（江田計司君） 答弁をいただきました。

この件に関しましては、もう前田議員が、時間が足りないように質問されております。私からは簡単に私自身のやり方によっていろいろお話をしたいと思います。

特にこの新型コロナウイルス感染症につきましては、心配をされてる方、無症状であっても安心、安全のために感染しているかどうか知りたい方に対して気軽に検査を受けることができる体制は現在のところ整備をされていないという答弁ですね、だからこのことは9月議会でも私は申し上げておるとですね、それからたっても全然進んどらん、体制がですね。昨日だったですかね、東京がテレビで言ってました。もういろんなところで検査、検査やりよるですね、東京はああいう状況だからですね、だからこの前、赤松議員が言われましたけど、玉名工業高校で赤十字の献血したときにある人にちょっと言われたんですよ、なんか玉名でPCR検査がただでさるところのあるじゃなかですかと、そうしたらその方がいろいろ電話されておりました。工業高校のすぐそばの耳鼻科なんです。その先生にアポを取ってお尋ねしました。いろいろ聞いたらその新型コロナの抗原検査は無料だそうです。ただ、初診料や技術料ですか、それは自己負担でお願いします。2,000円かからんぐらいということですね、その結局、検査料については国が負担して無料ということですね、ですから個人のお金というのは2,000円かからんぐらいということで。だからどこの医療機関でも今この診療施設から言うそうですね、まず、病院の外でテントを張っておられます。病院の中まで入られんとです。そして熱がある人は車の中におってくださいと、車の中におって先生自ら車に往診をされるか、外でテント張ってありますので、そこです。先生方も大変なんですよ。ですから先生の話聞けば、そういう費用はどがんなとととですかと聞いたら、その設営費用とかそのどうのこうのは、何か国から100万円補助が出るそうです。だから抗原検査というのは私も連れて行かれましたけども、その検査キットというのがあって、これは何かそういう医薬品を持ってくる人が売っているそうです。そこで唾液をとってそのキットに入れて、その結果は15分ぐらいでわかるんです。ただ、これは抗原検査だけですね、ですからそこでいろいろ出た場合に保健所に連絡とって、正確なPCR検査をするということらしいです。ただ、そこでそういう症状が出ても、保健所に行かない人がおるですね、だからこれが大変なんですね、本来ならばそこで症状が出たら必ず保健所に行ってPCRの検査をせんといかんとですけど、この辺がなかなか難しかったですね。

別なところで荒尾の整形外科の先生と話をしました。聞けば荒尾の市民病院もPCR検査はいっぱいらしいですね、それで各医療機関でその抗原検査をすると、しかし、その検査を受けるのに前もって電話をして、熱があるか、症状はあるか、何にもない人は

受けられんとですよ、今のところは、ですから冗談で言いよんなはるとです。熱のなかでちや咳の出たりなんかすると検査ばしてやるばいと、そういう状況なんですね。だから荒尾の医療機関で8か所ぐらいはその検査をしてやりよるそうです。

7月30日から市町村のなになにがどこが幾ら、何名て出ました。それでちょうどそのときの玉名市の感染者数は24名だったんですね、ところが昨日も1名出ました。そうしたら最終的に94名ぐらいは玉名市で出てるんですね、ただ問題は先ほども言ったように症状がなくてもひょっとすると保菌をしてるかもしれない。そういう人たちがなかなかPCR検査をしないんですね、というのが最初に玉名で感染が確認された方、この方が職場にも行かれない、近所でもいろいろあっておられない。大変ですね、悲しい残念な結果になってしまいました。感染拡大を防ぐには、三密とか手洗い、うがい、皆さん精いっぱい頑張っておられます。しかし、どこで感染したか、これがなかなか今わからないような状況です。その耳鼻科の先生にいろいろ聞きました。やっぱり一番はPCR検査を拡大していただいたほうが一番いい。そしてやっぱり医師会、保健所、行政、皆さんがなんか遠慮して、何かいろいろ言われんらしいですね、ですから本当はどこかでぴしゃっとした指導をしていただきたいというのがその先生の言い分でありました。

今、なかなか第3波、感染がなかなかとどまることがなく、終息の見えない中、感染が無症状の人が実際保菌しているけども、いろいろ移動されたりなんかしている。これで恐らく感染拡大が広がってるんじゃないかと思います。極端に言いますと、陽性反応が出たときに、例えば、極端な場合は職場にも行けない、そうするとその周りから白い目で見られたりとか電話がかかってきたりいろいろあるらしいんですね、だからそういうのを恐れて検査を受けられない方が実際多いんじゃないかと思うんですね、ですから先ほどいいました東京で600人出た。しかし東京は1,400万人ぐらいおるんですよ。その中で実際それは少なかったですよ。実際にいけばですね、だから一番はやっぱり東京辺りは極端に言うとマンションにおったら意外と知らない方が多いから、もしかかかってもいろいろあるでしょうけど、ただこの地域においてはやっぱり大変ですよ。学校に来るなとか、どうのこうの誹謗中傷大変だと思います。だから本当はこれを感染した人を誹謗中傷なんかをせずに、いたわってやる、思いやりの気持ちをもって、コロナの感染を気をつけていただいたらどうでしょうか。みんなが助け合ってコロナ禍を乗り越えなければいけないと思うんですけど、念のために県下、45市町村の中で感染者が今までゼロのところがあるんです。小国町、産山村、錦町、西原村、美里町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、13町村あるとですね。だからこういうところもやっぱりなんかいろいろ心がけとんなはると思うんですけど、その辺をいろいろ気を使っていただいて、45のうち13今までのうちゼロですよ。だから問題は一番は、検査を受けたくても受けない、先ほど前田議員からもいろ

いろ言われておりました。だからこの検査を受けさせるためにどうしたらいいかですね、やっぱり市長、これは行政がリーダーシップをとっていかんといかんとじゃなかろうかですね、とにかくこの玉名市内ですから、先ほど言いましたように、一番最初感染された方はもうおられんようになって、大変残念な結果になってしまいます。だから何か行政の人が知恵を出したり、とにかくちょっとでもおかしかったら受けてください。1回福岡県知事がなんか変なこと言いなはったですね、だからとにかくみんなかかろうとてかかっつとじゃなかっつですね、ですからこの辺をどうか市長、行政で知恵を出しあつて、何とか方法を考えていただきたいと思います。

では、次の質問に入りたいと思います。

[15番 江田計司君 登壇]

○15番(江田計司君) 2番目の災害時の避難所についてお伺いをします。

今年は4月、県南の豪雨、そして大変な台風騒動だったですね、10号は。あのままきたら本当玉名市なんかめっちゃくちゃになつとじゃなかろうかというごたる台風の予想だったです。9月の一般質問をしましたけども、今までに経験をしたことがないことばかりでした。特に、県南の豪雨はテレビ見たら本当大変、吉田議員たちもボランティアで行かれました。私たちも行きましたけど、本当に悲惨な結果だったですね、なお一層高齢者の方たちは大変だったと思います。また、それに対応していただいた皆さん方は御苦労だったと思います。

その件につきまして、3点ほどお伺いいたします。まず1点目は、災害時避難所の開設はどのような段階で何か基準はあるのかそれをお伺いしたいと思います。あと2点は質問席で伺います。

○議長(内田靖信君) 総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長(永田義晴君) 江田議員の災害時の避難所に関する御質問にお答えいたします。

まず、避難所の開設の基準、段取りについて御説明させていただきます。突発的に発生する地震を除き、最も多いケースでございます大雨や台風であれば気象警報が発表されていてかつ雨量や河川の水位などの状況により災害発生が予見される場合に避難所を開設することとしております。ただし、実際に避難行動をとられる方の人数を予測することは非常に困難であるため不足が生じることでどうしても追加して開設するということが発生してしまうということは御理解をいただきたいと存じますが、今年の台風10号の際に限っては、最大級と予報されていたこと、それから7月豪雨の際、実績である程度の予測ができたことにより、当初から5か所の一次避難所に4か所の二次避難所を加えて開設いたしました。しかし、それでも不足しましたため、この場合はさらに追加

が発生し、最終的には14か所で開設をしたということでございます。今後も予見される災害の状況に応じて、必要と思われる避難所を開設いたしますが、通常は5か所の一次避難所を優先し、追加する際には避難所の場所、収容人数、駐車場可能台数、空調などの設備を総合的に判断し、その優先順位を決定しております。ただし、御承知のことと思っておりますけれども、災害の種類によっては開設できない避難所がございます。例えば、7月豪雨のような洪水の可能性があるときには、浸水想定区域にある玉陵中学校や滑石小学校などの避難所は開設できません。これは本年5月に配布しました玉名市防災マップにも一覽で掲載しておりますので、御確認をいただいていることと存じます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 15番 江田計司君。

○15番（江田計司君） 答弁をいただきました。

今年のようなことは大変だったですね、コロナで。私も避難所に行きましたけど、まず熱を測るんですね、そしてその住所を書いたり、ところが高齢者とかいろんな方だからこれが時間がかかるとですね、ですから今年のようなことはないと思っておりますけども、先ほどお話しされたように、避難所。しかし二次、三次避難所を開設されて、豪雨のときは車の中が多かったです。しかし台風のときは車の中は駄目だったですね、ですからとにかくその状況によって変わると思います。ただその台風のときは熊本日日新聞おられますけども、熊本日日新聞の朝刊にこういうことが書かれておりました。命を守る行動を最優先に。これまでは自宅で大丈夫だったのは通用しない。少しでも不安があれば躊躇することなく、指定避難所、親類や知人宅、ホテル、勤め先の社屋など自宅より安全な場所の頑丈な建物を選ぶ、身を寄せることを選ぶということを書いてありました。だから台風のときは車中泊は一度もありませんでした。だからその状況、状況によって避難の仕方が変わってくるんじゃないかと思っております。ただ、この玉名市内の人口に対しては避難箇所が少ないんじゃないかと思うんですね、だから今後そのようなことでいろいろ検討していただきたいと思っております。

2点目につきましては、豪雨のときなどに防災無線が聞き取りにくい、とにかく閉め切っているものですから、なかなか防災無線が聞こえない。これは何回も一般質問されておりました。だからそういうときに安心メールとか、いろいろやっておられますけども、避難時そういうときの避難はどういうことになるのかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 防災無線について答弁をいたします。

屋外スピーカーからの放送が聞こえにくいといった課題につきましては、雨や風向きなどの気象状況、家屋の機密性の向上などの要因もあり、完全に解消することは困難であると認識をしております。よって、以前から玉名市安心メールなどの文字情報を併用

して情報を自らとっていただきたいとの周知を継続しておりますけれども、御指摘のように携帯電話などのデジタルツールをお持ちでない方が一定数おられることは十分認識をしております。この方々への対策といたしましては、まず、放送した内容を聞き直すことができる防災無線電話応答サービスを本年度から稼働させておりますので、これを活用いただきたいということと、テレビ画面でのテロップになりますけれども、気象警報があれば気象台の発令に連動し、市が出します避難準備情報や避難所の開設情報等であれば、県のシステムへの入力に連動してテレビ画面上に流れることとなっておりますので、有事の際には特に注意をしていただきたいと存じます。また、今年度においては、防災ということをキーワードに複数の公民館講座を実施しております。講座では安心メールの登録などを行なうこととしております。日ごろの備えとしてこのような機会もぜひ、御活用いただけたらというふうに思います。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 15番 江田計司君。

○15番（江田計司君） 災害時には停電ということもあるわけですね、ですから特に高齢者はメールとか何とかあんまりですね、駄目なんですね、特に私なんかもそうですけど。そういう方のために以前、旧玉名市のときは何か携帯ラジオみたいなやつを配布されたことがあるとですよ、今は皆さんほとんど大抵の方は携帯電話を持っておられるので大丈夫だと思いますけども。

3点目は独居の高齢者など、避難所に行きたくても困難な人たちの、その人たちの対策はあるのか。市の防災計画との整合性は支援する側、支援される側の取扱いについてはあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 江田議員のひとり暮らしの高齢者等への対策について御答弁いたします。

本市の地域防災計画には、災害対策基本法に定めます避難行動要支援者支援制度に基づき、要支援者名簿を作成し、それを活用した支援を明記しております。これはひとり暮らしの高齢者等に対し、地元の区長さんをはじめ、民生委員の方々、また、隣近所の住民の方による様々な避難支援を行う制度でございます。計画においては、要支援者名簿を使って平常時の見守りや声かけのほか、災害発生時の安否確認、また、必要に応じて地元の消防団に情報を提供して支援を求めることといたしております。しかしながら、本年夏の大雨と台風のように非常に多くの住民の方が避難の対象となる場合などにおいては、まずは我が身の安全確保が第一でございますので、要支援者全員に十分な支援の手をさしのべることができない状況になることも考えられます。このような状況を踏まえ、災害発生時やそのおそれがあるときに高齢者等の避難が遅れることがないよう、先

にお答えしました安心メールの活用なども含め、早めの避難行動を起こしていただく自助の啓発を続けるとともに、地域の実情に精通されている区長さんや民生委員の方々を中心とした自主防災組織と地元消防団が連携協力し、避難訓練を実施するなどして日ごろから防災に対する意識の向上を官民合わせてスキルアップしていくことが必要と考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 15番 江田計司君。

○15番（江田計司君） ありがとうございます。

県南の豪雨のときは明暗が分かれたのは、やはり日ごろの訓練の結果だったと思われ
ますね。だから7月の豪雨のときなんですけども、ただ降水量は時間当たり30ミリだ
ったそうです。それで3日間で400ミリ。もしこれが人吉のように線状降水帯にな
った場合に時間の100ミリとか降るんですね、だからあのときも菊池川なんかはやっぱ
りあと1.5メートルで超すような状況だったんです。ですからとにかく時間当たり
に降ったときのことと考えて、これから想定をして対策を考えていかなければなら
ないんじゃないかと思えます。

最後になりますけど、国道501号線の南側、滑石、共和、塩浜、高道、大相、長保、
鍋、磯鍋、下沖洲、人口が70代の人が300人、80代の人が250名、90代の人
が80名、全体で75歳以上の方が43%おられるんです。だから高齢者の人は大体、
体が不自由な人が多いです。この人たちの避難に適したところはこの501号線より南
側は1か所もなかつです。ですから恐らく異常気象、特に台風ですね、台風はとにか
く想定外のことが起こってきます。ですからそういう人たちの避難することも考
えて、やっぱり市長、この南のほうばなんかちょっと考えていただきたいと思
います。だからそういうこともよろしく、前何回もお願いしてますけど、お願
いします。

今年も残りが20日となりました。新年は皆様にとりましても、玉名にとりましても
すばらしい年であることを、お願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（内田靖信君） 以上で、江田計司君の質問は終わりました。

これをもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3時03分 休憩

午後 3時46分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長から、本日付で追加議案2件及び報告5件が提出されました。

よって、この際、さきの議会運営委員会の結論に基づき、日程の追加と日程の順序の

変更について、お諮りいたします。

日程第2 市長提出追加議案上程

日程第3 提案理由の説明

日程第4 報告（5件）

以上、日程表のとおり日程に追加し、日程の順序を変更いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加し、日程の順序を変更することに決定いたしました。

日程第2 市長提出追加議案上程（議第127号及び議第128号）

○議長（内田靖信君） 日程第2、「市長提出追加議案上程」を行ないます。

これより市長提出追加議案を上程いたします。

議第127号玉名市長等の給与の特例に関する条例の制定についてから、議第128号工事施行協定の変更についてまでの市長提出追加議案2件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第3 提案理由の説明

○議長（内田靖信君） 日程第3、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいま上程いたしました各議案について、提案理由の説明を求めます。

副市長 村上隆之君。

〔副市長 村上隆之君 登壇〕

○副市長（村上隆之君） 追加提案いたしました議第127号及び議第128号の提案理由につきまして、御説明申し上げます。

追加議案書の1ページをお願いいたします。

議第127号玉名市長等の給与の特例に関する条例の制定についてでございますが、これは、職員の不祥事に伴い、令和3年1月1日から同月31日までの間、市長及び副市長の給料月額を10%削減するため、条例を制定するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和3年1月1日から施行し、同月31日でその効力を失うものでございます。

2ページをお願いいたします。

議第128号工事施行協定の変更についてでございますが、これは、平成30年6月26日議決の工事施行協定の締結についての一部を変更するものでございます。

変更の理由といたしましては、九州旅客鉄道株式会社に架設工事等を委託しておりま

す野口跨線橋新設工事におきまして、同社が受託発注した工事の入札時の落札残額が発生したこと及び橋梁架設工法の変更により工期が短縮されたことに伴いまして、当初契約金額3億6,321万円に対しまして、5,625万4,648円の減額となりますことから、議決事件の変更を行なうものでございます。

なお、減額分につきましては、現在協定の相手方であり九州旅客鉄道株式会社と変更の仮協定を締結しており、本議会で御承認いただきました後に、本協定の締結とするものでございます。

以上、詳細につきましては、所管の委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第4 報告

○議長（内田靖信君） 日程第4、「報告」を行ないます。

報告第13号専決処分の報告について 専決第13号ほか4件の報告があります。

総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） それでは、私のほうから報告案件5件について御説明申し上げます。

追加議案書の3ページをお願いいたします。

報告第13号専決処分の報告についてでございますが、これは地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容といたしましては、令和2年6月29日午後2時10分頃、大倉ハイツ駐車場において、市職員が運転する公用車が、同駐車場のフェンスに接触し、破損させたものでございます。相手方への損害賠償額といたしまして、市は100%に当たる10万5,600円を負担するものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車共済から全額給付されます。

4ページをお願いいたします。

報告第14号専決処分の報告についてでございます。これも地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容といたしましては、令和2年7月13日午前3時50分頃、市道青木小岱線にお

いて、垂れ下がった木の枝が相手方の大型自動車に接触し、荷台コンテナ左前方を破損させたものでございます。相手方への損害賠償額といたしまして、市は40%に当たる2万7,981円を負担するものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険から全額給付されます。

5ページをお願いいたします。

報告第15号専決処分の報告についてでございますが、これも地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容といたしましては、令和2年8月12日午後11時30分頃、市道受免北線において、相手方所有の乗用車が、路上に生じた橋との段差に接触し、車両底部及びマフラーが破損したものでございます。相手方への損害賠償額といたしまして、市は100%に当たる11万4,906円を負担するものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険から全額給付されます。

6ページをお願いいたします。

報告第16号専決処分の報告についてでございますが、これも地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容といたしましては、令和2年8月21日午前8時10分頃、市道玉名天水線において、垂れ下がった木の枝が、相手方が運転する軽自動車に接触し、フロントガラスを破損させたものでございます。相手方への損害賠償額といたしまして、市は50%に当たる10万9,636円を負担するものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険から全額給付されます。

7ページをお願いいたします。

報告第17号専決処分の報告についてでございますが、これも地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容といたしましては、令和2年9月2日午後10時頃、市道青木小岱線において、倒れていた竹が、相手方が運転する乗用車に接触し、ボンネット等を破損させたものでございます。相手方への損害賠償額といたしまして、市は30%に当たる5万937円を負担するものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会の道路賠償

責任保険から全額給付されます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 以上で、報告の説明は終わりました。

日程第5 議案の委員会付託

○議長（内田靖信君） 日程第5、「議案の委員会付託」を行ないます。

議第103号令和2年度玉名市一般会計補正予算（第11号）から議第111号令和2年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）まで、飛んで、議第116号玉名市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてから議第124号普通財産の無償貸付けについてまで、飛んで、議第126号人権擁護委員候補者の推薦についてから議第128号工事施行協定の変更についてまでの市長提出議案21件、以上の事件を一括議題といたします。

まず先に、ただいま議題となっております事件のうち、議第126号人権擁護委員候補者の推薦についての人事案件1件の委員会付託を省略することについて、お諮りいたします。

議第126号人権擁護委員候補者の推薦についての人事案件1件については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。

よって、議第126号の人事案件1件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議第126号の人事案件1件については、23日の閉会日にその審議を譲り、会議にて直接審議することにいたします。

それでは、ただいま委員会付託を省略いたしました議案を除き、議題となっております事件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議案付託表

総務委員会

議第103号 令和2年度玉名市一般会計補正予算（第11号）

（総則・第1表歳入歳出予算補正 歳入の部・第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、①議会費、②総務費、③民生費1項社会福祉費中8目

人権推進費 9 目男女共生推進費、④衛生費〔1 項保健衛生費を除く〕、
⑦商工費 1 項商工費中 7 目金栗四三 P R 推進費、⑨消防費・第 2 表繰
越明許費 ②総務費、⑨消防費・第 3 表債務負担行為補正 追加(1)(2)
(3)(4)(5)(10)(19)・第 4 表地方債補正)

議第 1 1 8 号 玉名市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の
一部を改正する条例の制定について

議第 1 2 2 号 くまもと県北病院機構設立組合の共同処理する事務の変更及び規約の
一部変更について

議第 1 2 7 号 玉名市長等の給与の特例に関する条例の制定について

建設経済委員会

議第 1 0 3 号 令和 2 年度玉名市一般会計補正予算（第 1 1 号）
（第 1 表歳入歳出予算補正 歳出の部、④衛生費 1 項保健衛生費中 9
目浄化槽設置整備費、⑥農林水産業費、⑦商工費〔1 項商工費中 5 目
消費者行政推進費 7 目金栗四三 P R 推進費を除く〕、⑧土木費、⑪災
害復旧費・第 3 表債務負担行為補正 追加(11)(12)(13)(14)(15)(16)(17)(18))

議第 1 0 7 号 令和 2 年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

議第 1 0 8 号 令和 2 年度玉名市九州新幹線漏水等被害対策事業特別会計補正予算
（第 2 号）

議第 1 0 9 号 令和 2 年度玉名市水道事業会計補正予算（第 2 号）

議第 1 1 0 号 令和 2 年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）

議第 1 1 1 号 令和 2 年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第 3 号）

議第 1 1 6 号 玉名市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

議第 1 1 9 号 玉名市浄化槽市町村整備推進事業減債基金条例の一部を改正する条例
の制定について

議第 1 2 8 号 工事施行協定の変更について

文教厚生委員会

議第 1 0 3 号 令和 2 年度玉名市一般会計補正予算（第 1 1 号）
（第 1 表歳入歳出予算補正 歳出の部、③民生費〔1 項社会福祉費中
8 目人権推進費 9 目男女共生推進費を除く〕、④衛生費 1 項保健衛生
費中 1 目保健衛生総務費 2 目予防費 3 目母子衛生費、⑦商工費 1 項商
工費中 5 目消費者行政推進費、⑩教育費・第 2 表繰越明許費 ⑩教育
費・第 3 表債務負担行為補正 追加(6)(7)(8)(9)(20)(21)(22)(23))

- 議第104号 令和2年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議第105号 令和2年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議第106号 令和2年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
議第117号 玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議第120号 玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
議第121号 玉名市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第123号 普通財産の無償譲渡について
議第124号 普通財産の無償貸付けについて
-

○議長（内田靖信君） 各常任委員会におかれましては、会期日程に従い、審査をお願いいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。委員会審査のため、明12日から22日までの11日間休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。

よって、明12日から22日までの11日間休会することに決定いたしました。

23日は、定刻より会議を開き、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時59分 散会

第 5 号

1 2 月 2 3 日 (水)

令和2年第8回玉名市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

令和2年12月23日（水曜日）午前10時00分開議

開 議 宣 告

日程第1 委員長報告

- 1 総務委員長報告
- 2 建設経済委員長報告
- 3 文教厚生委員長報告

日程第2 質疑・議員問討議・討論・採決

（議第103号から議第111号まで、議第116号から議第124号まで、議第127号及び議第128号）

議第103号 令和2年度玉名市一般会計補正予算（第11号）

議第104号 令和2年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第105号 令和2年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議第106号 令和2年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議第107号 令和2年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

議第108号 令和2年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第2号）

議第109号 令和2年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）

議第110号 令和2年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

議第111号 令和2年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）

議第116号 玉名市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

議第117号 玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議第118号 玉名市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議第119号 玉名市浄化槽市町村整備推進事業減債基金条例の一部を改正する条例の制定について

議第120号 玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

議第121号 玉名市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第122号 くまもと県北病院機構設立組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

議第123号 普通財産の無償譲渡について

議第124号 普通財産の無償貸付けについて

議第127号 玉名市長等の給与の特例に関する条例の制定について

議第128号 工事施行協定の変更について

日程第3 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

（議第126号）

議第126号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第4 委員会の中間報告

1 有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員長報告

日程第5 議員派遣の件

閉 会 宣 告

本日の会議に付した事件

開 議 宣 告

日程第1 委員長報告

1 総務委員長報告

2 建設経済委員長報告

3 文教厚生委員長報告

日程第2 質疑・議員間討議・討論・採決

（議第103号から議第111号まで、議第116号から議第124号まで、
議第127号及び議第128号）

議第103号 令和2年度玉名市一般会計補正予算（第11号）

議第104号 令和2年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第105号 令和2年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議第106号 令和2年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議第107号 令和2年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

議第108号 令和2年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第
2号）

議第109号 令和2年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）

議第110号 令和2年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

議第111号 令和2年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）

議第116号 玉名市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

議第117号 玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議第118号 玉名市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一
部を改正する条例の制定について

議第119号 玉名市浄化槽市町村整備推進事業減債基金条例の一部を改正する条例の

制定について

議第120号 玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

議第121号 玉名市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第122号 くまもと県北病院機構設立組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

議第123号 普通財産の無償譲渡について

議第124号 普通財産の無償貸付けについて

議第127号 玉名市長等の給与の特例に関する条例の制定について

議第128号 工事施行協定の変更について

日程第3 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）
（議第126号）

議第126号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第4 委員会の中間報告

1 有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員長報告

日程第5 議員派遣の件

日程第6 議員提出議案上程
（議員提出第3号）

議員提出第3号 玉名市議会議員の議員報酬等の減額、支給停止及び不支給に関する条例の制定について

日程第7 提案理由の説明

日程第8 議員提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）
（議員提出第3号）

議員提出第3号 玉名市議会議員の議員報酬等の減額、支給停止及び不支給に関する条例の制定について

日程第9 くまもと県北病院機構設立組合議会議員補欠選挙

日程第10 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

閉 会 宣 告

出席議員（20名）

1番	坂本公司君	2番	吉田真樹子さん
3番	吉田憲司君	4番	一瀬重隆君
5番	赤松英康君	6番	古奥俊男君
7番	北本将幸君	8番	多田隈啓二君

9番	松本憲二君	10番	徳村登志郎君
12番	西川裕文君	13番	嶋村徹君
14番	内田靖信君	15番	江田計司君
16番	近松恵美子さん	18番	前田正治君
19番	作本幸男君	20番	森川和博君
21番	中尾嘉男君	22番	田畑久吉君

+++++

欠席議員（なし）

+++++

欠 員（2名）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	松本留美子さん	事務局次長	荒木勇君
次長補佐	松野和博君	書記	古閑俊彦君
書記	入江光明君		

+++++

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
総務部長	永田義晴君	企画経営部長	今田幸治君
市民生活部長	蟹江勇二君	健康福祉部長	竹村昌記君
産業経済部長	上野伸一君	建設部長	片山敬治君
企業局長	酒井史浩君	教育長	福島和義君
教育部長	西村則義君	監査委員	元田充洋君
会計管理者	二階堂正一郎君		

午前10時01分 開議

○議長（内田靖信君） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用を許可いたします。また、傍聴人についても同様といたします。

日程第1 委員長報告

○議長（内田靖信君） 日程第1、「委員長報告」を行ないます。

これより、各委員会に付託し、審査を終了いたしました事件の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

議第103号令和2年度玉名市一般会計補正予算（第11号）から議第111号令和2年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）まで、飛んで、議第116号玉名市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてから議第124号普通財産の無償貸付けについてまで、飛んで、議第127号玉名市長等の給与の特例に関する条例の制定についてから議第128号工事施行協定の変更についてまでの市長提出議案20件、以上の事件を一括議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、各委員長の報告の後、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。各委員長の報告を求めます。

総務委員長 近松恵美子さん。

[総務委員長 近松恵美子さん 登壇]

○総務委員長（近松恵美子さん） おはようございます。

12月11日に、総務委員会に付託されました案件は、議案4件であります。委員会における審査の経過と結果について、御報告いたします。

まず、議第103号令和2年度玉名市一般会計補正予算（第11号）中付託分についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,285万8,000円を追加し、総額を419億4,507万2,000円とするものであります。

第2表繰越明許費、2款総務費は、WEB会議環境整備事業ほか1件でいずれも財源に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用予定であり、機器の調達と環境整備に時間を要することから繰り越すものであります。

9款消防費は、積載車5台を更新するもので、新型コロナウイルス感染拡大による入札の遅れにより繰り越すものであります。

第3表債務負担行為補正については、議会だより印刷業務ほか6件の期間及び限度額

の設定。また、第4表地方債補正については、防災無線等整備事業の限度額を追加し、旧庁舎跡地周辺急傾斜地崩壊対策事業ほか1件は事業費の追加及び決定に伴う限度額変更であります。

歳入の主なものは、11款は、普通交付税1,094万2,000円の追加で、今回の補正の財源調整であります。15款国庫支出金は、5,679万9,000円の追加で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等であります。16款県支出金は1,452万7,000円の追加で、新型コロナウイルス感染症対応総合交付金や攻めの園芸生産対策事業補助金等であるとの説明がありました。

歳入に関しては、特に質疑もありませんでした。

次に、歳出は各款において人事院勧告に基づく給与改定等により、人件費の減額が生じております。新型コロナウイルス対策関連として、非接触型体温検知システム購入事業ほか6事業。歳出の主なものとして、旧庁舎跡地周辺急傾斜地崩壊対策事業での工事請負費やWEB会議環境整備事業における整備費等、災害廃棄物処理事業、防災行政無線屋外拡声子局増設工事等であります。

まず、委員から、人事院勧告による期末手当の減額の総額と会計年度任用職員の場合の取扱いはとの質疑があり、執行部から、常勤職員の総額940万6,414円が減額となる。1人当たり平均1万8,000円ほどである。会計年度任用職員については職員に準ずるとなっているため、職員同様0.05月引き下げることにするとの答弁でした。

次に、委員から、旧庁舎跡地周辺急傾斜地を解消した後の総合的プランニングの考えはとの質疑があり、執行部から、旧庁舎跡地一体整備として文化センターの改修や建て替えを費用も含め検討している段階であり、民間事業者からの意見・提案を伺うサウンディング調査を実施し、官民連携事業としての事業計画を今年度内にはめどをつけ進めていく予定である。また、緊急自然災害防止対策事業債が令和2年度で終了する予定のため、市への財政負担が最小限となるよう今年度中に事業契約が必要となる。また、その後の一体的整備を行なうに当たって、財源として都市構造再編集中支援事業などの交付金の活用を検討しているが、そのためには、土砂災害特別警戒区域などの指定をあらかじめ解除しておくことが要件であり、今進める必要があるとの答弁でした。

次に、委員から、ごみ袋作成業務は現在の業者に委託するののかとの質疑があり、執行部から、次年度から活性フェロキサイド原料配合の袋から植物原料を配合したバイオマスプラスチックのごみ袋に変更する予定である。契約方法については材質変更に伴い随意契約から入札方式に変更するとの答弁でした。

このほか、被災家屋解体・処理業務、タブレット購入入札、公費解体の内訳、乗合タクシー業務システム導入についても質疑がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第103号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第118号玉名市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、地方税法の一部改正に準じ、条例の整備を図るものであります。

内容としては、税制改正により延滞金等の算定に使用される特例基準割合の名称が変更されたこと等に伴い、玉名市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例ほか2本の条例中の文言その他所要の改正を行なうものであります。

なお、附則として、この条例は、令和3年1月1日から施行するものであるとの説明がありました。

委員から、延滞金の割合を切り上げると不利になるのではとの質疑があり、執行部から、割合が0%にならないように、下限を0.1%と規定したもの。改正規定だけみれば、不利になったとも言えなくもないが、本来の延滞金率14.6%が特例で低く抑えられていることや延滞金の趣旨など、総合的に考えると不利とまでは言えないのではないかと答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第118号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第122号くまもと県北病院機構設立組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてであります。

これは、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があることから提案されたものであります。

内容としては、新病院への移転に伴う事務所所在地の変更、共同処理する事務の内容の明確化、独立行政法人の名称との混同を避けるための組合名称の変更その他所要の変更を行なうものであります。

なお、附則といたしまして、この規約は、一部を除き、令和3年4月1日から施行するものであるとの説明がありました。

本件について、特に質疑がなく審査を終了し、採決の結果、議第122号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第127号玉名市長等の給与の特例に関する条例の制定についてであります。

これは、職員の不祥事に伴い、令和3年1月1日から同月31日までの間、市長及び副市長の給料月額を10%削減するため、条例を制定するものであります。

なお、附則として、この条例は、令和3年1月1日から施行し、同月31日でその効力を失うものであるとの説明がありました。

委員から、市長・副市長の10%カットは前回の不祥事の時もあったのかとの質疑があり、執行部から、前はあっていない。今回2回続いたため、全般の事例を鑑みて減額を行なったとの答弁でした。

以上、審査を終了し、議第127号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（内田靖信君） 建設経済委員長 田畑久吉君。

[建設経済委員長 田畑久吉君 登壇]

○建設経済委員長（田畑久吉君） 皆さん、毎日、大変御苦勞さまでございます。

今期、建設経済委員会に付託されました議案9件について、その審査の経過と結果を報告いたします。

まず、初めに、議第103号令和2年度玉名市一般会計補正予算（第11号）中付託分についてであります。

本委員会関係の主なものは、6款農林水産業費で、攻めの園芸生産対策事業補助金など1,654万9,000円の追加。7款商工費で492万円の追加。これは、「温泉×アウトドア×新たな生活様式」をテーマに、安全・安心にアウトドアと温泉を楽しんでもらうことを目的として、草枕温泉敷地内の整備を行なうものであります。8款土木費は、岱明玉名線と旧208号線が合流する交差点改良工事に伴う光ケーブルの移設費用など2,889万4,000円の追加。また、各款において、人事院勧告に基づく給与改定等により、人件費の減額が生じております。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第103号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第107号令和2年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出それぞれ2万1,000円を減額し、総額を4,152万1,000円とするもので、内容は、人事院勧告に基づく職員給与等の調整であります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第107号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第108号令和2年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出それぞれ4万6,000円を減額し、総額を6,856万6,000円とするものであり、内容は、人事院勧告に基づく職員給与等の調整であります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第108号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第109号令和2年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的支出の補正を19万6,000円減額し、総額を7億6,852万7,000円とするもので、内容は、人事院勧告に基づく職員給与等の調整であります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第109号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第110号令和2年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的支出の補正を23万7,000円減額し、総額を15億2,415万6,000円とするもので、内容は、人事院勧告に基づく職員給与等の調整であります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第110号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第111号令和2年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的支出の補正を2万円減額し、総額を3億9,831万円とするものであり、内容は、人事院勧告に基づく職員給与等の調整であります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第111号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第116号玉名市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計を廃止するため、条例の整備を図るもので、内容は、九州新幹線濁水等の被害対策として整備を続けていた農業用水施設の設置が完了し、今後は施設の維持管理へ移行することから、この事業に係る特別会計を廃止するものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第116号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第119号玉名市浄化槽市町村整備推進事業減債基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、浄化槽法の一部改正に伴い条例の整備を図るもので、内容は、法律の改正により「公共浄化槽」の定義が新設されたことから題名を含めた条例中の文言の整備を行なうものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第119号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第128号工事施行協定の変更についてであります。これは、平成30年6月26日議決の工事施行協定の締結についての一部を変更するもので、変更の理由は、九州旅客鉄道株式会社に架設工事等を委託している野口跨線橋新設工事において、同社

が受託発注した工事の入札時の落札残額が発生したこと及び橋梁架設工法の変更により工期が短縮されたことで当初契約金額から減額となることから議決事件の変更を行なうものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第128号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、今期、建設経済委員会に付託されました案件の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（内田靖信君） 文教厚生委員長 嶋村 徹君。

[文教厚生委員長 嶋村 徹君 登壇]

○文教厚生委員長（嶋村 徹君） 皆さん、おはようございます。

今期、文教厚生委員会に付託されました、議案9件について、審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、議第103号令和2年度玉名市一般会計補正予算（第11号）中付託分についてであります。3款民生費は、1億2,055万2,000円の追加で、主なものは、幼児教育・保育の無償化に伴う令和元年度子育てのための施設等利用給付費に係る国庫及び県負担金の超過交付分の償還金であります。

4款衛生費は、1,776万9,000円の追加で、本委員会関係の主なものは、全国民を対象とした新型コロナウイルスワクチン予防接種の体制整備に向けたシステム改修業務であります。

10款教育費は、7,747万9,000円の追加で、主なものは、横島町公民館の空調設備の改修事業、電子図書館導入業務であります。また、各款において、人事院勧告に基づく給与改定等により、人件費の減額が生じております。

そのほか、繰越明許費1件、債務負担行為補正8件についても説明がありました。

説明後、委員から、コロナの影響がある中、今年度の生活保護の相談、申請件数が減っている背景をどう考えるかとの質疑があり、執行部から、前年度に過去最多の申請があっていたことに加え、社会福祉協議会で実施している資金の貸付けは右肩上がりが増加しており、そうした支援により現状をしのいでいる方が多いのではないかと考えるとの答弁でした。

次に、委員から、児童生徒1人1台タブレット配備により来年度導入予定のICT支援員の具体的な業務はとの質疑があり、執行部から、支援員は市が直接採用するのではなく、業務の受託業者が専門員を派遣する。業務はICT機器等を活用する授業での教師、児童生徒への支援等を予定しているとの答弁でした。

次に、委員から、横島町公民館多目的ホールの空調改修工事は、市の計画で予定があったのかとの質疑があり、執行部から、公共施設長期整備計画では、令和11年度に中

規模修繕の予定であったが、コロナ対策にもなり、コロナ対応の臨時交付金を活用できることから前倒しで実施することとしたとの答弁でした。

そのほか、生活保護の申請件数、子育て支援センターでのコロナ感染予防、ひとり親世帯への臨時特例給付金、コロナウイルスワクチンの接種方式、電子図書館事業、学校給食費の公会計化、35人学級、学校医等の報酬、みかんと草枕の里スポーツまつりにについても質疑がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第103号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第104号令和2年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出それぞれ51万7,000円を追加し、総額を91億4,967万7,000円とするもので、歳出の主なものは、税制改正に伴う国民健康保険税システムの改修費であります。

説明後、委員から、歳入に関して、コロナの影響で実施した減免措置による減少分については、国・県からの補助金・交付金により補填され、市の国保会計には影響が及ばないということかとの質疑があり、執行部から、そのとおりであるとの答弁でした。

次に、委員から、オンライン資格確認とはどのようなものかとの質疑があり、執行部から、令和3年3月から導入されるマイナンバーカードを使用した資格確認であるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第104号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第105号令和2年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出それぞれ263万4,000円を追加し、総額を9億7,928万8,000円とするもので、歳出の主なものは、税制改正に伴う後期高齢者医療システムの改修費であります。

説明後、委員から、業務システムの改修は、いつの税制改正に対応するものかとの質疑があり、執行部から、平成30年度の税制改正の内容に対応するものであるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第105号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第106号令和2年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出それぞれ3,073万2,000円を追加し、総額を79億1,232万7,0

00円とするもので、歳出の主なもの、介護保険保険者努力支援交付金等の交付決定に伴う介護給付費準備基金への積立てであります。

そのほか、債務負担行為5件についても説明がありました。

説明後、委員から、緊急通報装置の通報の仕組みと来年度の貸与件数の予定はとの質疑があり、執行部から、通報した場合、まず委託事業者に連絡がいき、必要があれば協力員や有明消防本部に連絡がいく。60件分程度の予算計上を予定しているとの答弁でした。

次に、委員から、保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金の仕組みはとの質疑があり、執行部から、両交付金は、実施する介護予防活動等について幅広く評価指標を設定し、その達成状況と他自治体との相対的な評価により交付金額が決定する。今年度交付分については、両交付金とも県内14市の中で上位の評価であったとの答弁でした。

次に、委員から、介護予防事業等の取組により、介護度が下がるといった事例はあのかとの質疑があり、執行部から、加齢が伴うため介護度を下げるとするのは難しいと思われるが、高齢者が介護予防活動等に参加されることで介護度の上昇を抑制している事例は多数あると考えるとの答弁でした。

そのほか、コロナ禍での介護予防活動、拠点型介護予防事業についても質疑がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第106号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第117号玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、地方税法施行令の一部改正に伴い、条例の整備を図るもので、内容は、個人所得課税の見直しに伴う国民健康保険税の軽減判定所得基準の見直しに合わせた規定の整備を行なうものあります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第117号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第120号玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、玉名市立高道保育所の民営化に伴い、条例の整備を図るもので、同保育所を廃止することによるものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第120号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第121号玉名市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する

る条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、条例の整備を図るもので、内容は、居宅介護支援事業所の管理者の要件について、国が定める基準の改正を踏まえた規定の整備を行なうものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第121号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第123号普通財産の無償譲渡についてであります。

これは、玉名市立高道保育所の民営化に伴い、保育所の建物を社会福祉法人岱明憲章会に、令和3年4月1日付けで無償譲渡するものであります。

説明後、委員から、市立保育所の民営化に関連して、伊倉保育所の今後の方向性はその質疑があり、執行部から、今後の少子化等の社会情勢や民間保育所の運営状況等も総合的に勘案し、統合や廃園も含めて、今後、公立保育所の在り方検討委員会において協議していきたいとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第123号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第124号普通財産の無償貸付けについてであります。

こちら、高道保育所の民営化に伴い、保育所の土地を社会福祉法人岱明憲章会に、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで、無償貸付けをするものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第124号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

そのほか、高齢者のインフルエンザ予防接種の接種状況、小中学校での各種コロナ対策、修学旅行の実施状況、高校入試への対応などについても、質疑がなされました。

以上で、今期、文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（内田靖信君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

日程第2 質疑・議員間討議・討論・採決

○議長（内田靖信君） 日程第2、「質疑・議員間討議・討論・採決」を行ないます。

これより、質疑に入ります。

ただいままでの各委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

○議長（内田靖信君） 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

まず、予算議案の採決に入ります。

議第103号 令和2年度玉名市一般会計補正予算（第11号）

議第104号 令和2年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第105号 令和2年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議第106号 令和2年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議第107号 令和2年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

議第108号 令和2年度玉名市九州新幹線湧水等被害対策事業特別会計補正予算
（第2号）

議第109号 令和2年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）

議第110号 令和2年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

議第111号 令和2年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）

以上、予算議案9件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております議第103号から議第111号までの予算議案9件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第103号から議第111号までの予算議案9件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、条例議案の採決に入ります。

議第116号 玉名市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

議第117号 玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議第118号 玉名市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議第119号 玉名市浄化槽市町村整備推進事業減債基金条例の一部を改正する条例の制定について

議第120号 玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

議第121号 玉名市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第127号 玉名市長等の給与の特例に関する条例の制定について
以上、条例議案7件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております議第116号から議第121号まで、議第127号の
条例議案7件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第116号から議第121号
まで、議第127号の条例議案7件については、いずれも原案のとおり決定いたしまし
た。

続いて、その他の議案の採決に入ります。

議第122号 くまもと県北病院機構設立組合の共同処理する事務の変更及び規約の
一部変更について

議第123号 普通財産の無償譲渡について

議第124号 普通財産の無償貸付けについて

議第128号 工事施行協定の変更について

以上、議案4件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております議第122号から議第124号まで、議第128号の
議案4件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第122号から議第124号
まで、議第128号の議案4件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

日程第3 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

○議長（内田靖信君） 日程第3、「市長提出議案審議」を行ないます。

議第126号人権擁護委員候補者の推薦についての市長提出議案1件を議題といたし
ます。

これより、委員会付託を省略しておりました議第126号の人事案件1件の審議に入
ります。

審議の方法は、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。

これより、質疑に入ります。

議第126号の人事案件1件について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

議第126号の人事案件1件について、議員間討議はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

議第126号の人事案件1件について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

議第126号人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。議第126号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第126号については、原案のとおり推薦に同意することに決定いたしました。

日程第4 委員会の中間報告

○議長（内田靖信君） 日程第4、「委員会の中間報告」を行ないます。

有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会に付託中の審査事項については、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行ないたいとの申出がありますので、この際、これを許します。

有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員長 江田計司君。

[有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員長 江田計司君 登壇]

○有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員長（江田計司君） おはようございます。

有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会の中間報告をいたします。

去る11月16日午前10時より、第1委員会室におきまして、旧庁舎跡地利活用に関することを議題とし、急傾斜地崩壊対策事業について、委員会を開催し質疑と審査を行ないました。

執行部から、急傾斜地の工事の設計案を作成したので、事業の進捗状況、工事の概要、概算の費用、スケジュールの説明がありました。

この事業には、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、6月補正より5か月が経過。進捗状況として、玉名第1保育所に関して、ドラマ館終了後の建物を改修して園庭などを整備した後、9月14日に引っ越しを行ない、現在67人の園児が通園しているところである。これまでの園舎に関しては、仮園舎に移転後、解体に着手し11月末には終了する予定。

文化財発掘調査に関しては、文化センターの駐車場部分は、コロナ禍のため公民館が休館していた期間に予備調査を実施。結果埋蔵文化財がなかったため本調査が不要と判断。一方、7月に実施した保育所の園庭部分の予備調査で遺構が確認され、12月に園舎跡部分の予備調査を行ない、来年2月に本調査を行なう予定。ほかに地質調査や測量設計業務を実施していて、年度内の工事契約締結に向けて進めている。旧庁舎跡地の危険箇所である土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域ののり面崩壊を防止し、災害から市民を守るといふことと、今後の跡地整備に補助事業を用いるため、災害区域を解除しておくということが目的である。

去る9月3日に地質調査及び測量設計を発注し、地質調査は、現地調査が完了し、現在土質試験や解析業務等を行なっている。また測量設計については、平面測量と縦横断測量が完了し、現在は詳細設計に着手している。したがって、急傾斜地ののり面の工法の中でも一番費用がかかるブロック積の想定で施工した場合での説明があり、今後県との協議や支援を仰ぎながら進め、来年3月までに工事の発注を行ない、令和3年度中に完了予定であるとの説明がありました。

委員から、今回の構造計算で県の許可や、旧庁舎跡地での基準、また計画高が変わった場合の構造上の問題点はとの質疑に、執行部から、この上に建築物があっても大丈夫になるよう構造計算をして施工するようにしているので問題はないと考えている。急傾斜地の区域を解除するために5メートル未満にする、そして宅地に適した工法で施工するので規制にかからないとの答弁でした。

委員から、今後の地質調査によって工法が変更になるとあるが、変更の場合の要因はとの質疑に、執行部から、現在地質調査を行なっているところで、室内試験が残っていてその結果を設計に反映することが残っているので、この工法が最終的なものではないとの答弁でした。

委員から、現在ある飲食店等との高さの差は、どんなふうになるのか。のり面の範囲は何か構造物ができるようになるのかとの質疑に、執行部から、今回の工事は急傾斜地を解消するための工事なので、この工事では、のり面にするが、今後何かの構築物が必要となれば、そのときに検討されると考えているとの答弁でした。

委員から、将来設計はなく、とりあえず工事を行なうということか。跡地利用が決まったら変更することもありうるということか。通常は利用がしやすいように平らにするなどがいいと思うがとの質疑に、執行部から、まずは急傾斜地を解消しない限り、何もできない。まずは急傾斜地解消のために取り組んでいきたいとの答弁でした。

委員から、文化センターの駐車場はどうなるのかとの質疑に、執行部から、スロープを作って、駐車場として使用できるようにもなるなど活用の可能性はあるとの答弁でした。

委員から、有効面積をいかに残すかが問題になるがとの意見に、執行部から、半分は急傾斜地解消のための高さにして、有効活用が決まれば掘削するなどできるように計画しているとの答弁でした。

委員から、旧庁舎跡地側はどうなるのかとの質疑に、執行部から、全体的にかさ上げをした方が有効利用しやすいと考えているとの答弁でした。

以上で、有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（内田靖信君） 以上で、有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会の中間報告は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時11分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 議員派遣の件

○議長（内田靖信君） 日程第5、「議員派遣の件」を議題といたします。

お手元に配付しております派遣の内容について、職員に説明させます。

議会事務局次長 荒木 勇君。

[議会事務局次長 荒木 勇君 登壇]

○議会事務局次長（荒木 勇君） 命によりまして、派遣の内容につきまして御説明申し上げます。

派遣目的、第28回熊本県市議会議員研修会への出席のため。

派遣場所、熊本県熊本市。

派遣期間、令和3年2月8日の1日間。

派遣議員、全議員。

これは、地方自治の確立と都市の交流発展を目的に、熊本県市議会議長会主催によります議員研修会に、県下14市の議員が出席されることとなっております。

よって、全議員の派遣が必要なため、議員派遣をお諮りするものであります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 以上で、派遣の内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、議員を派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議員を派遣することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議決した事項について、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任することに決定いたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前 11 時 14 分 休憩

午後 1 時 18 分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加について、お諮りいたします。さきの議会運営委員会の結論に基づき、

日程第 6 議員提出議案上程

議員提出第 3 号 玉名市議会議員の議員報酬等の減額、支給停止及び不支給に関する条例の制定について

日程第 7 提案理由の説明

日程第 8 議員提出議案審議

日程第 9 くまもと県北病院機構設立組合議会議員補欠選挙

日程第 10 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

以上、日程表のとおり日程に追加したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。

よって、日程表のとおり日程に追加することに決定いたしました。

日程第 6 議員提出議案上程

○議長（内田靖信君） 日程第 6、「議員提出議案上程」を行ないます。

これより、議員提出議案を上程いたします。

議員提出第 3 号 玉名市議会議員の議員報酬等の減額、支給停止及び不支給に関する条例の制定について

以上、議員提出議案 1 件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第7 提案理由の説明

○議長（内田靖信君） 日程第7、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの議員提出第3号について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 徳村登志郎君。

[議会運営委員長 徳村登志郎君 登壇]

○議会運営委員長（徳村登志郎君） それでは、本日提案いたしました議員提出第3号玉名市議会議員の議員報酬等の減額、支給停止及び不支給に関する条例の制定について、提出者である議会運営委員会を代表いたしまして、私から提案理由の説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、議員の職責及び議会に対する市民の信頼の確保に鑑み、療養等の理由による長期欠席のために議員の職責を果たせない場合または議会への市民の信頼に反し議員としての責任を果たせない場合における議員報酬等の特例に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

この条例は、玉名市議会議員が本会議や委員会等の会議を長期間欠席した場合の議員報酬及び期末手当の減額、議員が刑事事件の被疑者または被告人として拘束等の処分を受けた場合に報酬及び期末手当を支給停止すること等について、新たに必要な事項を定めるものであります。

主な内容は、会議等について180日を超える連続した欠席の場合は100分の25、365日を超える場合は100分の50を規定の議員報酬及び期末手当から減額して支給するものであります。ただし、公務災害及び議員の出産等に関しては、適用除外とするものであります。

また、議員が刑事事件の被疑者または被告人として拘束等の処分を受けた場合においては、議員報酬及び期末手当を支給停止または不支給とするものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（内田靖信君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

念のために申し上げます。

議員提出第3号については、委員会提出の議案であるため、会議規則第37条第2項の規定に基づき、委員会に付託しないことになっております。

よって、議員提出第3号については、議事の都合により、日程に従い、引き続き会議にて直接審議を行ないます。

日程第8 議員提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

○議長（内田靖信君） 日程第8、「議員提出議案審議」を行ないます。

改めて、議員提出第3号 玉名市議会議員の議員報酬等の減額、支給停止及び不支給に関する条例の制定について

以上、議員提出議案1件を議題といたします。

これより、ただいま議題となっております議員提出第3号の審議に入ります。審議の方法は、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。

これより、質疑に入ります。

議員提出第3号について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

議員提出第3号について、議員間討議はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

議員提出第3号について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

議員提出第3号 玉名市議会議員の議員報酬等の減額、支給停止及び不支給に関する条例の制定について、採決いたします。

議員提出第3号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出第3号については、原案のとおり決定いたしました。

日程第9 くまもと県北病院機構設立組合議会議員補欠選挙

○議長（内田靖信君） 日程第9、「くまもと県北病院機構設立組合議会議員補欠選挙」を行ないます。

玉名市及び玉東町をもって組織するくまもと県北病院機構設立組合の議会の議員については、同組規約第5条第2項の規定により、組合市町の議会の議員のうちから当該組合市町の議会においてこれを選挙することとなっております。

また、同規約第5条第1項の規定により、組合の議会の議員の定数6名に対し、玉名市選挙区における選出の議員数は5名と定められております。

現在、玉名市選挙区の議員1名が欠員となっておりますので、同規約第7条の規定に

より、補欠選挙を行なうものであります。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

次に、指名の方法についてお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、指名の方法は、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、議長から、くまもと県北病院機構設立組合議会議員に、坂本公司議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました坂本公司議員を、くまもと県北病院機構設立組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました坂本公司議員が、くまもと県北病院機構設立組合議会議員に当選されました。

ただいま、くまもと県北病院機構設立組合議会議員に当選されました坂本公司議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

日程第10 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

○議長（内田靖信君） 日程第10、「熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙」を行ないます。

熊本県後期高齢者医療広域連合の議会の議員については、同連合規約第8条の規定により、構成市町村の長及び議会の議員のうちから各構成市町村の議会において1人を選挙することとなっております。

現在、玉名市の議員1名が欠員となっておりますので、同規約第8条の規定により、選挙を行なうものであります。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

次に、指名の方法についてお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、指名の方法は、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、議長から、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、内田靖信を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました、私、内田靖信を、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、私、内田靖信が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

ここで、市長より発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 令和2年第8回定例会の閉会に当たりまして、御礼のごあいさつを申し上げます。

今議会に提案をさせていただきました、議案に対しましては、慎重に御審議をいただき、御承認を賜りましたことに、厚く御礼を申し上げたいと存じます。

また、このたび議会におかれましては、内田議長が新たに就任されたところでございます。内田議長のリーダーシップのもと、市民の皆様への信頼形成に向けた議会運営に努めていただきたいと改めて期待をしているところでございますし、終息の兆しが見えないコロナ禍にあっても市民生活の安定を最優先に考えておりますので、引き続き、内田議長をはじめ、議員各位の御協力をお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る状況につきましては、本格的な冬の到来を迎え、急激な感染拡大が続き、国におきましては、11月25日に感染拡大防止のための「勝負の3週間」と位置づけ、集中的に感染防止対策を進めてきました。しかし、その取組とは裏腹に、全国各地で新規感染者数が過去最多を更新し、今月21日には感染者

は、累計20万人を超えるなど、感染拡大に歯止めがかからない状況となっています。また、そのような中、国がこれまで経済対策の柱として進めてきましたG o T oトラベル事業につきましては、今年28日から1月11日までの間、全国一律に一時停止することとし、また、飲食店への営業時間短縮の要請を延長するなど、経済への影響も懸念されているところでございます。

熊本県の状況につきましては、今年3日から18日までを集中要請期間として、感染防止の集中対策を進めてきたところですが、今年14日には、1週間の新規感染者数と病床使用率が基準を超えたため、感染リスクレベルを最も高い「レベル5 厳戒警報」に緊急的に引き上げられました。また、18日には、集中要請期間を1月11日まで延長し、併せて感染が流行している県外への不要不急の移動の自粛や、県外からの年末年始の帰省の自粛などを要請しており、最大限の警戒と、より一層強い意識をもって感染防止対策を徹底することが、求められているところでございます。

こうした中、国におきましては、12月15日に総額21兆円規模の第3次補正予算案と、21日には過去最大となる106兆円を超える新年度当初予算案が閣議決定されたところでございます。本市におきましても、今後、国の動向を注視しながら、感染拡大防止対策と地域経済活動との両立を図っていくために、引き続き、本市の実情に応じた支援策を適切に実施していきたいと考えているところでございますし、ウィズコロナ、アフターコロナに対応した新しい行政運営につきましても、前例主義にとらわれず、検討を進めてまいりたいと考えております。

さて、今年1年を振り返ってみますと、1月に新型コロナウイルスの国内初感染が確認されて以降、コロナ対策に終始した1年でありました。特に、4月には新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態宣言が全国に発出され、外出自粛や休校措置など、多くの行動制限が求められ、それまでの生活は一変し、かつての当たり前だった日常のありがたさを改めて痛感したところでございます。また、7月には、県南地域を中心として、甚大な被害をもたらした記録的な豪雨や、平年より11日遅い梅雨明けとその後の猛暑。そして、9月には特別警報級の勢力で接近または上陸が予想されていた台風10号など、これまでの経験や常識が大きく覆された年でもありました。来年は、ぜひとも新型コロナウイルス感染症が終息することを願いながら、市民の皆様が、当たりの日常を1日でも早く取り戻すことができるように、また笑顔で安心して生活していただけるように、各種施策の推進に全力で取り組んでいきたいと考えております。

今年も残すところあと僅かとなり、何かと慌ただしい時期を迎えることとなりますが、議員各位におかれましては、この1年間、市政運営には多方面におきまして御協力をいただき感謝を申し上げます。これから冬本番を迎え、寒さもより厳しくなりますが、健康に留意され、すばらしい新年をお迎えいただきますよう御祈念申し上げ、閉会に当た

りまして、御礼のあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（内田靖信君） これにて本会議を閉じ、令和2年第8回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午後 1時36分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 内 田 靖 信

玉名市議会副議長 多田隈 啓 二

玉名市議会議員 坂 本 公 司

玉名市議会議員 吉 田 真樹子